

佐 野 市 国土強靱化 地 域 計 画



協働で築く安全・安心な未来 災害に強いまちづくり

令和 2年 8月

栃木県 佐野市

市長あいさつ

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災からの復興が進む中、近年では、平成 27 (2015) 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 (2016) 年熊本地震、平成 30 (2018) 年西日本豪雨など、全国各地において大規模な自然災害が発生し、多くの尊い命が失われ、経済的・社会的・文化的にも甚大な被害がもたらされています。

令和元 (2019) 年 10 月の令和元年東日本台風では、本市において観測史上最高となる日降水量 261.5 mm を記録し、河川の氾濫により市街地の広範囲が浸水したほか、多数の土砂災害が発生したことにより、最大 4 千人を超える市民が避難を余儀なくされるなど、市民生活と地域経済に大きな影響が生じました。

佐野市はこれまで大規模な災害が少なく、比較的安全なまちとして私たちも生活してきましたが、この経験を通じて自然災害の驚異を改めて認識するとともに、得られた教訓をこれからのまちづくりに活かしていかなければならないと痛感しました。

自然災害は、いつでも・どこでも起こり得るものです。長い時間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の脅威を直視し、平時から大切な人やまちを守るための備えとなる「事前対策」を進めていかなければなりません。

本市は、人口減少や少子高齢化の進行に加えて、都市基盤の老朽化といった課題を抱え、大きな変革の時期を迎えています。そのような中であって、市民・企業・行政が力を合わせ、安全・安心で災害に強いまちづくりを推進するため、「佐野市国土強靱化地域計画」を策定しました。

先人達のたゆまぬ努力の積み上げによって発展してきたこのまちを、未来を担う子どもたちへしっかりと引き継ぐためにも、災害に強いまちづくりに向け全力で取り組んでまいります。



令和 2 (2020) 年 8 月

佐野市長 岡部正英

【目 次】

第1章	計画の概要	
1.	策定の背景と目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	5
4.	計画策定の進め方	5
第2章	本市の概況と特性	
1.	自然的条件	7
2.	社会的状況	11
3.	想定される大規模自然災害等	16
4.	主な既往災害	19
第3章	地域計画策定の基本的な考え方	
1.	基本理念	25
2.	基本目標	25
3.	基本方針	26
第4章	脆弱性評価	
1.	脆弱性評価の考え方	29
2.	想定するリスク	29
3.	事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	29
4.	リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	32
5.	リスクへの対応方策〔施策体系〕	34
6.	リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）	36
7.	リスクシナリオごとの脆弱性評価	40
第5章	施策分野ごとの推進方針	
A	行政機能／防災・消防	75
B	住宅・都市・土地利用	81
C	保健医療・福祉・教育	86
D	産業・農林業・エネルギー	91
E	情報通信・交通・物流	96
F	国土保全・環境	100
G	地域防災	104
第6章	計画の推進及び進捗管理	
1.	優先的に取り組む施策	109
2.	各種施策の推進と進捗管理	112
	資料編	
1.	重要業績指標（KPI）一覧	113
2.	佐野市国土強靱化地域計画策定委員会設置要領	117
3.	策定の経緯	119

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 策定の背景と目的

1) 背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25（2013）年法律第95号）」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。また、栃木県においては、平成28（2016）年2月に国基本計画との調和を図りながら栃木県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定し、安全・安心なまちづくりを推進しているところです。

このような中、本市においても、東日本大震災以降も平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨による被害に加え、令和元（2019）年10月には令和元年東日本台風により、これまで経験したことがない甚大な被害が発生するなど、災害時において市民の生命及び財産を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要不可欠となっています。こうしたことから、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを、国・県と一体となって推進するため、佐野市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2) 国土強靱化とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

■ 国の国土強靱化の理念

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

■ 国土強靱化を推進する3つのメリット

- ① **被害の縮小**
 - ・ 大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくできる
- ② **施策（事業）のスムーズな進捗**
 - ・ 地域計画の策定・進捗管理による庁内意識の共有化、施策（事業）の効果的かつスムーズな推進
 - ・ 国の関係府省庁所管の交付金・補助金の一定程度の配慮
- ③ **地域の持続的な成長**
 - ・ 地域の強靱化により、信頼性の向上、投資の呼び込み、地域活性化と連動した施策展開

2. 計画の位置づけ

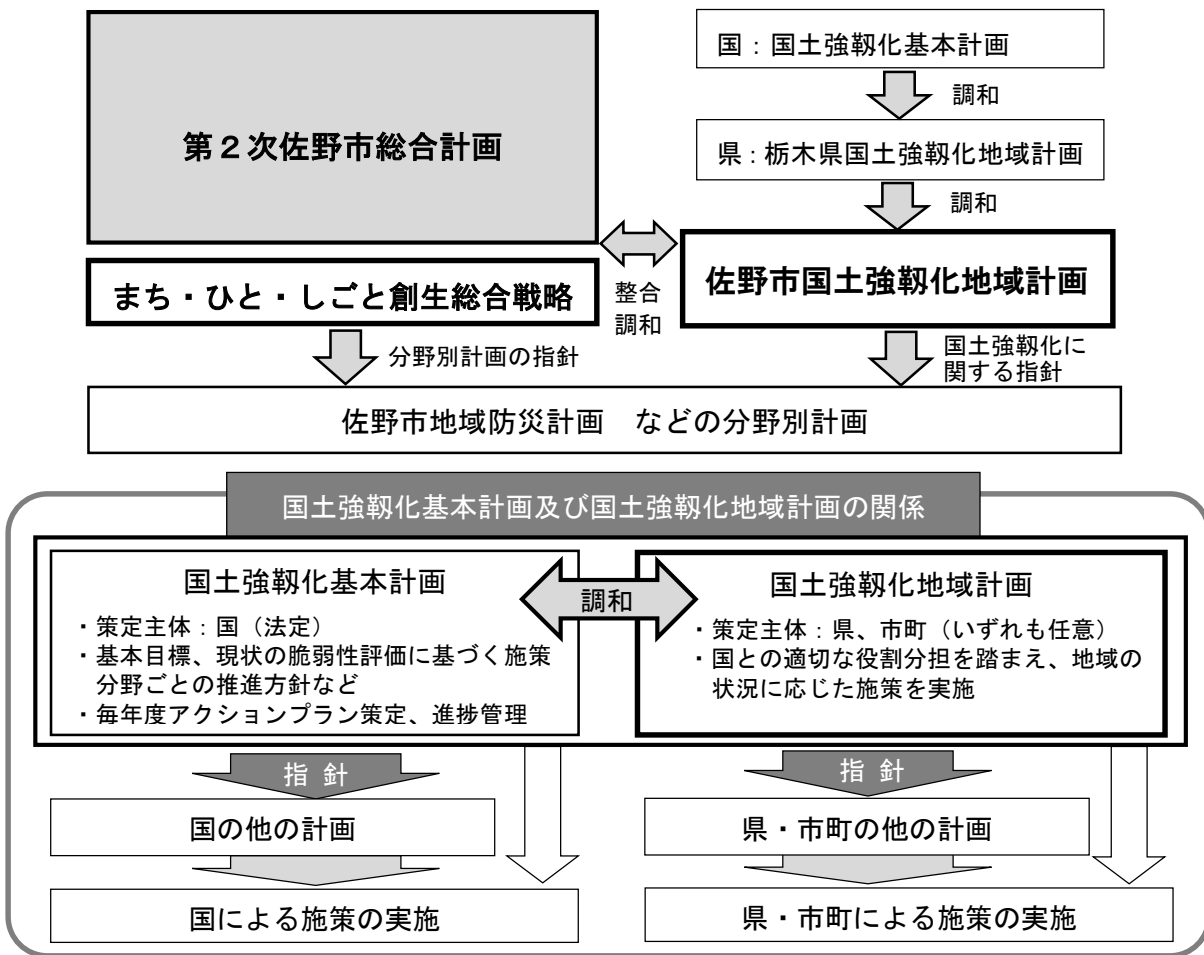
1) 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、行政経営の総合的な指針である第2次佐野市総合計画との整合・調和を図りながら策定し、災害対策基本法に基づき策定した佐野市地域防災計画と役割分担を図りながら本市の強靱化を目指します。

また、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力増進をもたらし、持続的な成長を促すことで、地域の活性化に結び付くものであるため、地方創生（総合戦略）と連携して取組を進めます。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

- 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

2) 上位計画

① 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものであり、また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定されたものです。国の防災基本計画と並び、日本の災害対応の骨格をなすものとされています。

② 栃木県国土強靱化地域計画

栃木県国土強靱化地域計画は、国基本計画と調和する形で、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの計画期間で策定されたものです。県では、「災害に強いとちぎづくり条例」の制定や地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めていますが、この計画に沿って、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

3) 地域防災計画との違い

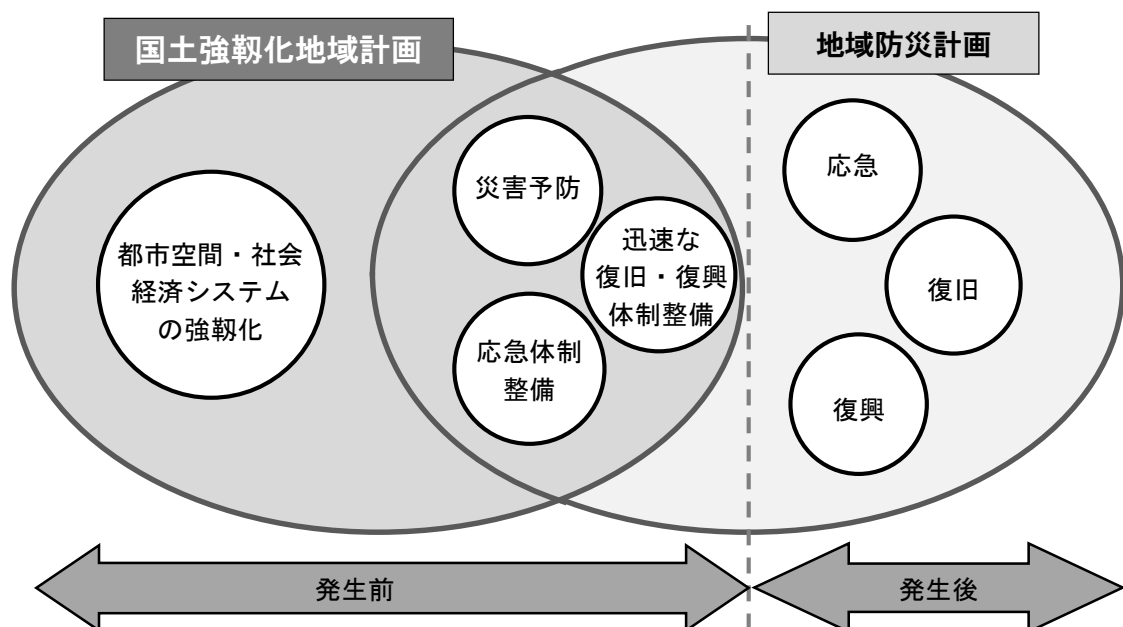
「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、佐野市地域防災計画（平成31（2019）年3月改定）では、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」のリスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開する、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価、 リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化・指標	○	—



（参考）札幌市強靱化計画

3. 計画期間

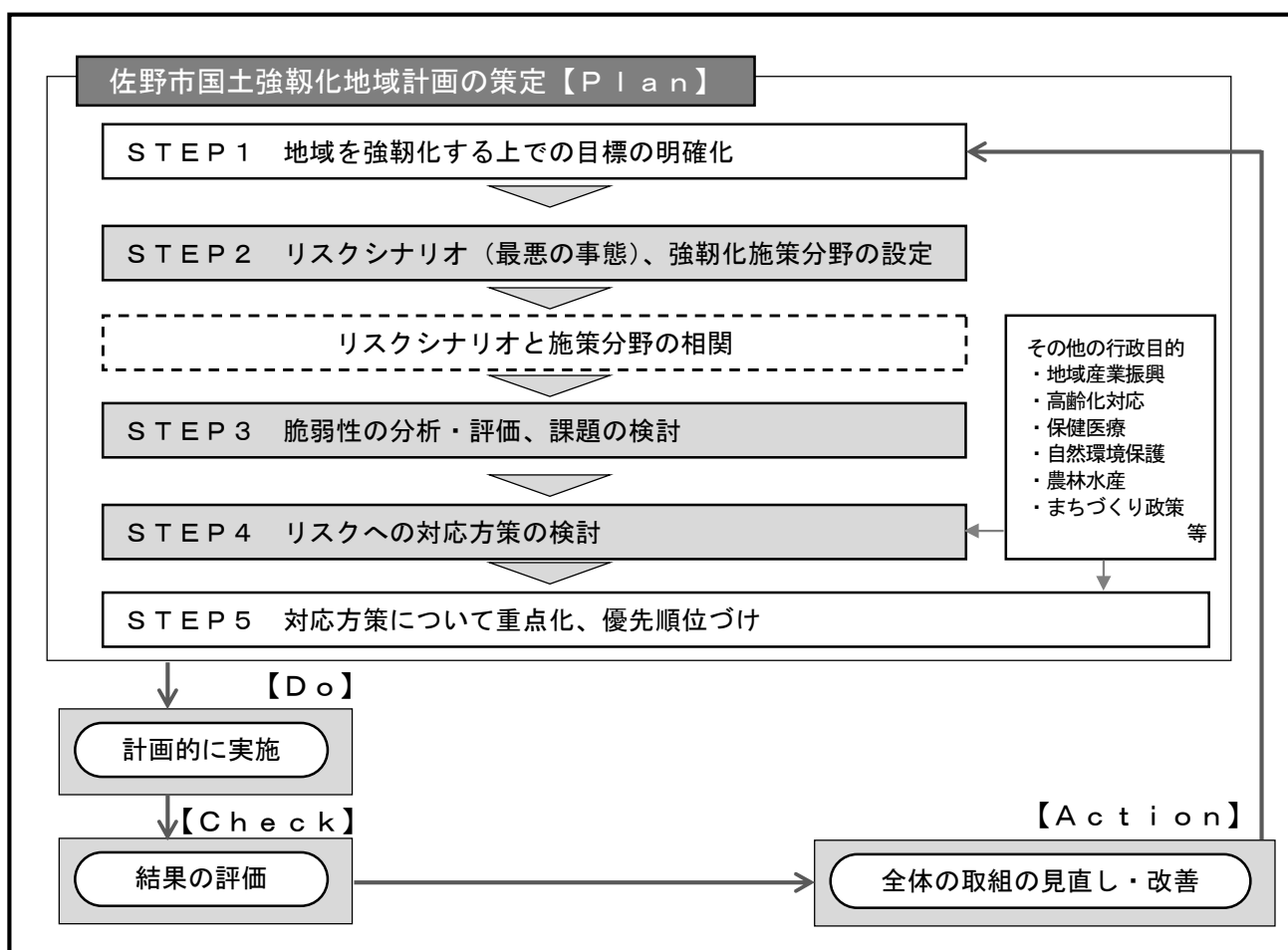
本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や施策の進捗状況等によって、必要に応じて見直しを行います。

また、第5章施策分野ごとの推進方針において各施策項目に設定する重要業績指標（KPI）については、第2次佐野市総合計画基本計画における目標値の設定に合わせて見直します。

4. 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化、優先順位づけ



第2章 本市の概況と特性

第2章 本市の概況と特性

1. 自然的条件

1) 位置・地勢・気候

本市は、東京から70km圏内の距離にあり、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て、鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、総面積は356.04km²です。

地形的には、北部は、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

また、市域（赤見～戸室～葛生～白岩）には、約2億6千万年前に形成された石灰岩地帯が広がり、この地域の1万年以前の地層からは、日本サイなどの葛生動物群の多くの化石が出土することによって有名です。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し、比較的温暖ですが、内陸部のため、気温の年較差・日較差が大きくなっています。

■ 気象概況

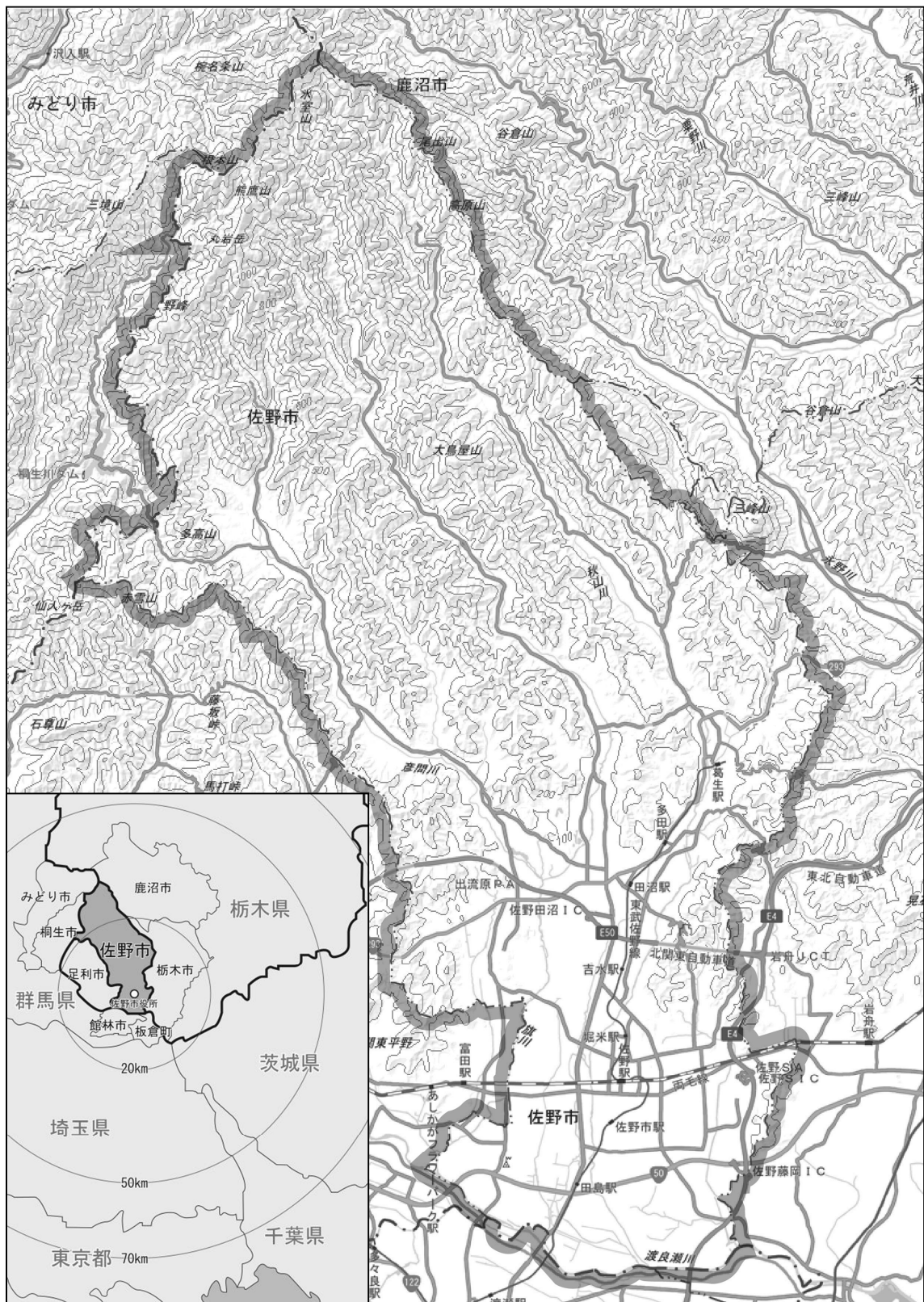
年・月別	気温 (°C)			湿度 (%)		平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)		降水量 (mm)		天気日数				
	平均	最高	最低	平均	最小		(m/s)	風向	総量	日最大	快晴	晴	曇	雨	雪
平成26(2014)年	14.9	38.3	-5.7	63.7	10.0	2.8	33.1	東	1,330.5	112.5	71	179	80	34	3
27(2015)年	15.7	37.6	-4.4	65.4	9.4	2.5	28.3	北西	1,219.5	162.0	51	167	101	43	1
28(2016)年	15.3	35.7	-4.6	68.8	6.3	2.0	24.7	南	1,270.5	121.5	30	176	110	47	3
29(2017)年	14.6	36.5	-4.5	68.3	8.6	2.2	32.8	北北東	1,153.0	76.5	19	206	99	41	-
30(2018)年	15.8	38.2	-5.9	70.3	8.3	2.1	30.5	南南東	810.5	38.5	5	221	110	26	1
令和1(2019)年	15.4	37.4	-6.3	70.6	7.7	2.1	25.8	北西	1,202.5	245.5	13	185	131	36	-
令和1(2019)年															
1月	3.7	14.4	-6.3	52.7	18.0	2.7	22.0	西	7.0	7.0	5	21	5	-	-
2月	5.4	18.8	-4.3	58.0	15.5	2.2	19.7	西	22.5	14.5	1	15	11	1	-
3月	9.0	22.0	-1.8	60.4	11.6	2.3	20.5	北北西	62.0	24.0	-	18	9	4	-
4月	12.7	26.5	0.0	60.6	7.7	2.4	19.7	北西	81.5	29.0	3	16	8	3	-
5月	19.5	35.1	4.5	62.4	12.5	2.2	16.5	西北西	77.0	62.5	2	17	11	1	-
6月	21.5	32.3	14.4	77.8	26.6	2.3	18.8	西	168.5	47.0	-	11	12	7	-
7月	24.2	36.0	16.4	85.1	44.9	1.9	17.1	北北東	113.0	39.0	-	4	22	5	-
8月	28.1	37.4	20.7	79.5	40.8	2.0	17.7	北北東	81.5	26.0	-	20	8	3	-
9月	24.5	35.8	16.5	78.8	44.4	1.8	25.5	北北東	94.0	46.5	-	15	14	1	-
10月	18.7	30.0	10.6	81.6	29.7	2.2	25.8	北西	392.5	245.5	-	13	10	8	-
11月	11.3	24.8	-1.5	76.2	21.6	1.6	17.4	西	82.0	38.0	2	18	8	2	-
12月	6.6	18.0	-2.7	73.5	25.5	1.8	20.3	西北西	21.0	8.5	-	17	13	1	-

注) 平均気温、湿度は1日(0～24時)の平均値。

資料：消防本部調

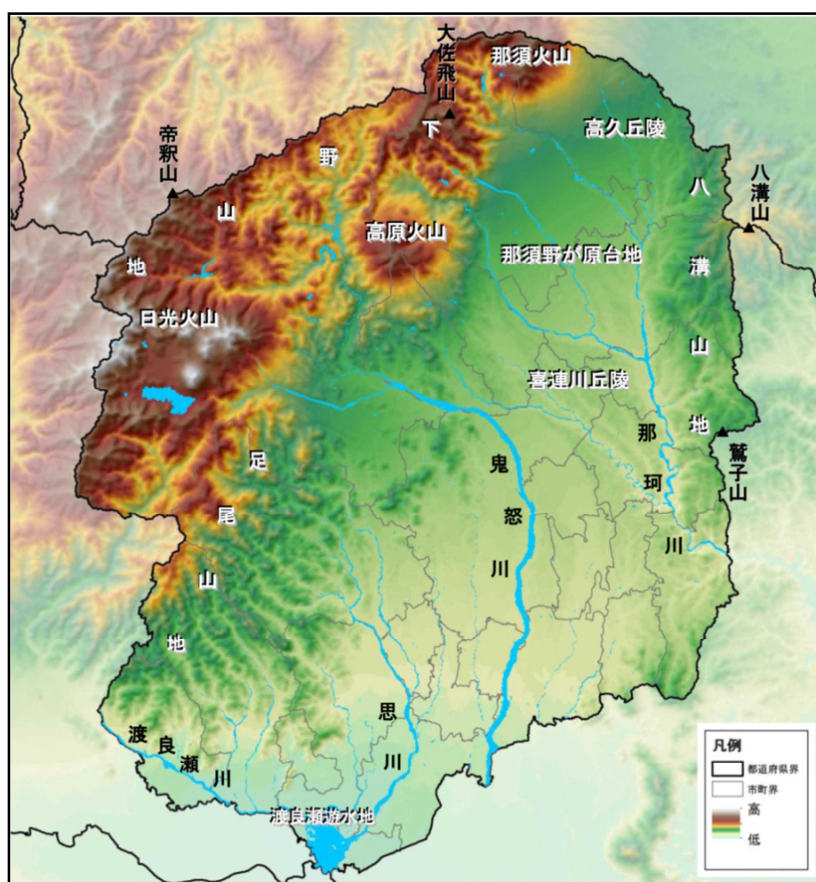
平均風速は1ヶ月間の平均値。天気日数は午前9時の観測。

■ 本市の位置図



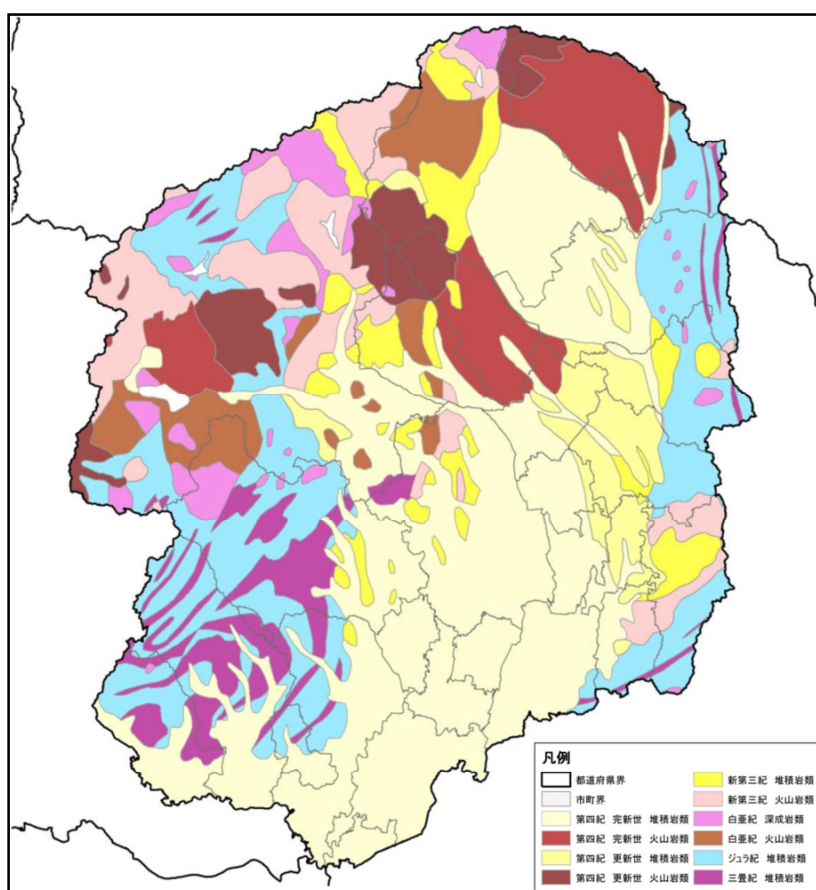
出典：国土地理院

■ 栃木県の地形



出典：栃木県地震被害想定調査

■ 栃木県の地質



出典：栃木県地震被害想定調査

2) 土地利用

本市の地目別面積は、田畑が13.1%、宅地が8.5%、山林が61.3%を占めています。

また、総面積の35,604haのうち、37.2%にあたる13,254haが都市計画区域に指定されており、そのうちの22.7%にあたる3,012.6haが市街化区域に指定されています。

■ 地目別土地面積

単位 (ha)

年	総 数	田	畑	宅 地	沼 池	山 林	原 野	雑種地			その他
								ゴルフ 用 地	鉄 道 用 地	その他 の雑種 地	
平成25(2013)	35,607	3,490	1,357	2,912	22	21,818	95	486	43	844	4,540
26(2014)	35,607	3,480	1,346	2,925	22	21,825	95	486	41	856	4,531
27(2015)	35,604	3,463	1,330	2,940	22	21,825	96	486	39	970	4,433
28(2016)	35,604	3,428	1,309	2,966	21	21,825	98	488	39	1,010	4,420
29(2017)	35,604	3,415	1,297	2,989	21	21,809	98	455	39	1,031	4,450
30(2018)	35,604	3,397	1,279	3,015	21	21,811	98	455	39	1,063	4,426
令和1(2019)	35,604	3,385	1,265	3,032	20	21,811	97	455	39	1,108	4,392

注) 非課税地積を含む。

資料：資産税課 概要調書及び栃木県 栃木県森林・林業統計書

「その他」は道路、河川等である。

■ 都市計画の状況

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
市 域		35,604	
都市計画区域		13,254	100.0
	市街化区域	3,012.6	22.7
	市街化調整区域	10,241.4	77.3
用途地域			
	市街化区域 (再掲)	3,012.6	100.0
	第一種低層住居専用地域	88.1	2.9
	第二種低層住居専用地域	97.9	3.2
	第一種中高層住居専用地域	336.9	11.2
	第二種中高層住居専用地域	87.7	2.9
	第一種住居地域	980.2	32.5
	第二種住居地域	225.2	7.5
	準住居地域	5.5	0.2
	近隣商業地域	131.3	4.4
	商業地域	40.1	1.3
	準工業地域	459.2	15.2
	工業地域	375.1	12.4
	工業専用地域	185.4	6.2

資料：都市計画課調 (令和2(2020)年1月1日現在)

2. 社会的状況

1) 人口

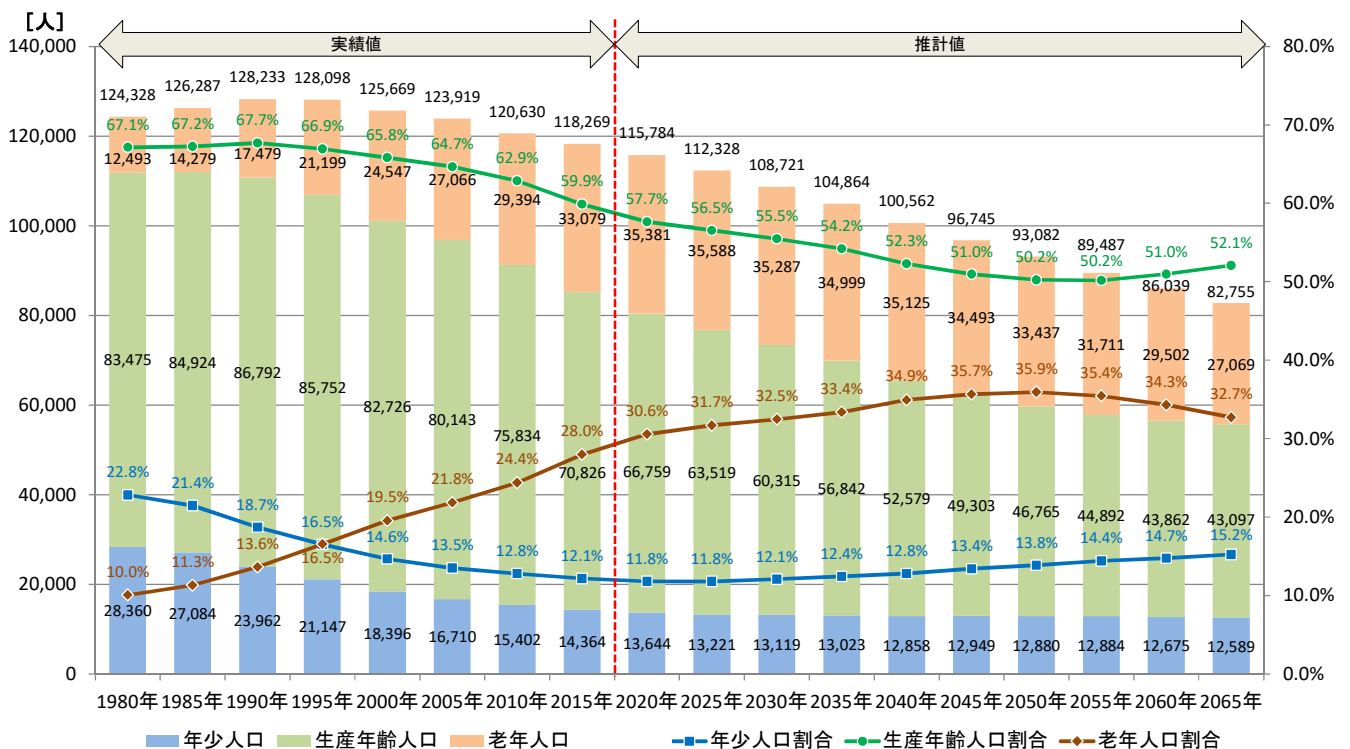
本市の人口は、国勢調査の結果では平成27（2015）年に118,269人であり、昭和55（1980）年からの推移を見ると、平成2（1990）年の128,233人をピークに、経年的に減少傾向にあります。

また、同じく平成27（2015）年での年齢3区分別人口割合は、年少人口（14歳以下）が12.1%、生産年齢人口（15～64歳）が59.9%、老年人口（65歳以上）が28.0%となっています。経年的に年少人口及び生産年齢人口の人数、割合ともに減少傾向にある一方、老年人口は、人数、割合ともに増加傾向にあり、高齢化率は昭和55（1980）年の10.0%に比べると2.8倍の値を示しています。

このような中、「佐野市人口ビジョン改訂版」[令和2（2020）年3月策定]では、令和2（2020）年以降の将来人口を、今後も減少が続くと予測しています。

高齢化率は令和32（2050）年の35.9%をピークに減少に転じますが、依然30%以上を占めています。

■ 人口の推移（実績と推計）



資料：「佐野市人口ビジョン改訂版」を基に作成

2) 産 業

本市の平成27（2015）年の国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が2.7%、第2次産業が35.7%、第3次産業が59.8%で、栃木県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴となっています。

農林業については、経営体数の減少や従業者の高齢化が進んでいます。また、米を基幹作物としていますが、収益の中心は園芸作物に移りつつあり、首都圏の一角に位置する立地条件を活かした都市型農業を推進しています。

工業については、プラスチック製品製造業や食品製造業が中心で、佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地、佐野みかも台産業団地、佐野田沼インター産業団地、佐野AWS産業団地の7つの産業団地を拠点とした産業活性化を進めています。また、国道50号や国道293号をはじめとする道路網の整備がされており、北関東自動車道のインターチェンジ開設に伴う立地条件の良さから、周辺産業団地開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待されています。

商業については、佐野新都市地区に大型商業施設が進出し、新しい商業エリアが形成され、卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額は増加しています。また、観光については、豊かで美しい山岳・溪谷等の自然資源、唐澤山神社、佐野厄除け大師や伝統工芸品等の文化資源のほか、佐野ラーメンや仙波そばに代表される人気食品、ゴルフ場、道の駅どまんなかたぬま、アウトレットモールなど、良質で豊富な観光資源を有しています。

■ 産業別就業人口の構成比

産業別	佐野市		栃木県	
	就業人口	（構成比）	就業人口	（構成比）
総 数	58,152人	（100.0%）	963,969人	（100.0%）
第 1 次 産 業	1,589人	（2.7%）	53,177人	（5.5%）
第 2 次 産 業	20,743人	（35.7%）	296,120人	（30.7%）
第 3 次 産 業	34,796人	（59.8%）	578,864人	（60.1%）
分類不能の産業	1,024人	（1.8%）	35,808人	（3.7%）

出典：平成27（2015）年国勢調査

■ 産業中分類別事業所数等（従業者4人以上の事業所）【製造品出荷額等上位10産業】

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
製造業計	413	14,173	38,753,084
食料品製造業	40	3,337	8,434,262
輸送用機械器具製造業	28	1,472	5,112,216
プラスチック製品製造業	64	2,107	4,537,113
窯業・土石製品製造業	35	831	3,314,466
化学工業	5	223	2,125,517
はん用機械器具製造業	10	582	1,975,345
金属製品製造	41	799	1,455,090
電子部品・デバイス・電子回路製造業	6	474	1,431,376
ゴム製品製造業	13	762	1,413,475
業務用機械器具製造業	12	496	1,306,149

出典：平成30（2018）年工業統計調査

3) 交 通

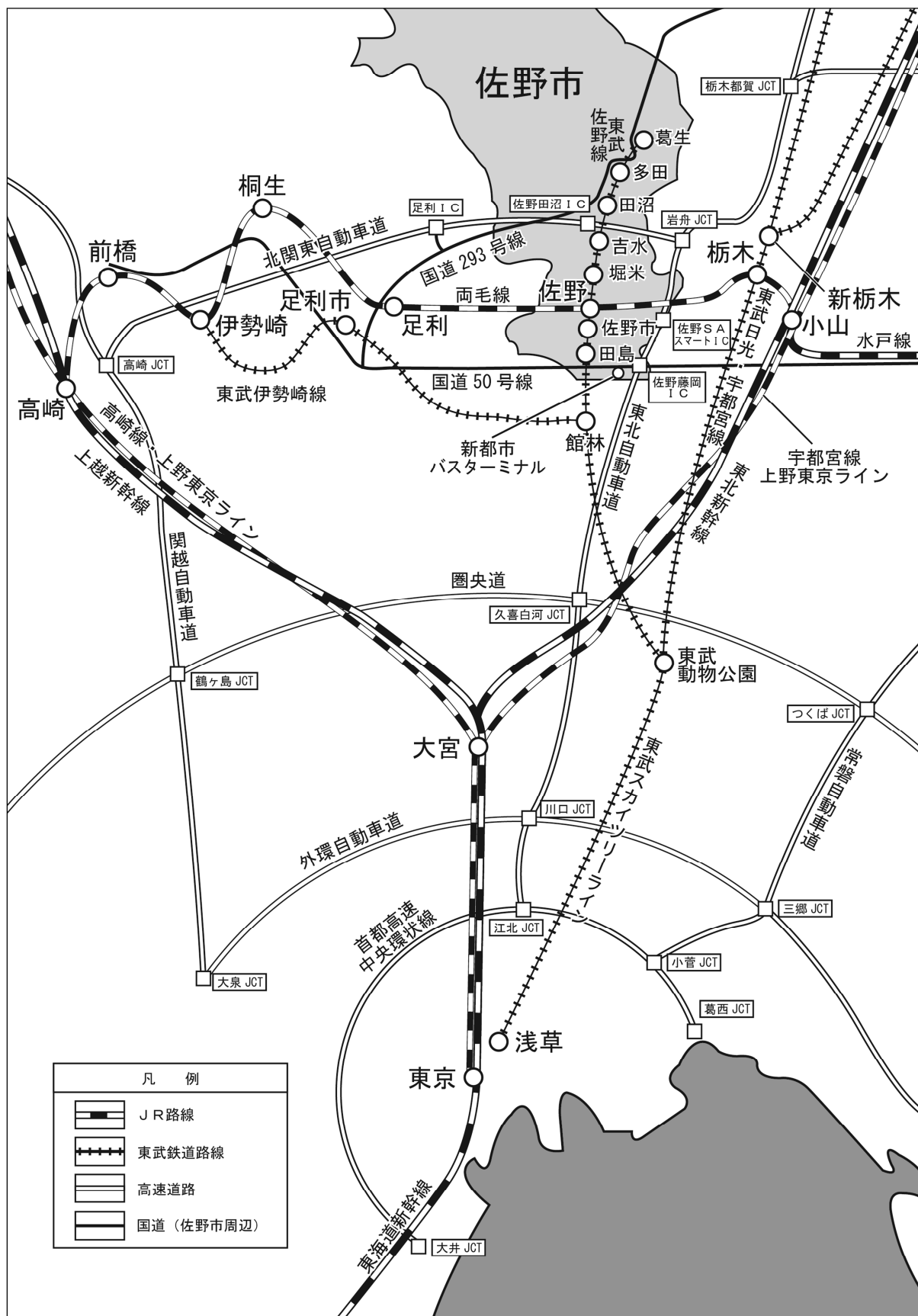
北関東を横断する国道50号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結しています。この国道50号は、羽田工業団地やアウトレットモール、大型ショッピングセンターなどの大型商業施設を結ぶ主要な産業道路として重要な役割を果たしています。また、北関東自動車道が本市の中央部を通り、東北自動車道と岩舟ジャンクションで連結しています。さらに、国道293号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の南部市街地を結び、本市の中央部を貫く幹線道路となっています。

近年では、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジに加え、平成22（2010）年4月には北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ、平成23（2011）年4月には東北自動車道の佐野サービスエリア・スマートインターチェンジが開通し、さらに今後、北関東自動車道の出流原パーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されることから、高速交通の要衝として、より一層の発展が期待されています。

鉄道は、東西に走るJR両毛線が本市と小山市方面、前橋市・高崎市方面とを結んでおり、また、東武鉄道が葛生駅を起点として田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっています。

バス交通は、高速バス交通のハブ機能を有する新都市バスターミナルにJRバス関東の新宿便や東京便をはじめ、羽田空港や成田空港、仙台・郡山・名古屋・京都・大阪行きが乗り入れているほか、市内には、生活路線バス（さーのって号）や佐野市街地と新都市を循環する佐野新都市線（万葉浪漫バス）が走り、市民の身近な移動手段となっています。

■ 本市をとりまく交通網図



■ 年間の鉄道乗車人員

単位（千人）

年度	J R	東武佐野線							
	佐野駅	佐野駅	佐野市駅	田島駅	堀米駅	田沼駅	吉水駅	多田駅	葛生駅
平成25(2013)	1,293	595	138	21	73	181	194	25	208
26(2014)	1,276	604	138	23	70	178	200	26	190
27(2015)	1,292	641	138	23	68	187	197	27	189
28(2016)	1,308	651	138	23	64	182	195	26	186
29(2017)	1,314	650	141	24	67	177	200	29	183
30(2018)	1,310	643	138	26	75	188	192	28	174

資料：J R 東日本旅客鉄道(株)高崎支社調／東武鉄道(株)鉄道事業本部調

■ インターチェンジ1日あたり利用状況

単位（台）

年	東北縦貫自動車道				北関東自動車道	
	佐野藤岡インターチェンジ		佐野 SA スマートインターチェンジ		佐野田沼インターチェンジ	
	入車台数	出庫台数	入車台数	出庫台数	入車台数	出庫台数
平成26(2014)	10,760	10,603	1,101	1,308	3,127	3,131
27(2015)	10,333	10,290	1,183	1,364	3,133	3,153
28(2016)	10,090	10,046	1,220	1,397	3,146	3,172
29(2017)	10,146	10,107	1,276	1,476	3,222	3,262
30(2018)	10,038	9,987	1,325	1,519	3,250	3,311
令和1(2019)	9,991	9,874	1,346	1,556	3,238	3,311

資料：N E X C O 東日本 宇都宮管理事務所調

3. 想定される大規模自然災害等

1) 風水害等の危険性

● 水 害

本市においては、渡良瀬川や秋山川、旗川等の一級河川があります。これらの河川の氾濫により、建物や人的被害の危険性の高い場所は、植野地区、界地区、吾妻地区に集中しています。特に、君田町、伊保内町、高山町といった、鉄筋コンクリート建造物が少ない地域においては、多大な被害が発生するおそれがあります。

さらに、令和元年東日本台風被害でも明らかなように、全国的にも近年の台風による河川等の氾濫被害は甚大化しつつあり、特に河川流域地区においては、大規模な水害の発生が懸念されます。

● 土砂災害

土砂災害の危険性が高いのは、土砂災害警戒区域等が数多く分布する佐野地域北部と、田沼地域・葛生地域の中山間地となっています。

田沼地域の彦間川上流部と旗川上流部、葛生地域の秋山川上流部に位置する集落は、ほとんど全てが土砂災害危険区域・箇所に含まれています。

また、土砂災害の危険性が高い地域は、①建物のほとんどが古い木造建物、②高齢者の割合が高い、③市街地に接続する道路が少なく災害時に孤立しやすいなどの3つの特徴があります。

● 雪 害

本市においては、例年、5～10cm程度の降雪が数回しかありませんが、過去の経験から、大雪に見舞われた際は、倒木や停電、都市機能の阻害、交通の途絶、孤立などの雪害が発生するおそれがあります。

● 竜巻災害

本市においては、令和元（2019）年に2度にわたり突風被害が発生し、人的被害は無かったものの多くの物的被害がありました。過去に国内で発生した竜巻被害を踏まえると、発生のタイミングは突発的で、被害が局所的であることなどの特性が見られます。また、被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニールハウスなどの農業施設に及ぶなど、台風災害に類似しています。

2) 地震により想定される被害

本市では、平成17（2005）年度に「防災アセスメント調査」を実施し、佐野市地域防災計画において、群馬県南東部の『銚子-柏崎構造線』を震源としたM7の地震による被害を被害想定としており、市域の人口が集中している南部では、震度6弱から6強の揺れを想定しています。

一方、栃木県では、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、「想定県庁直下型地震」（地震規模：M7.3、震源深さ：30km）を設定していますが、本市域は震源から離れているため、最大で震度6弱程度と想定されています。

また、国では、最大の被害を及ぼす地震について、「都心南部直下地震」（地震規模：M7.3）を想定しており、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上になる地域を首都直下地震緊急対策区域として指定し、県内では本市を含む6市1町が指定されています。

国の地震調査研究推進本部によると、首都直下地震は今後30年以内にM7クラスの地震が発生する確率が70%程度と予想されています。

さらに、活断層に関しては、栃木県及び周辺には、関谷断層、内ノ籠断層、片品川左岸断層、大久保断層、太田断層が分布しており、いずれかを震源として今後30年以内にM6.8以上の地震が発生する確率は、不明を含めほぼ0%～0.6%以上と低くなっていますが、茨城県沖において、プレートに関するM7.0以上の地震が、同じく今後30年以内に80%程度の確率で発生すると予想されており、本市への影響も懸念されます。

■ 建物被害想定：地域（旧市町）ごとの建物被害棟数と被害率（単位：棟）

地域（旧市町）	全壊（ゆれ＋液状化）		半壊（ゆれ）		一部損壊（ゆれ）	
佐野地域【51,681】	2,802	5.42%	4,042	7.82%	15,038	29.1%
田沼地域【22,259】	14	0.06%	238	1.07%	3,218	14.5%
葛生地域【13,172】	0	—	21	0.16%	1,099	8.34%
合 計【87,112】	2,816	3.23%	4,301	4.93%	19,355	22.2%

【 】内は総建物数

出典：防災アセスメント調査〔平成17（2005）年度〕

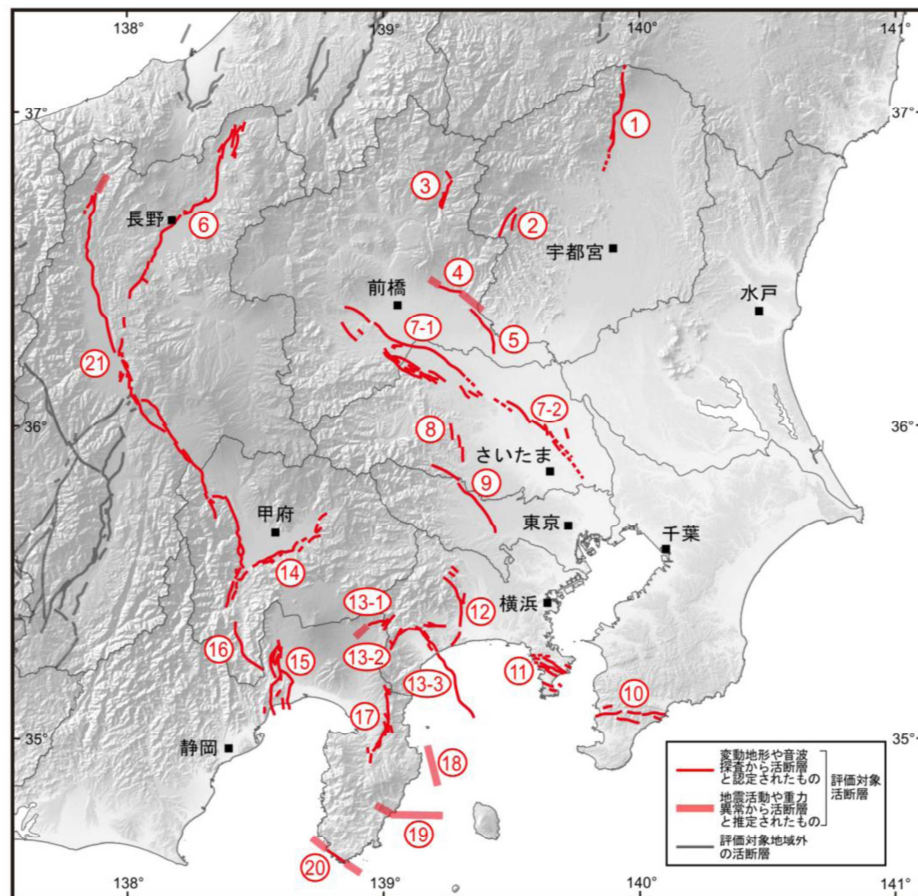
■ 人的被害想定：地域（旧市町）ごとの人的被害量（単位：人）

地域（旧市町）	死者数		負傷者数		重傷者数		避難人口	
佐野地域【83,886】	103	0.123%	676	0.806%	24	0.029%	6,956	8.29%
田沼地域【28,403】	0	—	1	0.004%	0	—	201	0.708%
葛生地域【11,625】	0	—	0	—	0	—	8	0.069%
合 計【123,914】	103	0.083%	677	0.546%	24	0.019%	7,165	5.78%

【 】内は総人口

出典：防災アセスメント調査〔平成17（2005）年度〕

■ 関東地域において評価対象とした活断層の分布



- | | | |
|-------------|----------------|-----------------|
| 1：関谷断層 | 8：越生断層 | 14：曾根丘陵断層帯 |
| 2：内ノ籠断層 | 9：立川断層帯 | 15：富士川河口断層帯 |
| 3：片品川左岸断層 | 10：鴨川低地断層帯 | 16：身延断層 |
| 4：大久保断層 | 11：三浦半島断層群 | 17：北伊豆断層帯 |
| 5：太田断層 | 12：伊勢原断層 | 18：伊東冲断層 |
| 6：長野盆地西縁断層帯 | 13-1：塩沢断層帯 | 19：稲取断層帯 |
| 7-1：深谷断層帯 | 13-2：平山－松田北断層帯 | 20：石廊崎断層 |
| 7-2：綾瀬川断層 | 13-3：国府津－松田断層帯 | 21：糸魚川－静岡構造線断層帯 |

資料：地震調査研究推進本部（関東地域の活断層の長期評価）

3）その他の想定される災害

本市では、前段の大規模自然災害のほか、平成11（1999）年に発生した、約20万本の野積みの廃タイヤの火災による周辺環境への多大なる影響についても想定します。なお、国の火山災害警戒地域には指定されていませんが、本県に存する「那須岳」、「日光白根山」、「男体山」及び「高原山」の4活火山等、関東一円の活火山における噴火による火山灰の影響、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による影響等を踏まえ、火山や原子力災害についても検討していきます。

4. 主な既往災害

■ 本市の主な火災・風水害・地震等

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
火災	1929 (昭和4)	不明	旧葛生町 仙波地区	46戸焼失
火災	1931 (昭和6)	不明	旧葛生町 牧地区	22戸焼失
暴風雨	1938. 8. 30~9. 1 (昭和13)	台風	旧佐野市 旧葛生町	秋山川等各河川氾濫 田畑流出
洪水	1941. 7. 21 (昭和16)	台風	旧佐野市	秋山川溢水 床下浸水及び水田冠水
洪水	1947. 9. 14~15 (昭和22)	カスリーン 台風	旧佐野市	渡良瀬川氾濫
火災	1953. 4. 16 (昭和28)		旧田沼町	野上村作原の大火、164戸焼失
火災	1956. 12. 11 (昭和31)		旧佐野市	縫製工場から出火、19棟焼失
豪雨	1961. 6. 27 (昭和36)	台風第6号	旧佐野市	低位水田509ha冠水
火災	1962. 7. 2 (昭和37)		旧佐野市	個人宅から出火、16棟焼失
洪水	1962. 9. 18 (昭和37)	台風第18号	旧佐野市	水田冠水1, 332. 19ha
暴風雨	1966. 9. 28 (昭和41)	台風第26号	旧佐野市	死者1、重症者2 住宅全壊12、半壊22、一部損壊21 床上浸水4、床下浸水148 田畑冠水123ha 道路決壊4、橋りょう流出3 被害総額 23, 024千円
暴風雨	1972. 9. 16~9. 17 (昭和47)	台風第20号	旧葛生町	各河川氾濫
林野火災	1973. 3. 25~3. 27 (昭和48)	不明	旧葛生町 中地区 旧田沼町 大字作原	旧葛生町・田沼町の山林から出火。 栃木市柏倉地区、岩舟市小野寺地区 に延焼。焼失面積171. 24ha 被害額（葛生町52. 19ha・17, 350千 円、田沼町62. 7ha・100, 510千円）
火災	1973. 4. 30 (昭和48)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼10、部分焼1
豪雨	1976. 5. 26 (昭和51)		旧佐野市	床上浸水125、床下浸水335 田畑冠水57ha、田畑浸水241. 5ha 道路決壊10、道路埋没1 橋りょう流出3、橋りょう倒壊1 被害総額 153, 781千円
豪雨	1977. 7. 16 (昭和52)		旧佐野市	床上浸水3、床下浸水27 水田冠水255ha 被害総額 21, 280千円

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
火 災	1979. 6. 15 (昭和54)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼 7、部分焼 4
暴 風 雨	1979. 8. 22~8. 23 (昭和54)	台風第15号	旧葛生町	秋山川、仙波川氾濫
暴 風 雨	1979. 10. 19 (昭和54)	台風第20号	旧葛生町	各河川氾濫
火 災	1980. 3. 12 (昭和55)		旧佐野市	作業所から出火、全焼 6、部分焼 8、 死者 2 名
土砂崩れ	1980. 3. 23 (昭和55)		旧田沼町 大字多田	鉾山廃土石堆積場から土砂流失 死者 5、重症 1 家屋全壊 2、非住家 3
暴 風 雨	1982. 8. 1~8. 3 (昭和57)	台風第10号	旧佐野市 旧葛生町	各河川氾濫 (旧佐野市) 床上浸水 1、床下浸水12 農地被害261. 6ha 堤防越水 1、崖崩れ 1 (旧葛生町) 床上浸水 1、床下浸水 6
暴 風 雨	1982. 9. 12~9. 13 (昭和57)	台風第18号	旧佐野市 旧葛生町	各河川氾濫 (旧佐野市) 床上浸水 3、床下浸水35 農地被害455. 9ha 堤防越水 2、堤防決壊 1 橋脚沈下 1、橋脚流出 1 (旧葛生町) 床上浸水 3、床下浸水47
洪 水	1983. 8. 15~8. 18 (昭和58)	台風第 5 号 台風第 6 号	旧葛生町 常盤、氷室地区	秋山川、仙波川氾濫
浸 水	1985. 6. 24 (昭和60)	台風第 6 号	旧佐野市	床下浸水 5 農地被害340ha 被害総額 9, 495千円
火 災	1986. 2. 27 (昭和61)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼 6、部分焼 4
豪 雨	1986. 8. 4~8. 5 (昭和61)	台風第10号	旧佐野市 旧葛生町	(旧佐野市) 床下浸水27 農地被害117ha 被害総額 27, 533千円 (旧葛生町) 雨量 2 日間で174mm
凍 霜 害	1987. 4. 1~4. 16 (昭和62)	寒気	全市	農産被害全県で36億2, 880万円
浸 水	1990. 8. 10 (平成2)	台風第11号	旧佐野市	床下浸水11 農地被害70ha 被害総額 23, 853千円
浸 水	1990. 9. 19 (平成2)	台風第19号	旧佐野市	農地被害23ha 被害総額 1, 753千円

第2章 本市の概況と特性

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
浸水	1991. 8. 20 (平成3)	台風第12号	旧佐野市	床上浸水2、床下浸水27 農地被害240ha 被害総額 292, 169千円
火災	1993. 5. 11 (平成5)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼10、部分焼4
豪雨	1997. 5. 24~5. 25 (平成9)		旧佐野市	雨量降り始めから56mm 三杉川溢水
豪雨	1998. 8. 26~8. 31 (平成10)	台風第4号	旧葛生町	雨量降り始めから291mm
古タイヤ 火災	1999. 1. 2~9. 24 (平成11)	野積み 廃タイヤ	旧佐野市	焼失山林400㎡、焼失タイヤ約20万本 (1月7日に鎮圧、鎮火は9月24日)
大雨	2006. 6. 16 (平成18)		赤見町 船越地区 仙波町	床下浸水1 路肩崩落1 一部損壊1(崖崩れ)
大雨	2006. 7. 19~7. 24 (平成18)		若松町 多田町 富士町	一部損壊1(崖崩れ) 通行止め2 ため池亀裂1
大雨	2008. 8. 16 (平成20)		葛生、牧町 下彦間町 閑馬町、梅園町	床下浸水1、道路冠水3 土砂流出2 法面・路肩崩壊1
大雨	2008. 8. 17 (平成20)		白岩町、梅園町、閑馬町、下彦間町、飛駒町	床下浸水3、土砂流出4 法面・路肩崩壊4 その他(電柱被害)1
大雨	2010. 8. 23 (平成22)		小見町、出流原町、天神町	床下浸水3
地震	2011. 3. 11 (平成23)	東日本大震災	全市	【人的被害】3(重傷1, 軽傷2) 【住家被害】全壊1、半壊2、一部破損831 【非住家被害】店舗30、工場41、物置64 【その他】その他報告159 罹災証明 合計1, 128件 公共施設被害35 道路・水道関係被害14
台風	2011. 9. 26 (平成23)	台風第15号	浅沼町、若松町 小中町、会沢町 富士町、秋山町 閑馬町	床下浸水(住家)2 床下浸水(非住家)2 土砂崩れ・土砂流出4 避難勧告
台風	2013. 9. 17 (平成25)	台風第18号	船越町	橋りょう1
大雪	2014. 2 (平成26)		仙波町 秋山町	一部破損(住家)3 農地被害8. 3ha 農産被害 444, 273千円

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
大雨	2014. 6. 8～6. 10 (平成26)		野上地区 飛駒地区 常盤地区	避難勧告 2,017世帯 5,130人 床上浸水 1、床下浸水 7 土砂崩れ、土砂流出 4
大雨	2014. 6. 23 (平成26)		田沼地区 戸奈良地区 三好地区	床上浸水 3、床下浸水 3 浸水 3 車両水没 1
大雨	2015. 7. 16 (平成27)		小中町 多田町	床下浸水 2
大雨	2015. 9. 9～9. 10 (平成27)	台風第18号	全市	床上浸水 1、床下浸水 1 土砂災害 5 河川洗堀 5・溢水 1・決壊 1 避難勧告(越名町・本町(葛生)・ 葛生西 1 丁目)
大雨	2016. 8. 3 (平成28)		田沼町 多田町 葛生東	床上浸水 2、床下浸水 3 河川の越水 1 倒木 1
大雨	2016. 8. 22 (平成28)	台風第 9 号	全市	全避難所(55ヶ所)開設 越名町の一部に避難勧告 (避難者 5 名) 道路冠水16 通行止め 9 倒木 8 越水 4 洗堀 1 ヶ所(秋山川) 路面亀裂 1 ヶ所(堀米町) ハウス内の浸水 3 雨漏り 39
大雨	2016. 8. 23 (平成28)		会沢地区 宮下町 田沼町 船越町	会沢地区コミュニティセンター避難所開設 (避難者なし) 道路冠水 1 倒木 2 雨漏り 1
大雨	2016. 9. 7 (平成28)		田沼町 船越町 宮下町	道路冠水 1 倒木 2 雨漏り 1
大雨	2017. 7. 12 (平成29)		全市	床上浸水 2、床下浸水 3 車両水没 2 通行止め 3 道路冠水11 路面亀裂 1 下水道被災 1 ヶ所(若宮下町) 停電300～350世帯(大橋町、堀米町他) 停電による濁水1,400世帯 (赤見町、出流原町他) 雨漏り 19

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
大雨	2017. 7. 25 (平成29)		閑馬町 若松町	床下浸水 1 雨漏り 7 倒木 1
大雨	2017. 10. 22 (平成29)	台風第21号	全市	避難所開設 4 ヶ所 (界小学校、新合総合センター、旧野上小学校、山形小学校) 避難準備・高齢者等避難開始 (越名町、下彦間町、閑馬上町、閑馬下町、梅園町、御神楽町、長谷場町) 避難勧告 (越名町) 避難者 (界小学校 2、新合総合センター 8) 道路陥没 1 停電298世帯 (会沢町、宮下町、築地町、葛生東) 倒木 5 雨漏り 30 河川越水 2 (越名町: 三杉川 下羽田町: 才川) 土砂堆積 1 ビニールハウス被害25 林道被害 (倒木10) 道路冠水 1
突風	2019. 7. 27 (令和元)	竜巻の可能性が高い	植下町 植上町 植野町 上台町 浅沼町	[住家] 一部損壊 42 件 [非住家 (カーポート、倉庫等)] 16 件 [その他 (フェンス、自動車等)] 37 件
突風	2019. 9. 10 (令和元)	ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い	出流原町 赤見町	[住家] 一部損壊 28 件 [非住家 (物置等)] 30 件 [その他 (フェンス等)] 18 件

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
台風	2019.10.12 (令和元)	令和元年 東日本台風	全市	河川決壊：秋山川 越水：秋山川、旗川 外 避難所開設：全 55 ヶ所 避難指示：佐野・植野・堀米・吾妻・葛生地区 外 避難勧告：市全域 避難者：4,217 人 被害状況 (R2. 7. 1 現在) [人の被害] 3 名 (中等症 1、軽傷 2) [家屋等浸水状況] 床上浸水：1,767 棟 床下浸水：2,052 棟 [り災証明 (住家)] 全壊 6 件 大規模半壊 76 件 半壊 965 件 一部損壊(準半壊) 96 件 一部損壊(10%未満) 916 件 [災害ごみ] 推計 14,620t [災害土砂] 推計 20,000t [断水] 野上・常盤・会沢・氷室地区 [公共施設] 学校・公民館等 15 ヶ所 [道路・河川・橋梁] 道路 約 214 ヶ所、橋梁 21 ヶ所 河川 約 223 ヶ所 [農業] 農地 約 85 ha (土砂流入、流亡農地) ・被害総額 概算 571,500 千円 農業用施設 ・被害総額 概算 502,400 千円 農作物 ・被害総額 概算 1,399,950 千円 [林業] 林道 31 路線 [商工業] 事業所 655 件 被害総額 概算 10,098,140 千円

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念

本市は、比較的大規模自然災害が少ない地域とされてきましたが、平成23（2011）年3月の東日本大震災において被害を受けたほか、近年では、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、さらに令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風による甚大な被害など、気象の急変に伴う局地的な自然災害により被害が発生しています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、今後より一層の事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

多様な災害リスクに応じた施策の実施にあたっては、防災に係る本市関係各課が連携し全庁的に取り組むことを基本としながら、より強靱な佐野づくりを実現するためには、市民一人ひとりの意識向上をはじめ、地域ぐるみでの対策、関係機関・団体及び市内立地企業等の事業者との協働が必要不可欠です。

また、広域的な交通の要衝、首都圏との近接性等の優位性を最大限活かした総合物流拠点の整備において、災害時のバックアップ機能に着目した北関東をはじめ首都圏における防災拠点としての役割も担っています。

以上のような考え方、状況を踏まえ、本市独自の基本理念を次のように設定します。

協働で築く安全・安心な未来 災害に強いまちづくり

この基本理念を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進することで、安全・安心な基盤を次世代に継承していきます。

2. 基本目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 市民の生命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

を基本目標とし、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進します。

3. 基本方針

本市は、東京から70km圏内に位置し、東北自動車道と北関東自動車道的高速道路網に加え、国道50号と国道293号が東西に横断するなど、広域的な交通の要衝としての地理的優位性とネットワークを有しており、優位な立地条件を活かした産業基盤の整備を進めているほか、平成29（2017）年度には、佐野インランドポートが開設されるなど、総合物流拠点としての発展が期待されています。

こうしたことから、災害時の相互応援体制など県や周辺市町等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図ることで、国及び県全体の強靱化に貢献すると考えられます。

そのため、これらの視点を十分に踏まえるとともに、本市を包含する県土全域における強靱化推進の視点を有する県地域計画の基本方針との調和に留意し、以下の方針に沿って強靱化を推進します。

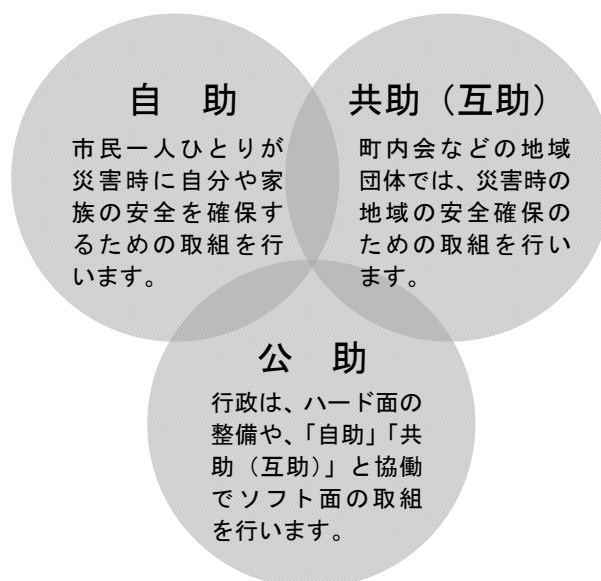
1) 基本姿勢

- 人口減少や高齢化の更なる進展、気候変動等による気象の変化、各種社会資本の老朽化など、社会経済情勢を踏まえた施策を進めます。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。

【自助・共助（互助）・公助の組み合わせ】

- 人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、自助、共助（互助）及び公助を基本に、国、地方公共団体、住民、民間事業者や関係機関等と適切な連携・役割分担の下、施策に取り組みます。

■ 自助・共助（互助）・公助の概念

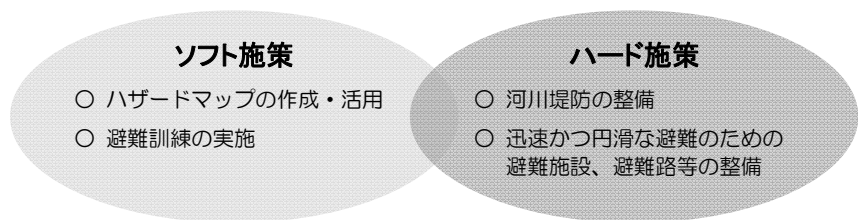


2) 適切な施策の組み合わせ

【ソフト対策とハード対策の組み合わせ】

- 国土強靱化は、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみでは不十分であるため、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

〈水害対策の例〉



【平時における利活用】

- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、自然との共生、環境との調和及び景観の維持への配慮等平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。

■ 平時における利活用イメージ（延焼防止に資する緑地の確保の場合）

木造住宅が密集する地域において地震による倒壊と火災の発生が重なると、延焼により地域一帯に大規模な被害が生じる恐れがあります。そのため、非常時を想定して幅広の道路や公園を整備することで延焼を防ぐ効果がある一方で、平時の市民生活を向上させるというような、相乗効果を狙った取組となります。



3) 効果的な施策の推進

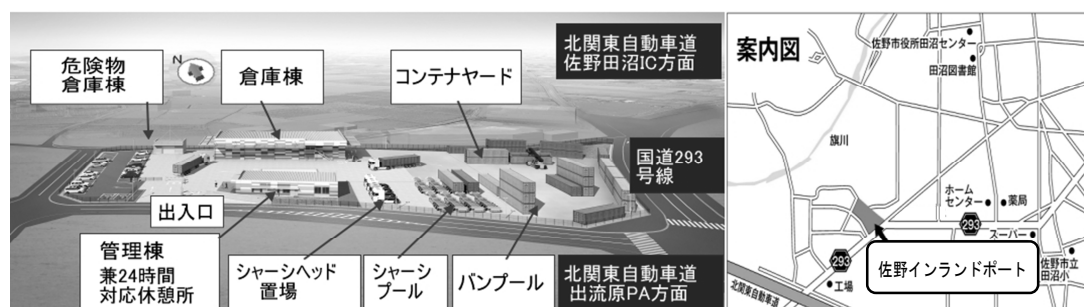
- 施策の持続的な実施に配慮し、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用や施設の効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- 限られた資金を最大限活用するため、民間投資の促進を図ります。

4) 地域特性に応じた施策の推進

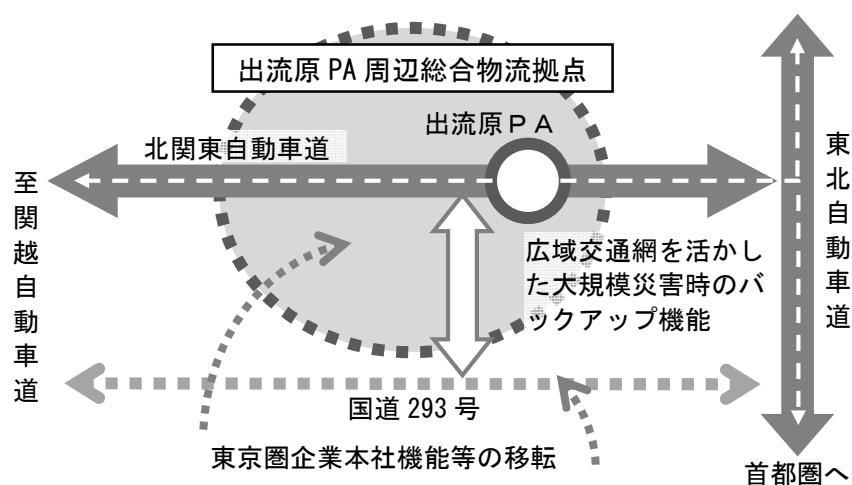
【バックアップ機能の発揮】

- 大規模災害時のサプライチェーンの確保、広域的な防災拠点としての集配の拠点、燃料供給の備蓄基地、災害時に利用される代替港湾との搬出入機能など、防災バックアップ機能を有したインランドポートを核とした総合物流拠点の整備を推進します。
- 大規模災害時でも首都圏企業の事業継続が担保されるよう、佐野インランドポートや（仮称）出流原PAスマートインターチェンジ周辺及び国道沿道等において、東京圏企業の工場や事業所、本社機能等の移転を促進します。
- 国及び県全体の強靱化に貢献するため、災害時の相互応援体制など県や周辺市町、民間事業者等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図るとともに、首都圏の避難者受け入れや諸機能の代替など、バックアップ機能の強化を図ります。

■ 佐野インランドポート



■（仮称）出流原PAスマートインターチェンジ周辺総合物流拠点等のバックアップ機能イメージ



第 4 章 脆弱性評価

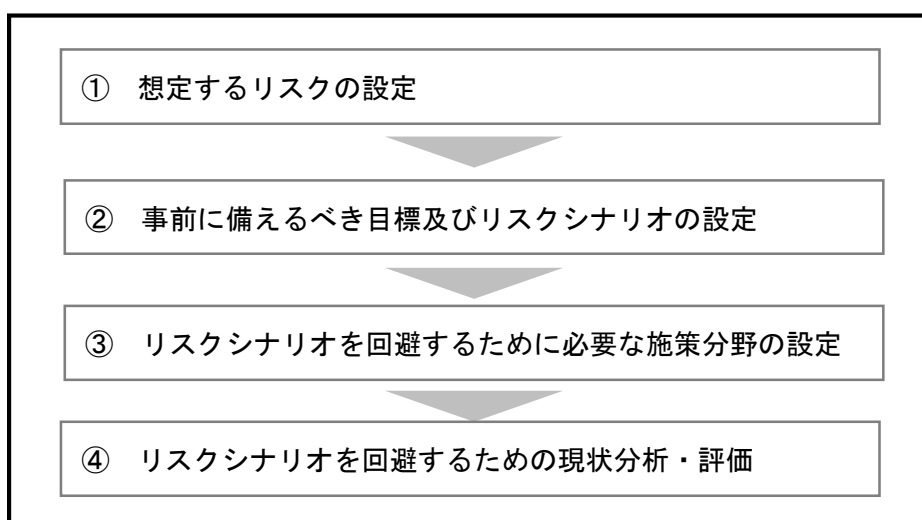
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

■ 脆弱性評価の手順



2. 想定するリスク

国基本計画、県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しています。

本市においても、本市地域防災計画を踏まえ、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることから、大地震をはじめ、大雨や台風、竜巻等による風水害など、大規模自然災害全般を想定します。

※ミサイル、サリン等の武力攻撃及びテロは含まれません。

3. 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画を参考としながら、本市の地域の特性を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、26のリスクシナリオを次のとおり設定します。

■ 本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建築物等の大規模な倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風や暴風雪・豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止やサプライチェーンの寸断、用水供給途絶等に伴う社会経済活動への甚大な影響
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による市土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

参考：国・県における事前に備えるべき目標及びリスクシナリオとの関係

※●印：栃木県の優先的リスクシナリオ、○印：その他リスクシナリオ、◇印：佐野市のリスクシナリオ

※  は新たに設定  は内容を組替

基本目標	事前に備えるべき目標	国で設定した45の起きてはならない最悪の事態	栃木県	佐野市
I. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●	◇
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		◇
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●	◇
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	●	◇
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		◇
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●	◇
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○	◇
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●	◇
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	●	◇
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○	◇
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○	◇
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		◇
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		◇
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全		
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●	◇
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○	◇
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●	◇
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		◇
II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○	◇
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基大な影響		◇
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		◇
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への基大な影響		
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への基大な影響	○	◇
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への基大な影響		
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への基大な影響		◇
		5-8 食料等の安定供給の停滞	○	◇
		5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への基大な影響		◇
III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○	◇
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○	◇
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○	◇
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○	◇
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		◇
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		◇
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		◇
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	○	◇
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	○	◇
		7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○	◇
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○	◇
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○	◇
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		◇
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○	◇
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		◇
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への基大な影響		

4. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

本計画では、効果的に強靱化を推進するため、第3章で設定した基本目標や基本方針を踏まえ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、市民の分かりやすさ、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、国基本計画や県地域計画において設定された施策分野に留意しつつ、次のA～Gの7つの施策分野を設定します。

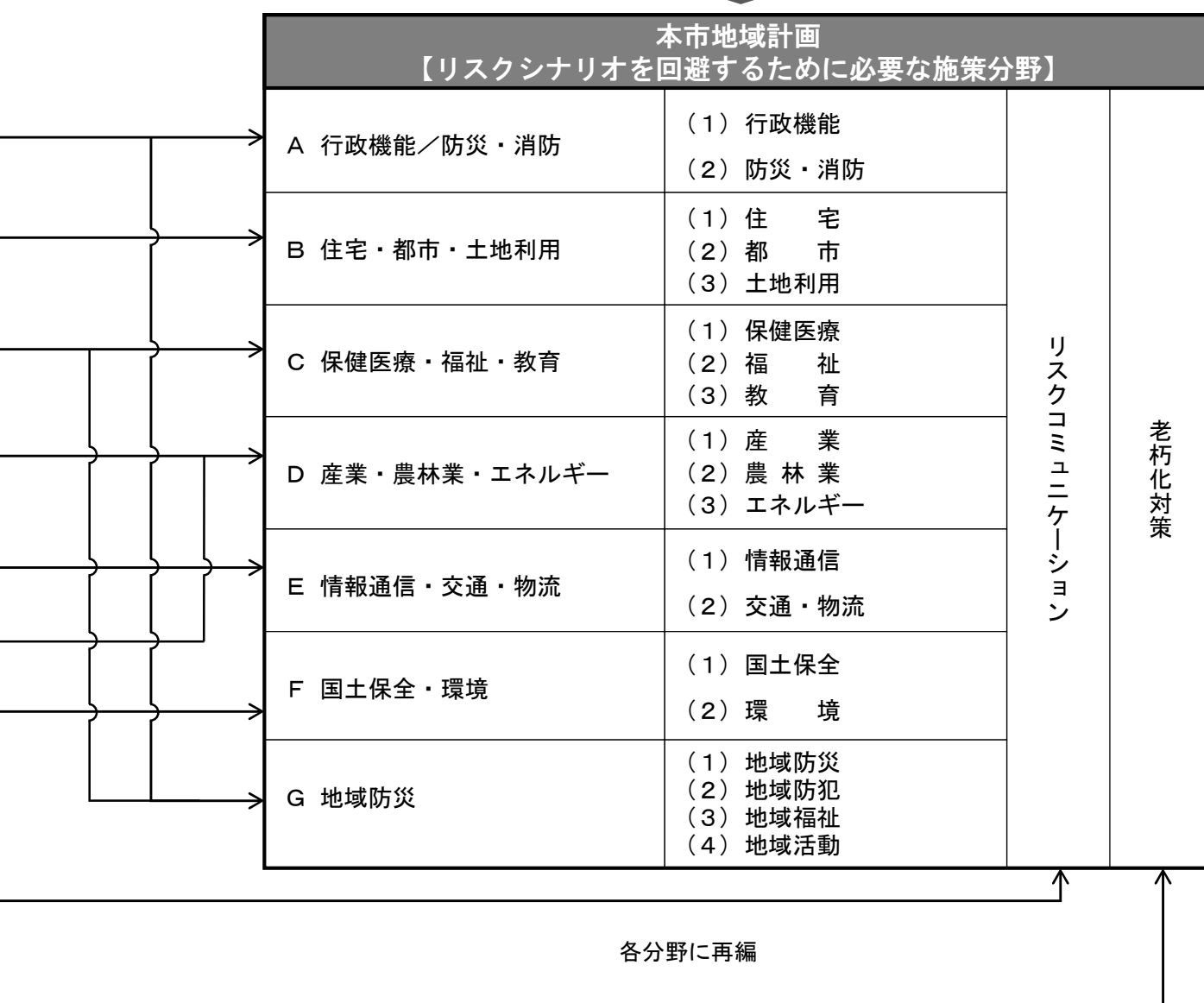
■ 国基本計画及び県地域計画と本計画の施策分野

国基本計画 【国土強靱化に関する施策の分野】		県地域計画 【リスクシナリオを回避するために必要な施策分野】	
12 の 個 別 施 策 分 野	① 行政機能／警察・消防等／防災教育	7 つ の 個 別 施 策 分 野	(1) 行政機能／防災・消防等
	② 住宅・都市		(2) 住宅・都市・土地利用
	③ 保健医療・福祉		(3) 保健医療・福祉
	④ エネルギー		(4) 産業・エネルギー
	⑤ 金融		(5) 情報通信・交通・物流
	⑥ 情報通信		(6) 農林水産
	⑦ 産業構造		(7) 国土保全・環境
	⑧ 交通・物流	2 つ の 横 断 的 分 野	(1) リスクコミュニケーション
	⑨ 農林水産		(2) 老朽化対策
	⑩ 国土保全		
	⑪ 環境		
	⑫ 土地利用（国土利用）		
5 つ の 横 断 的 分 野	A) リスクコミュニケーション		
	B) 人材育成		
	C) 官民連携		
	D) 老朽化対策		
	E) 研究開発		

■ 第2次佐野市総合計画の施策体系

7つの基本目標		主な施策分野
1	魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり	商業・鉱工業・農業
2	新たな流れの創造による賑わうまちづくり	観光・スポーツ・歴史文化
3	健やかで元気に暮らせるまちづくり	健康・医療・子育て・福祉
4	豊かな心を育み、学び合うまちづくり	教育・生涯学習
5	快適により安全で安心して暮らせるまちづくり	防災・防犯・住環境・交通
6	美しい自然、環境と調和するまちづくり	生活環境・地球環境
7	市民参加による自立したまちづくり	市民協働・人権・国際交流・情報

総合計画の施策体系
との整合性・連携



5. リスクへの対応方策〔施策体系〕

施策分野	施策項目	推進方針	対応する市のリスクシナリオ
A 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	①防災拠点機能の確保	1-1 ・ 3-1
		②業務継続体制の整備	3-1
		③情報の収集・伝達体制の確保	4-1
		④相互応援体制の整備	3-1
		⑤帰宅困難者対策	2-4 ・ 5-2 ・ 6-4
		⑥原子力災害対策の推進	7-2
	(2) 防災・消防	①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	2-1 ・ 2-4 ・ 5-3
		②消防広域応援体制の整備	2-3
		③首都直下地震等への対応	3-1
		④火災予防に関する啓発活動	1-1
		⑤地域の消防力の確保	1-1 ・ 2-3
		⑥消防施設等の整備	1-1 ・ 2-3
		⑦避難所対策	1-2 ・ 1-3 ・ 2-1 ・ 2-6
B 住宅・都市・土地利用	(1) 住宅	①住宅・建築物等の安全対策	1-1 ・ 1-4
		②空き家対策	1-1
	(2) 都市	①市街地整備	1-1 ・ 5-2 ・ 6-4
		②公園等施設整備	1-1 ・ 8-4
		③上水道施設の耐震化	2-1 ・ 6-2
		④下水道施設の耐震化	2-6 ・ 6-3
	(3) 土地利用	①産業用地の整備	5-1 ・ 5-2
		②適正な土地利用の推進	1-1 ・ 1-2
		③地籍調査の推進	8-4
C 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療	①救急医療体制の充実	2-3 ・ 2-5
		②地域医療の推進	2-5 ・ 2-6
		③医療機関におけるライフラインの確保	2-5
		④感染症予防対策	2-6
	(2) 福祉	①福祉・介護等との連携強化	1-1 ・ 2-3 ・ 2-6
	(3) 教育	①学校施設等整備	1-1 ・ 2-1 ・ 3-1
		②児童生徒の安全対策	1-1 ・ 4-1
		③文化スポーツ施設整備	2-1
		④文化財保護	8-3

施策分野	施策項目	推進方針	対応する市のリスクシナリオ
D 産業・農林業 ・エネルギー	(1) 産業	①リスク分散を重視した企業立地等の促進	5-1 ・ 5-2
		②企業の業務継続体制の強化	2-1 ・ 5-1
		③商業・観光における災害対応	2-4 ・ 5-1 ・ 6-4
	(2) 農林業	①農林業生産基盤等の災害対応力の強化	1-2 ・ 5-3 ・ 7-3
		②森林の適切な整備・保全	1-3 ・ 7-3
		③農林道の整備	6-4 ・ 7-3
	(3) エネルギー	①エネルギーの安定供給	6-1
		②ライフラインの災害対応力の強化	6-1 ・ 6-2 ・ 6-3
E 情報通信・交通・物流	(1) 情報通信	①市民等への災害情報の伝達	1-1 ・ 1-2 ・ 1-3 ・ 1-4 ・ 4-1
		②電源の確保	4-1
	(2) 交通・物流	①道路の防災・減災対策及び耐震化	2-1 ・ 2-5 ・ 5-2 ・ 6-4
		②緊急輸送体制の整備	2-1 ・ 2-5 ・ 5-2 ・ 6-4
		③地域交通環境の整備	6-4
		④孤立可能性地区における対策の推進	1-4 ・ 2-2
		⑤道路啓開*等の復旧・復興を担う人材の確保	8-2
		⑥自転車活用の推進	6-4
F 国土保全・環境	(1) 国土保全	①総合的な治水対策	1-2 ・ 7-1 ・ 7-3
		②総合的な土砂災害対策	1-3 ・ 7-1 ・ 7-3
	(2) 環境	①災害廃棄物等の処理体制の整備	7-2 ・ 8-1
		②有害物質等の拡散・流出対策	7-2
		③下水処理施設の整備	2-6 ・ 6-3
G 地域防災	(1) 地域防災	①防災意識の高揚、防災教育の実施	1-1 ・ 1-2 ・ 1-3 ・ 1-4
		②地域防災力の向上	1-1 ・ 1-2 ・ 1-3 ・ 1-4
	(2) 地域防犯	①防犯体制の強化	2-3 ・ 3-1
	(3) 地域福祉	①要配慮者対策	2-1 ・ 2-3
	(4) 地域活動	①ボランティアの活動体制の強化	8-2
		②外国人対応	2-1 ・ 2-4

*道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。

6. リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策分野		
		A 行政機能／防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉・教育
		(1)行政機能 (2)防災・消防	(1)住宅 (2)都市 (3)土地利用	(1)保健医療 (2)福祉 (3)教育
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建築物等の大規模な倒壊や火災による多数の死傷者の発生	(1)①防災拠点機能の確保 (2)④火災予防に関する啓発活動 (2)⑤地域の消防力の確保 (2)⑥消防施設等の整備	(1)①住宅・建築物等の安全対策 (1)②空き家対策 (2)①市街地整備 (2)②公園等施設整備 (3)②適正な土地利用の推進	(2)①福祉・介護等との連携強化 (3)①学校施設等整備 (3)②児童生徒の安全対策
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	(2)⑦避難所対策	(3)②適正な土地利用の推進	
	1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	(2)⑦避難所対策		
	1-4 暴風や暴風雪・豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		(1)①住宅・建築物等の安全対策	
2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	(2)①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備 (2)⑦避難所対策	(2)③上水道施設の耐震化	(3)①学校施設等整備 (3)③文化スポーツ施設整備
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	(2)②消防広域応援体制の整備 (2)⑤地域の消防力の確保 (2)⑥消防施設等の整備		(1)①救急医療体制の充実 (2)①福祉・介護等との連携強化
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	(1)⑤帰宅困難者対策 (2)①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備		
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			(1)①救急医療体制の充実 (1)②地域医療の推進 (1)③医療機関におけるライフラインの確保
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	(2)⑦避難所対策	(2)④下水道施設の耐震化	(1)②地域医療の推進 (1)④感染症予防対策 (2)①福祉・介護等との連携強化
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	(1)①防災拠点機能の確保 (1)②業務継続体制の整備 (1)④相互応援体制の整備 (2)③首都直下地震等への対応		(3)①学校施設等整備
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができない事態	(1)③情報の収集・伝達体制の確保		(3)②児童生徒の安全対策

施策分野			
D 産業・農林業・エネルギー	E 情報通信・交通・物流	F 国土保全・環境	G 地域防災
(1)産業 (2)農林業 (3)エネルギー	(1)情報通信 (2)交通・物流	(1)国土保全 (2)環境	(1)地域防災 (2)地域防犯 (3)地域福祉 (4)地域活動
	(1)①市民等への災害情報の伝達		(1)①防災意識の高揚、防災教育の実施 (1)②地域防災力の向上
(2)①農林業生産基盤等の災害対応力の強化	(1)①市民等への災害情報の伝達	(1)①総合的な治水対策	(1)①防災意識の高揚、防災教育の実施 (1)②地域防災力の向上
(2)②森林の適切な整備・保全	(1)①市民等への災害情報の伝達	(1)②総合的な土砂災害対策	(1)①防災意識の高揚、防災教育の実施 (1)②地域防災力の向上
	(1)①市民等への災害情報の伝達 (2)④孤立可能性地区における対策の推進		(1)①防災意識の高揚、防災教育の実施 (1)②地域防災力の向上
(1)②企業の業務継続体制の強化	(2)①道路の防災・減災対策及び耐震化 (2)②緊急輸送体制の整備		(3)①要配慮者対策 (4)②外国人対応
	(2)④孤立可能性地区における対策の推進		
			(2)①防犯体制の強化 (3)①要配慮者対策
(1)③商業・観光における災害対応			(4)②外国人対応
	(2)①道路の防災・減災対策及び耐震化 (2)②緊急輸送体制の整備		
		(2)③下水処理施設の整備	
			(2)①防犯体制の強化
	(1)①市民等への災害情報の伝達 (1)②電源の確保		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない 最悪の事態)		施策分野		
			A 行政機能／防災・消防	B 住宅・都市・土地利用	C 保健医療・福祉・教育
			(1)行政機能 (2)防災・消防	(1)住宅 (2)都市 (3)土地利用	(1)保健医療 (2)福祉 (3)教育
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止やサプライチェーンの寸断、用水供給途絶等に伴う社会経済活動への甚大な影響		(3)①産業用地の整備	
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	(1)⑤帰宅困難者対策	(2)①市街地整備 (3)①産業用地の整備	
	5-3	食料等の安定供給の停滞	(2)①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備		
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		(2)③上水道施設の耐震化	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		(2)④下水道施設の耐震化	
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	(1)⑤帰宅困難者対策	(2)①市街地整備	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生			
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃	(1)⑥原子力災害対策の推進		
	7-3	農地・森林等の被害による市土の荒廃			
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復興が大幅に遅れる事態			
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			(3)④文化財保護等
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		(2)②公園等施設整備 (3)③地籍調査の推進	

施策分野			
D 産業・農林業・エネルギー	E 情報通信・交通・物流	F 国土保全・環境	G 地域防災
(1) 産業 (2) 農林業 (3) エネルギー	(1) 情報通信 (2) 交通・物流	(1) 国土保全 (2) 環境	(1) 地域防災 (2) 地域防犯 (3) 地域福祉 (4) 地域活動
(1) ①リスク分散を重視した企業立地等の促進 (1) ②企業の業務継続体制の強化 (1) ③商業・観光における災害対応			
(1) ①リスク分散を重視した企業立地等の促進	(2) ①道路の防災・減災対策及び耐震化 (2) ②緊急輸送体制の整備		
(2) ①農林業生産基盤等の災害対応力の強化			
(3) ①エネルギーの安定供給 (3) ②ライフラインの災害対応力の強化			
(3) ②ライフラインの災害対応力の強化			
(3) ②ライフラインの災害対応力の強化		(2) ③下水処理施設の整備	
(1) ③商業・観光における災害対応 (2) ③農林道の整備	(2) ①道路の防災・減災対策及び耐震化 (2) ②緊急輸送体制の整備 (2) ③地域交通環境の整備 (2) ⑥自転車活用の推進		
		(1) ①総合的な治水対策 (1) ②総合的な土砂災害対策	
		(2) ①災害廃棄物等の処理体制の整備 (2) ②有害物質等の拡散・流出対策	
(2) ①農林業生産基盤等の災害対応力の強化 (2) ②森林の適切な整備・保全 (2) ③農林道の整備		(1) ①総合的な治水対策 (1) ②総合的な土砂災害対策	
		(2) ①災害廃棄物等の処理体制の整備	
	(2) ⑤道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保		(4) ①ボランティア活動体制の強化

7. リスクシナリオごとの脆弱性評価

26 項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に関して、本市が実施している施策・事業の進捗状況や課題について、関係する推進方針ごとに現状の分析・評価を行いました。

各リスクシナリオにおいては関係する推進方針が重複するものがありますが、記載内容が前述と同じものは「再掲」と表示します。また、それ以外で個別に各課の記載内容が前述と同じものは（再掲）と表示します。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建築物等の大規模な倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●防災拠点機能の確保

【財産活用課・田沼行政センター・葛生行政センター】

- ・市役所庁舎をはじめ防災拠点となる各公共施設については、災害時にその機能を果たすために、適切な維持管理を継続する必要があります。

【行政経営課・財産活用課】

- ・少子高齢社会の急激な進行等による収入の減、支出の増により市有施設にかけられる財源に限界がある中、高度経済成長期に整備された市有施設が今後一斉に老朽化し、大規模改修や建替え等の更新費用の増大が見込まれるため、施設の統廃合や複合化による適正な施設配置を推進し、安全性を確保する必要があります。

●火災予防に関する啓発活動

【消防本部 総務課】

- ・家庭からの火災が発生しないよう、消防団等と連携し各地域において火災予防を呼びかける必要があります。

【消防本部 予防課】

- ・住宅用火災警報器の設置率は徐々に向上しているが、更なる向上が必要となるため、地域及び事業所における火災予防、防火意識の普及啓発を行っていく必要があります。

●地域の消防力の確保

【消防本部 総務課】

- ・大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、常備消防、非常備消防がより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していく必要があります。
- ・過疎化や高齢化等により人口（若者）が減少する地域において、消防団員を確保する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、広域的な応援受入体制の整備を図る必要があります。

●消防施設等の整備

【消防本部 警防課】

- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理を図る必要があります。

●住宅・建築物等の安全対策

【建築住宅課】

- ・市営住宅の老朽化が進み、耐用年限を大幅に超過した施設（団地）があるほか、管理戸数の半数程度は、旧耐震基準により建築されていることから、施設の統廃合を含め、老朽化対策を実施し入居者の安全・安心を確保する必要があります。

【建築指導課】

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、住宅の耐震化を図る必要があります。
- ・建築物の耐震改修を進めるとともに、危険なブロック塀等の安全対策など、通学路や避難路の安全性を確保する必要があります。

●空き家対策

【産業立市推進課】

- ・中心市街地及び地域市街地において、空き店舗等が増加し、管理がされないことで、老朽危険空き家とならないよう利活用する必要があります。

【空き家対策室】

- ・市内には2,230件（平成27（2015）年度調査）の空き家があり、適切な管理について所有者等への意識啓発や情報提供を行い、管理が不十分な老朽危険空き家の解消を図るとともに、利活用可能な空き家の活用を進める必要があります。

●市街地整備

【都市整備課】

- ・既成市街地内では、老朽木造住宅が密集しており、火災が発生しても延焼が拡大しない、また、建物等が倒壊しても避難の支障にならないような災害に強い市街地整備を図る必要があります。
- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、緊急輸送道路はもちろん、それにつながる幹線道路や狭隘道路等についても、通行確保及び迅速な対応の観点から、整備改善を推進する必要があります。

【建築指導課】

- ・緊急車両等の通行を確保するため、建築基準法第42条第2項の規定による道路（狭あい道路）の後退を促し、安全で良好な住環境の整備を図る必要があります。

●公園等施設整備

【都市整備課】

- ・公園は、災害発生直後の一時避難場所や復興に向けた仮設住宅建設用地として、重要なオープンスペースとなるため、必要に応じて防災機能を備える必要があります。

●適正な土地利用の推進

【政策調整課】

- ・土砂崩れ等の危険箇所が多数存在する中山間地域において、災害時においても日常生活サービス（買い物や医療等）が持続して受けられるように、災害の危険性の少ない場所へ各種生活支援機能を集約・確保し、周辺集落との交通ネットワークを形成する必要があります。

【都市計画課】

- ・安全で安心して暮らせる居住空間を確保するとともに、必要な都市機能を集約する持続可能な、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する必要があります。
- ・災害時においても、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークを形成する必要があります。
- ・震災による宅地被害を防止・軽減するため、宅地の耐震化を図る必要があります。

●福祉・介護等との連携強化

【介護保険課】

- ・倒壊の危険性のあるブロック塀を有する介護保険施設等については改修等を促し、施設の安全対策を進める必要があります。

●学校施設等整備

【こども課】

- ・こどもクラブについては、利用者の量の見込みに応じた整備を進めてきましたが、今後もニーズに応じた整備を進め、児童が安全に利用できるよう、施設の適正管理を行う必要があります。

【保育課】

- ・公立保育所の整備については、さまざまな社会的要因から整備が遅れており、施設の老朽化が進んでいることから、民間活力の活用や長寿命化の実施の組合せにより、施設の適正管理を行う必要があります。

【学校管理課】

- ・令和元（2019）年3月末現在においては、小・中学校の校舎は、全て築30年以上経過しており、老朽化対策に取り組む必要があります。
- ・小・中学校のブロック塀等の現状確認を行い、法令不適合となるもの、傾斜やひび割れなどの損傷があるものが確認された時は、危険なブロック塀等を撤去し、フェンス等を設置する必要があります。

●児童生徒の安全対策

【危機管理課・学校教育課】

- ・突発的な地震等が発生した際でも、児童生徒が安全な行動がとれるように防災教育を実施する必要があります。

【こども課】

- ・こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるよう継続して避難訓練等を行う必要があります。

【道路河川課】

- ・多くの小・中学校は避難所となっており、災害時には通学路が避難経路として利用されるため、狭隘な道路を解消するなど、通学路が安全に通行できるよう整備する必要があります。

【教育総務課】

- ・児童生徒の登下校時の安全対策として、関係機関と連携して交通安全、防犯及び防災に係る危険箇所等の状況を把握し、通学路の安全を確保する必要があります。

【学校管理課】

- ・小・中学校のブロック塀等の現状確認を行い、法令不適合となるもの、傾斜やひび割れなどの損傷があるものが確認された時は、危険なブロック塀等を撤去し、フェンス等を設置する必要があります。

●市民等への災害情報の伝達

【都市ブランド推進課】

- ・市のお知らせ、市政情報、話題等を、随時ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、新聞報道を活用し情報提供を行っています。災害時でも、これら情報伝達手段を活用した迅速な情報発信が必須となるため、適切な情報収集を行い、市民への災害情報の迅速な伝達を図る必要があります。

【危機管理課】

- ・災害時に屋外拡声子局や戸別受信機により、住民等に直接・同時に防災情報等を伝えることができるように、「同報系防災行政無線」の保守整備を図る必要があります。
- ・防災行政無線を聞き逃した際などには、音声ダイヤル（フリーダイヤル）で聞き直すことができますが、回線数が限られており繋がらない場合があるため、いつでも必要に応じて放送内容が確認できるように解消する必要があります。
- ・「佐野市防災・気象情報メール」により防災情報や気象情報、火災情報等をメール配信していますが、防災講話等をとおしてさらに市民に周知し、登録を呼びかける必要があります。

●防災意識の高揚、防災教育の実施

【危機管理課】

- ・ 自主防災組織の設立に向けて働きかけを行うとともに、自主防災組織モデル地区を指定し、防災資機材の貸与や防災訓練の実施等をととして防災意識の高揚を図る必要があります。
- ・ 町会や自主防災組織等で開催する防災講話や防災訓練等をととして、防災知識の啓発を行い、「自分の命は自分で守る」ことの重要性を呼びかける必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・ 大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

【消防本部 予防課】

- ・ 地域の防火意識を高める目的から、女性防火クラブ、幼年少年少女防火委員会と協力し、火災予防の広報及び啓発活動を行っていますが、さらに市民の関心を高める必要があります。

●地域防災力の向上

【危機管理課】

- ・ 令和2（2020）年3月31日現在においては、167町会中120町会で自主防災組織が設立されていますが、全ての町会における設立を目指すとともに、防災士を育成し、自主防災組織との連携を図ることで地域防災力を向上させる必要があります。また、自主防災組織間の連携を図る必要があります。
- ・ 災害時に、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、市民へ積極的な避難行動を呼びかける必要があります。

【消防本部 総務課】（再掲）

- ・ 大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、常備消防、非常備消防がより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していく必要があります。
- ・ 過疎化や高齢化等により人口（若者）が減少する地域において、消防団員を確保する必要があります。

【消防本部 警防課】（再掲）

- ・ 大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●避難所対策

【危機管理課】

- ・浸水想定区域に存在する避難所について、必要に応じて見直しを図る必要があります。

●適正な土地利用の推進

【政策調整課】（再掲）

- ・土砂崩れ等の危険箇所が多数存在する中山間地域において、災害時においても日常生活サービス（買い物や医療等）が持続して受けられるように、災害の危険性の少ない場所へ各種生活支援機能を集約・確保し、周辺集落との交通ネットワークを形成する必要があります。

【都市計画課】

- ・安全で安心して暮らせる居住空間を確保するとともに、必要な都市機能を集約する持続可能な、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する必要があります。
- ・居住を誘導する区域を定めるにあたり、浸水想定区域があるため対応方針を検討する必要があります。
- ・災害時においても、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークを形成する必要があります。

●農林業生産基盤等の災害対応力の強化

【農政課】

- ・農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・農地は市土の保全機能や安らぎ・潤い空間、防災上のオープンスペースとしての多面的機能を有することから、適切な維持管理を促進する必要があります。

【農山村振興課】

- ・林業の効率的経営や森林の適正な管理に不可欠な路網の整備を推進する必要があります。

●市民等への災害情報の伝達〔再掲〕

【都市ブランド推進課】

- ・市のお知らせ、市政情報、話題等を、随時ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、新聞報道を活用し情報提供を行っています。災害時でも、これら情報伝達手段を活用した迅速な情報発信が必須となるため、適切な情報収集を行い、市民への災害情報の迅速な伝達を図る必要があります。

【危機管理課】

- ・災害時に屋外拡声子局や戸別受信機により、住民等に直接・同時に防災情報等を伝えることができるように、「同報系防災行政無線」の保守整備を図る必要があります。
- ・防災行政無線を聞き逃した際などには、音声ダイヤル（フリーダイヤル）で聞き直すことができますが、回線数が限られており繋がらない場合があるため、いつでも必要に応じて放送内容が確認できるように解消する必要があります。
- ・「佐野市防災・気象情報メール」により防災情報や気象情報、火災情報等をメール配信していますが、防災講話等とおしてさらに市民に周知し、登録を呼びかける必要があります。

●総合的な治水対策

【危機管理課】

- ・洪水浸水想定区域が示されていない河川があるため、県に協力を求め、ハザードマップを更新する必要があります。
- ・自らの居住地が、洪水浸水想定区域に該当するか把握していない市民もいるため、避難所と併せ、ハザードマップを活用して周知する必要があります。
- ・洪水等が発生する恐れがあるとき、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いいため、積極的な避難を呼びかける必要があります。
- ・洪水等の発生に備え、平時から水防訓練等を実施し、市や自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にするほか、関係機関との連携体制を確認する必要があります。

【農政課】

- ・農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・ため池の決壊により被害が想定される区域について、ハザードマップを作成し、市民に公表することで、的確な避難行動につなげる必要があります。

【道路河川課】

- ・森林・田畑の減少、宅地開発の増加により、河川溢水のリスクが増大する中、局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、河川計画のない未整備の小規模河川を含め、整備・維持管理を適切に行い、水害防止を図る必要があります。

【下水道課】

- ・平成30（2018）年度末現在においては、全体計画における下水道雨水管渠の整備率は59.9%ですが、都市浸水対策達成率（一般地区）が14.3%と低い状態であるため、今後も継続して整備を進める必要があります。

●防災意識の高揚、防災教育の実施**【危機管理課】（再掲）**

- ・自主防災組織の設立に向けて働きかけを行うとともに、自主防災組織モデル地区を指定し、防災資機材の貸与や防災訓練の実施等をとおして防災意識の高揚を図る必要があります。
- ・町会や自主防災組織等で開催する防災講話や防災訓練等をとおして、防災知識の啓発を行い、「自分の命は自分で守る」ことの重要性を呼びかける必要があります。

【消防本部 警防課】（再掲）

- ・大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

●地域防災力の向上〔再掲〕**【危機管理課】**

- ・令和2（2020）年3月31日現在においては、167町会中120町会で自主防災組織が設立されていますが、全ての町会における設立を目指すとともに、防災士を育成し、自主防災組織との連携を図ることで地域防災力を向上させる必要があります。また、自主防災組織間の連携を図る必要があります。
- ・災害時に、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、市民へ積極的な避難行動を呼びかける必要があります。

【消防本部 総務課】

- ・大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、常備消防、非常備消防がより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していく必要があります。
- ・過疎化や高齢化等により人口（若者）が減少する地域において、消防団員を確保する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

●避難所対策

【危機管理課】

- ・土砂災害警戒区域に存在する避難所について、必要に応じて見直しを図る必要があります。

●森林の適切な整備・保全

【農山村振興課】

- ・材価の長期低迷や林業経営意欲の減退等、森林を取り巻く厳しい情勢により、手入れがされず放置される森林が増加しているため、間伐を支援する等、適切な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵養、土砂流出防備等の多面的機能を高める必要があります。

●市民等への災害情報の伝達〔再掲〕

【都市ブランド推進課】

- ・市のお知らせ、市政情報、話題等を、随時ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、新聞報道を活用し情報提供を行っています。災害時でも、これら情報伝達手段を活用した迅速な情報発信が必須となるため、適切な情報収集を行い、市民への災害情報の迅速な伝達を図る必要があります。

【危機管理課】

- ・災害時に屋外拡声子局や戸別受信機により、住民等に直接・同時に防災情報等を伝えることができるように、「同報系防災行政無線」の保守整備を図る必要があります。
- ・防災行政無線を聞き逃した際などには、音声ダイヤル（フリーダイヤル）で聞き直すことができますが、回線数が限られており繋がらない場合があるため、いつでも必要に応じて放送内容が確認できるように解消する必要があります。
- ・「佐野市防災・気象情報メール」により防災情報や気象情報、火災情報等をメール配信していますが、防災講話等をとおしてさらに市民に周知し、登録を呼びかける必要があります。

●総合的な土砂災害対策

【危機管理課】

- ・県が調査を実施し、新たに指定された土砂災害警戒区域について、ハザードマップを更新し、周知を図る必要があります。
- ・自らの居住地が、土砂災害警戒区域に該当するか把握していない市民もいるため、避難所と併せ、ハザードマップを活用して周知する必要があります。
- ・土砂災害等が発生する恐れがあるとき、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いいため、積極的な避難を呼びかける必要があります。
- ・土砂災害等の発生に備え、平時から土砂災害訓練等を実施し、市、自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にするほか、関係機関との連携体制を確認する必要があります。

【農山村振興課】（再掲）

- ・材価の長期低迷や林業経営意欲の減退等、森林を取り巻く厳しい情勢により、手入れがされず放置される森林が増加しているため、間伐を支援する等、適切な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵養、土砂流出防備等の多面的機能を高める必要があります。

【道路河川課】

- ・市内の土砂災害危険箇所の多数が未整備となっている中、局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、砂防施設・急傾斜地の整備を促進する必要があります。

●防災意識の高揚、防災教育の実施〔再掲〕

【危機管理課】

- ・自主防災組織の設立に向けて働きかけを行うとともに、自主防災組織モデル地区を指定し、防災資機材の貸与や防災訓練の実施等をととして防災意識の高揚を図る必要があります。
- ・町会や自主防災組織等で開催する防災講話や防災訓練等をととして、防災知識の啓発を行い、「自分の命は自分で守る」ことの重要性を呼びかける必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

●地域防災力の向上〔再掲〕

【危機管理課】

- ・令和2（2020）年3月31日現在においては、167町会中120町会で自主防災組織が設立されていますが、全ての町会における設立を目指すとともに、防災士を育成し、自主防災組織との連携を図ることで地域防災力を向上させる必要があります。また、自主防災組織間の連携を図る必要があります。
- ・災害時に、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、市民へ積極的な避難行動を呼びかける必要があります。

【消防本部 総務課】

- ・大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、常備消防、非常備消防がより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していく必要があります。
- ・過疎化や高齢化等により人口（若者）が減少する地域において、消防団員を確保する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

1-4 暴風や暴風雪・豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

●住宅・建築物等の安全対策

【危機管理課・建築指導課】

- ・地震や竜巻等により重大な被害が発生しないよう、建築物やその周辺の設備等の適正な維持管理を指導する必要があります。

●市民等への災害情報の伝達〔再掲〕

【都市ブランド推進課】

- ・市のお知らせ、市政情報、話題等を、随時ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、新聞報道を活用し情報提供を行っています。災害時でも、これら情報伝達手段を活用した迅速な情報発信が必須となるため、適切な情報収集を行い、市民への災害情報の迅速な伝達を図る必要があります。

【危機管理課】

- ・屋外拡声子局や戸別受信機により、住民等に直接・同時に防災情報等を伝える「同報系防災行政無線」の保守整備を図る必要があります。
- ・防災行政無線を聞き逃した際などには、音声ダイヤル（フリーダイヤル）で聞き直すことができますが、その回線数が限られており、繋がらない場合があるため、いつでも必要に応じて放送内容が確認できるように解消する必要があります。
- ・「佐野市防災・気象情報メール」により防災情報や気象情報、火災情報等をメール配信していますが、防災講話等をとおしてさらに市民に周知し、登録を呼びかける必要があります。

●孤立可能性地区における対策の推進

【危機管理課】

- ・災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区において、周辺の土砂災害対策等を推進するとともに、ハザードマップを活用し地域住民へ土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知を図り、災害発生前の早期避難、平常時からの家庭における食料等の備蓄を呼びかける必要があります。

●防災意識の高揚、防災教育の実施〔再掲〕

【危機管理課】

- ・自主防災組織の設立に向けて働きかけを行うとともに、自主防災組織モデル地区を指定し、防災資機材の貸与や防災訓練の実施等をとおして防災意識の高揚を図る必要があります。
- ・町会や自主防災組織等で開催する防災講話や防災訓練等をとおして、防災知識の啓発を行い、「自分の命は自分で守る」ことの重要性を呼びかける必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

●地域防災力の向上〔再掲〕

【危機管理課】

- ・令和2（2020）年3月31日現在においては、167町会中120町会で自主防災組織が設立されていますが、全ての町会における設立を目指すとともに、防災士を育成し、自主防災組織との連携を図ることで地域防災力を向上させる必要があります。また、自主防災組織間の連携を図る必要があります。
- ・災害時に、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、市民へ積極的な避難行動を呼びかける必要があります。

【消防本部 総務課】

- ・大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、常備消防、非常備消防がより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していく必要があります。
- ・過疎化や高齢化等により人口（若者）が減少する地域において、消防団員を確保する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・大規模災害時には、消防の対応能力を超える救助・救急要請や通信網、交通網の遮断が予測され、地域住民の共助による救出活動や救命処置、避難所や救護所までの搬送が重要となるため、応急手当等の普及啓発を図る必要があります。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

●物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備

【危機管理課】

- ・地域防災計画に基づき、避難者想定 7,165 人に対し 1 日分（3 食）である 21,495 食（ℓ）を備蓄しており、さらに災害協定に基づく流通備蓄や県の備蓄などで 3 日分確保しているが、引き続き計画的な現物備蓄や自治体、各種団体、民間事業者等との協定により、食料、生活必需品等を確保する必要があります。
- ・自主防災組織における活動に必要な資機材等の整備を促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。
- ・家庭や事業所等にて 3 日分の備蓄を推奨しているが、更なる周知を図る必要があります。

●避難所対策

【危機管理課】

- ・ライフラインが途絶えた中でも、避難所が円滑に運営され生活環境を維持できるように、物資・資機材等を確保するとともに、自主防災組織等と連携した運営体制を整備する必要があります。

●上水道施設の耐震化

【水道課】

- ・平成 30（2018）年度末現在においては、基幹管路における耐震化率は 21.6%となっており、災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、更なる基幹管路の耐震化・老朽化対策を推進する必要があります。

（総延長 44,466mのうち、9,600mは耐震化が図れており、残り 34,866mは耐震性が無い。）

- ・水道施設においては、旧上水区域内において平成 20（2008）年度に耐震基礎調査を実施したが、旧簡水においては耐震基礎調査を行っておらず、耐震度が不明となっているため、今後、旧簡水を含めた耐震化計画を策定する必要があります。

【企業経営課】

- ・現水道庁舎は、50 年が経過し老朽化及び耐震性不足の問題があるため、水道水を守る防災拠点として建替を推進する必要があります。

●学校施設等整備

【保育課】（再掲）

- ・公立保育所の整備については、さまざまな社会的要因から整備が遅れており、施設の老朽化が進んでいることから、民間活力の活用や長寿命化の実施の組合せにより、施設の適正管理を行う必要があります。

【学校管理課】

- ・令和元（2019）年 3 月末現在においては、小・中学校の校舎は、全て築 30 年以上経過しており、老朽化対策に取り組む必要があります。
- ・学校の和式トイレを洋式トイレに改修し、利用し易いトイレに改善する必要があります。

●文化スポーツ施設整備

【文化立市推進課】

- ・平成30（2018）年度末現在において、文化会館については、建築後、約40年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、適切な老朽化対策を実施し、施設の安全性を確保する必要があります。

【スポーツ立市推進課】

- ・救援物資集積、物資輸送拠点として佐野市運動公園（市民体育館は耐震工事済）、アリーナたぬまが指定されているほか、避難所に佐野武道館が指定されているが、施設の老朽化が進んでいるため、適切に施設を維持管理する必要があります。

【生涯学習課】

- ・公民館、コミュニティセンターの避難所は15ヶ所あるが、老朽化している施設が多いため、適切に施設を維持管理する必要があります。

●企業の業務継続体制の強化

【産業立市推進課】

- ・災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要があります。

●道路の防災・減災対策及び耐震化

【道路河川課】

- ・ライフサイクルコストの削減を図りながら安全・安心な道路交通環境を維持するためにも、橋梁・道路附属物・舗装に対し、事後保全的な修繕から予防保全型に政策転換するほか、道路冠水の被災がある箇所等の対策を進める必要があります。

●緊急輸送体制の整備

【政策調整課】

- ・災害時の避難経路、相互支援経路として、防災面において重要な役割を果たす渡良瀬川への新たな架橋を含む南部幹線等の整備を推進する必要があります。

【危機管理課】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体などの関係機関や災害協定を締結している民間団体等と連携し、緊急輸送体制を整備する必要があります。

【都市整備課】

- ・新たに（仮称）出流原PAスマートインターチェンジが整備されることで、高規格幹線道路へのアクセス性が向上し、緊急輸送体制の強化が図られるため、早期の供用開始（開通）に向け整備を推進する必要があります。

【道路河川課】

- ・防災拠点となる市庁舎等へのアクセス道路においては、狭小な箇所もあることから、非常時の緊急車両等の通行路確保を強化する必要があります。

●要配慮者対策

【危機管理課】

- ・高齢者や乳幼児、食物アレルギーのある方に配慮した食料・ミルク等の物資を確保する必要があります。

●外国人対応

【都市ブランド推進課・市民生活課】

- ・災害時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全の確保と不安を解消するため、国際交流協会等と連携し、通訳等の支援体制を整備する必要があります。

【危機管理課】

- ・災害時に、外国人が避難所において安心して意思疎通が図れるよう、多言語シートを作成し各避難所へ配備するほか、宗教に配慮したハラル認証食等を継続して備蓄する必要があります。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

●孤立可能性地区における対策の推進〔再掲〕

【危機管理課】

- ・災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区において、周辺の土砂災害対策等を推進するとともに、ハザードマップを活用し地域住民へ土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知を図り、災害発生前の早期避難、平常時からの家庭における食料等の備蓄を呼びかける必要があります。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

●消防広域応援体制の整備

【消防本部 警防課】

- ・大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る必要があります。

●地域の消防力の確保〔再掲〕

【消防本部 総務課】

- ・大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、常備消防、非常備消防がより密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していく必要があります。
- ・過疎化や高齢化等により人口（若者）が減少する地域において、消防団員を確保する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、広域的な応援受入体制の整備を図る必要があります。

●消防施設等の整備〔再掲〕

【消防本部 警防課】

- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理を図る必要があります。

●救急医療体制の充実

【医療保険課】

- ・負傷者への適切な医療救護を提供するためには、初期医療体制及び後方医療体制等の充実を図る必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・発災直後から救助・救急要請が大幅に増加し消防の対応能力を超過することが予想されるため、災害による死者を増加させないよう重傷者を優先的に医療機関へ搬送する必要があります。
- ・応援部隊やDMA Tによる救出・救護活動が円滑に行えるよう、発災直後から災害医療関係部署と連携し受援体制を準備する必要があります。

●福祉・介護等との連携強化

【社会福祉課】

- ・避難行動要支援者の情報を、町会・自主防災組織・民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会等と共有し、災害時の声かけや避難誘導に活用するため、個別計画を作成していますが、必要な人への周知が不足しています。また、避難支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要があります。

【障がい福祉課】

- ・障がい者が、安心して意思疎通を図り避難生活が送れるよう、避難所の生活環境を整備する必要があります。
- ・災害時においても、被災した障がい者の移動手段や、日常的に介護している障がい者等の家族の一時的な休息の場を確保できるよう、事業所との連携を図る必要があります。

【いきいき高齢課】

- ・平成30（2018）年度末現在においては、高齢化に伴い、地域包括支援センターへ的高齢者に関する相談件数は年々増え、特に認知症に関する相談は増加しているため、地域において徘徊高齢者等を見守る体制を整備する必要があります。
- ・平成30（2018）年度末現在においては、要介護等認定者数は6,364人と年々増加し、要支援・要介護認定率は18.0%となっているため、災害時においても、支援が必要な高齢者に対し医療と介護の両方を一体的に提供できる体制を整備する必要があります。

【障がい福祉課・いきいき高齢課】

- ・災害弱者となる高齢者や障がい者が、救急や災害等の緊急時に通報できる機材の貸与を行っているが、十分に活用されていないため、周知を図り利用を促進する必要があります。

●防犯体制の強化

【危機管理課】

- ・市民の防犯意識及び規範意識を高め、平常時はもちろんのこと災害時においても犯罪被害に遭わないための実践的な防犯対策の推進を図る必要があります。
- ・町会の適切な防犯灯の設置・維持管理を促進することで、犯罪被害の防止を図る必要があります。

●要配慮者対策

【危機管理課】

- ・災害時に、要配慮者が迅速に避難できるように自主防災組織による支援体制の整備を推進する必要があります。

【社会福祉課】（再掲）

- ・避難行動要支援者の情報を、町会・自主防災組織・民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会等と共有し、災害時の声かけや避難誘導に活用するため、個別計画を作成していますが、必要な人への周知が不足しています。また、避難支援者の設定がされていない人への支援方法を定める必要があります。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

●帰宅困難者対策

【危機管理課・市民生活課・観光立市推進課】

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えて、交通機関、観光施設、事業所等における、施設利用者、従業員等のための飲料水や食料等の緊急物資について、備蓄を促進する必要があります。
- ・鉄道、高速バス等の公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難施設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ態勢を整備する必要があります。

【産業立市推進課】

- ・平成30（2018）年度から供用開始した「佐野市まちなかにぎわい空間」は防災テントや防災かまどといった防災機能を有しているが、あまり認知されていないため、災害時の活用に向けて使用方法を周知する必要があります。

●物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備〔再掲〕

【危機管理課】

- ・地域防災計画に基づき、避難者想定7,165人に対し1日分（3食）である21,495食（0）を備蓄しており、さらに災害協定に基づく流通備蓄や県の備蓄などで3日分確保しているが、引き続き計画的な現物備蓄や自治体、各種団体、民間事業者等との協定により、食料、生活必需品等を確保する必要があります。
- ・自主防災組織における活動に必要な資機材等の整備を促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。
- ・家庭や事業所等にて3日分の備蓄を推奨しているが、更なる周知を図る必要があります。

●商業・観光における災害対応

【危機管理課・市民生活課・観光立市推進課】（再掲）

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えて、交通機関、観光施設、事業所等における、施設利用者、従業員等のための飲料水や食料等の緊急物資について、備蓄を促進する必要があります。
- ・鉄道、高速バス等の公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難施設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ態勢を整備する必要があります。

●外国人対応〔再掲〕

【都市ブランド推進課・市民生活課】

- ・災害時に、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全の確保と不安を解消するため、国際交流協会等と連携し、通訳等の支援体制を整備する必要があります。

【危機管理課】

- ・災害時に、外国人が避難所において安心して意思疎通が図れるよう、多言語シートを作成し各避難所へ配備するほか、宗教に配慮したハラール認証食等を継続して備蓄する必要があります。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

●救急医療体制の充実〔再掲〕

【医療保険課】

- ・負傷者への適切な医療救護を提供するためには、初期医療体制及び後方医療体制等の充実を図る必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・発災直後から救助・救急要請が大幅に増加し消防の対応能力を超過することが予想されるため、災害による死者を増加させないよう重傷者を優先的に医療機関へ搬送する必要があります。
- ・応援部隊やDMATによる救出・救護活動が円滑に行えるよう、発災直後から災害医療関係部署と連携し受援体制を準備する必要があります。

●地域医療の推進

【医療保険課】

- ・非常時においても、安定的に医療サービスを受けることができるように、「かかりつけ医」を持つことを推奨していく必要があります。
- ・災害時においても、中山間地域における医療機会を確保する必要があります。
- ・大規模災害などの緊急時に、応急処置等を行う人材を確保するため、看護師不足を解消する必要があります。

●医療機関におけるライフラインの確保

【危機管理課・医療保険課】

- ・拠点となる病院における、電気、ガス、水道等のライフラインの確保や建物の耐震性の向上などを図る必要があります。

【医療保険課】

- ・災害発生時にライフラインが途絶えた中でも、医療救護活動を行うことができるように、医薬品、医療資材等の必要物品等を確保する必要があります。

●道路の防災・減災対策及び耐震化〔再掲〕

【道路河川課】

- ・ライフサイクルコストの縮減を図りながら安全・安心な道路交通環境を維持するためにも、橋梁・道路附属物・舗装に対し、事後保全的な修繕から予防保全型に政策転換するほか、道路冠水の被災がある箇所等の対策を進める必要があります。

●緊急輸送体制の整備〔再掲〕

【政策調整課】

- ・災害時の避難経路、相互支援経路として、防災面において重要な役割を果たす渡良瀬川への新たな架橋を含む南部幹線等の整備を推進する必要があります。

【危機管理課】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体などの関係機関や災害協定を締結している民間団体等と連携し、緊急輸送体制を整備する必要があります。

【都市整備課】

- ・新たに（仮称）出流原PAスマートインターチェンジが整備されることで、高規格幹線道路へのアクセス性が向上し、緊急輸送体制の強化が図られるため、早期の供用開始（開通）に向け整備を推進する必要があります。

【道路河川課】

- ・防災拠点となる市庁舎等へのアクセス道路においては、狭小な箇所もあることから、非常時の緊急車両等の通行路確保を強化する必要があります。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●避難所対策〔再掲〕

【危機管理課】

- ・ライフラインが途絶えた中でも、避難所が円滑に運営され生活環境を維持できるように、物資・資機材等を確保するとともに、自主防災組織等と連携した運営体制を整備する必要があります。

●下水道施設の耐震化

【下水道課】

- ・平成9（1997）年度以前に布設された下水道污水管渠（重要な幹線等）は、耐震診断及び耐震化を行っていない状況であるため、計画的に耐震化を図る必要があります。
- ・公共下水道ストックマネジメント計画に基づき適正な老朽化対策を推進する必要があります。
- ・水処理センター（昭和51（1976）年供用開始）及び中継ポンプ場（昭和55（1980）年～平成14（2002）年供用開始）は、躯体、機械・電気設備の老朽化が進んでいることから適正な老朽化対策を推進する必要があります。

●地域医療の推進〔再掲〕

【医療保険課】

- ・非常時においても、安定的に医療サービスを受けることができるように、「かかりつけ医」を持つことを推奨していく必要があります。
- ・災害時においても、中山間地域における医療機会を確保する必要があります。
- ・大規模災害などの緊急時に、応急処置等を行う人材を確保するため、看護師不足を解消する必要があります。

●感染症予防対策

【環境政策課】

- ・避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒、害虫駆除を行うための体制の構築など、感染症予防を行う必要があります。
- ・河川の氾濫等により浸水した家屋等について、必要に応じて消毒を実施する必要があります。

【健康増進課】

- ・避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から幼児や高齢者を中心に予防接種を実施するほか、インフルエンザや風しんの予防接種勧奨を行う必要があります。
- ・感染症蔓延時に備えて、防護服やマスクなどの備蓄を進める必要があります。
- ・大規模災害に備え、マスクや消毒剤といった衛生用品の備蓄といった自助についての市民向けの情報提供を行う必要があります。

●福祉・介護等との連携強化

【危機管理課】

- ・災害発生時に、避難所における避難生活が困難である要配慮者（高齢者及び障がい者等）が、必要な生活支援が受けられるように、福祉避難所を開設する必要があります。また、福祉避難所となる施設が被災した際には、受入先となる代替施設を確保する必要があります。

●下水処理施設の整備

【環境政策課】

- ・公衆衛生のため、公共下水道等の整備区域外における合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水対策を着実に進める必要があります。

【下水道課】

- ・平成9（1997）年度以前に布設された下水道污水管渠（重要な幹線等）は、耐震診断及び耐震化を行っていない状況であるため、計画的に耐震化を図る必要があります。
- ・公共下水道ストックマネジメント計画に基づき適正な老朽化対策を推進する必要があります。
- ・水処理センター（昭和51（1976）年供用開始）及び中継ポンプ場（昭和55（1980）年～平成14（2002）年供用開始）は、躯体、機械・電気設備の老朽化が進んでいることから適正な老朽化対策を推進する必要があります。
- ・下水道污水管渠の整備については、佐野市排水処理構想に基づき、計画的に整備を推進する必要があります。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●防災拠点機能の確保

【財産活用課・田沼行政センター・葛生行政センター】（再掲）

- ・市役所庁舎をはじめ防災拠点となる各公共施設については、災害時にその機能を果たすために、適切な維持管理を継続する必要があります。

【行政経営課・財産活用課】（再掲）

- ・少子高齢社会の急激な進行等による収入の減、支出の増により市有施設にかけられる財源に限界がある中、高度経済成長期に整備された市有施設が今後一斉に老朽化し、大規模改修や建替え等の更新費用の増大が見込まれるため、施設の統廃合や複合化による適正な施設配置を推進し、安全性を確保する必要があります。

【危機管理課】

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点については、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備する必要があります。

【企業経営課】（再掲）

- ・現水道庁舎は、50 年が経過し老朽化及び耐震性不足の問題があるため、水道水を守る防災拠点として建替を推進する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・消防庁舎は、消火、救出・救助活動の重要な拠点となるため、適切な維持管理を継続して行い、災害時においても施設の機能を維持し、応急対策を実施できる体制を整備する必要があります。

●業務継続体制の整備

【危機管理課】

- ・平成 30（2018）年 3 月に、大規模災害時（地震）における「佐野市業務継続計画」を策定しましたが、発災時の各課や各職員の対応等について詳細な検討を行う必要があります。

【情報政策課】

- ・災害時に、電源の確保ができないことで、I C T機能が停止し、被災者対応等に支障を来さぬよう、体制を整備する必要があります。
- ・被災により、住民情報等、業務に必要なデータが消失しないよう、本市が被災しても影響が及ばない地域において、情報のバックアップをする必要があります。

●相互応援体制の整備

【危機管理課】

- ・大規模災害が発生した際には、栃木県や自衛隊、医療関係者、災害協定締結団体など、様々な機関からの応援を迅速かつ効果的に受けるため、受援体制を整備する必要があります。

●首都直下地震等への対応

【危機管理課】

- ・首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、東京圏における人的・物的被害及び経済被害等は甚大なものになると予想されることから、本市においては、被災状況に応じて近隣県市町と連携し、首都機能のバックアップへの対応などについて検討する必要があります。

【消防本部 通信指令課】

- ・首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、119 番通報等の輻輳が考えられることから、非番職員の召集を実施し、通信指令員の増員を図る必要があります。
- ・被災地となった場合に、消防指令センターの機能が全てダウンし、運用を行うことができなくなった際の対応策を検討する必要があります。

●学校施設等整備

【学校管理課・教育センター】

- ・校舎が浸水、倒壊等した場合に、学校での授業を早期に再開できないこともあるため、学校以外においても教育を受けられる環境を整備する必要があります。

●防犯体制の強化〔再掲〕

【危機管理課】

- ・市民の防犯意識及び規範意識を高め、平常時はもちろんのこと災害時においても犯罪被害に遭わないための実践的な防犯対策の推進を図る必要があります。
- ・町会の適切な防犯灯の設置・維持管理を促進することで、犯罪被害の防止を図る必要があります。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができない事態

●情報の収集・伝達体制の確保

【危機管理課】

- ・災害及び被害を想定し、災害図上訓練等をととして警察や消防及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立するほか、職員伝達訓練を実施し有事の際の連絡体制を整備する必要があります。
- ・Jアラートや防災行政無線及び県防災端末等により災害時の情報収集や伝達体制を整備する必要があります。

【消防本部 警防課】

- ・災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要があります。
- ・災害に応じた多種多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実を図る必要があります。

【消防本部 通信指令課】

- ・災害発生時、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要があります。
- ・災害に応じた多種多様な情報伝達手段の確立・通信設備の充実を図る必要があります。

●児童生徒の安全対策

【教育総務課】（再掲）

- ・児童生徒の登下校時の安全対策として、関係機関と連携して交通安全、防犯及び防災に係る危険箇所等の状況を把握し、通学路の安全を確保する必要があります。

【教育センター】

- ・学校Webサイトやメールのシステムを利用して、学校及び教育委員会事務局が、保護者や地域の安全に関する情報を一斉配信しながら、常時、児童生徒の安全を確保できるように努めていますが、災害等によりメール配信システムが停止してしまう可能性があるため、その対応策を検討する必要があります。

●市民等への災害情報の伝達

【都市ブランド推進課】（再掲）

- ・市のお知らせ、市政情報、話題等を、随時ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、新聞報道を活用し情報提供を行っています。災害時でも、これら情報伝達手段を活用した迅速な情報発信が必須となるため、適切な情報収集を行い、市民への災害情報の迅速な伝達を図る必要があります。

【市民活動促進課】

- ・災害時に、町会回覧を迅速に実施できる体制を整備する必要があります。

【危機管理課】（再掲）

- ・災害時に屋外拡声子局や戸別受信機により、住民等に直接・同時に防災情報等を伝えることができるように、「同報系防災行政無線」の保守整備を図る必要があります。
- ・防災行政無線を聞き逃した際などには、音声ダイヤル（フリーダイヤル）で聞き直すことができますが、回線数が限られており繋がらない場合があるため、いつでも必要に応じて放送内容が確認できるように解消する必要があります。
- ・「佐野市防災・気象情報メール」により防災情報や気象情報、火災情報等をメール配信していますが、防災講話等をととしてさらに市民に周知し、登録を呼びかける必要があります。

●電源の確保

【危機管理課・財産活用課】

- ・市役所庁舎は、72 時間、発電機による非常用電源を確保しているが、市役所庁舎が被災した際の代替え施設となる田沼行政センター、葛生行政センターについては、太陽光発電による若干の電源確保しかできないため、長期間の停電を想定した電源を確保する必要があります。

【危機管理課】

- ・各地域に設置した防災行政無線の屋外拡声子局は、24 時間、バッテリーによる非常用電源を確保しているが、長期間の停電が発生した場合、防災行政無線が使用不可能となるため、電力関係機関等との連携強化を図るなど電源確保に向けた対策をとる必要があります。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 エネルギー供給の停止やサプライチェーンの寸断、用水供給途絶等に伴う社会経済活動への甚大な影響

●産業用地の整備

【産業立市推進課】

- ・産業団地が完売し産業用地が不足していることから、市外からの新たな企業立地や市内事業所の事業拡大ニーズに対応するため、高速道路や幹線道路への接続性の高いエリアに、受け皿となる産業用地を創出する必要があります。

【政策調整課・都市整備課】

- ・災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化に資するため、北関東自動車道出流原PA周辺に佐野インランドポートを核とした、物流拠点の開発整備を推進する必要があります。

●リスク分散を重視した企業立地等の推進

【産業立市推進課】

- ・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要があります。

【政策調整課・都市整備課】（再掲）

- ・災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化に資するため、北関東自動車道出流原PA周辺に佐野インランドポートを核とした、物流拠点の開発整備を推進する必要があります。

●企業の業務継続体制の強化〔再掲〕

【産業立市推進課】

- ・災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要があります。

●商業・観光における災害対応

【産業立市推進課】

- ・災害時に、被災した中小企業等が経営基盤を維持するため、効果的に資金を調達できる対策を行う必要があります。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

●帰宅困難者対策〔再掲〕

【危機管理課・市民生活課・観光立市推進課】

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えて、交通機関、観光施設、事業所等における、施設利用者、従業員等のための飲料水や食料等の緊急物資について、備蓄を促進する必要があります。
- ・鉄道、高速バス等の公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難施設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ態勢を整備する必要があります。

【産業立市推進課】

- ・平成30（2018）年度から供用開始した「佐野市まちなかにぎわい空間」は防災テントや防災かまどといった防災機能を有しているが、あまり認知されていないため、災害時の活用に向けて使用方法を周知する必要があります。

●市街地整備〔再掲〕

【都市整備課】

- ・既成市街地内では、老朽木造住宅が密集しており、火災が発生しても延焼が拡大しない、また、建物等が倒壊しても避難の支障にならないような災害に強い市街地整備を図る必要があります。
- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、緊急輸送道路はもちろん、それにつながる幹線道路や狭隘道路等についても、通行確保及び迅速な対応の観点から、整備改善を推進する必要があります。

●産業用地の整備〔再掲〕

【産業立市推進課】

- ・産業団地が売却し産業用地が不足していることから、市外からの新たな企業立地や市内事業所の事業拡大ニーズに対応するため、高速道路や幹線道路への接続性の高いエリアに、受け皿となる産業用地を創出する必要があります。

【政策調整課・都市整備課】

- ・災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化に資するため、北関東自動車道出流原PA周辺に佐野インランドポートを核とした、物流拠点の開発整備を推進する必要があります。

●リスク分散を重視した企業立地等の推進〔再掲〕

【産業立市推進課】

- ・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要があります。

【政策調整課・都市整備課】

- ・災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの強靱化に資するため、北関東自動車道出流原PA周辺に佐野インランドポートを核とした、物流拠点の開発整備を推進する必要があります。

●道路の防災・減災対策及び耐震化〔再掲〕

【道路河川課】

- ・ライフサイクルコストの削減を図りながら安全・安心な道路交通環境を維持するためにも、橋梁・道路附属物・舗装に対し、事後保全的な修繕から予防保全型に政策転換するほか、道路冠水の被災がある箇所等の対策を進める必要があります。

●緊急輸送体制の整備〔再掲〕

【政策調整課】

- ・災害時の避難経路、相互支援経路として、防災面において重要な役割を果たす渡良瀬川への新たな架橋を含む南部幹線等の整備を推進する必要があります。

【危機管理課】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体などの関係機関や災害協定を締結している民間団体等と連携し、緊急輸送体制を整備する必要があります。

【都市整備課】

- ・新たに（仮称）出流原PAスマートインターチェンジが整備されることで、高規格幹線道路へのアクセス性が向上し、緊急輸送体制の強化が図られるため、早期の供用開始（開通）に向け整備を推進する必要があります。

【道路河川課】

- ・防災拠点となる市庁舎等へのアクセス道路においては、狭小な箇所もあることから、非常時の緊急車両等の通行路確保を強化する必要があります。

5-3 食料等の安定供給の停滞

●物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備〔再掲〕

【危機管理課】

- ・地域防災計画に基づき、避難者想定7,165人に対し1日分（3食）である21,495食（ℓ）を備蓄しており、さらに災害協定に基づく流通備蓄や県の備蓄などで3日分確保しているが、引き続き計画的な現物備蓄や自治体、各種団体、民間事業者等との協定により、食料、生活必需品等を確保する必要があります。
- ・自主防災組織における活動に必要な資機材等の整備を促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。
- ・家庭や事業所等にて3日分の備蓄を推奨しているが、更なる周知を図る必要があります。

●農林業生産基盤等の災害対応力の強化〔再掲〕

【農政課】

- ・農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・農地は市土の保全機能や安らぎ・潤い空間、防災上のオープンスペースとしての多面的機能を有することから、適切な維持管理を促進する必要があります。
- ・家畜の感染症等が発生した場合、迅速な情報収集ができるよう初動体制を整備し、適切な対応を図る必要があります。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

●エネルギーの安定供給

【環境政策課】

- ・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用を図る必要があります。

●ライフラインの災害対応力の強化

【危機管理課・水道課】

- ・災害発生時における電気・ガス・水道などのライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、設備の耐震化を進めるほか、緊急時に備えた訓練の実施等により災害対応力を強化する必要があります。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

●上水道施設の耐震化〔再掲〕

【水道課】

- ・平成30（2018）年度末現在においては、基幹管路における耐震化率は21.6%となっており、災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、更なる基幹管路の耐震化・老朽化対策を推進する必要があります。

（総延長44,466mのうち、9,600mは耐震化が図れており、残り34,866mは耐震性が無い。）

- ・水道施設においては、旧上水区域内において平成20（2008）年度に耐震基礎調査を実施したが、旧簡水においては耐震基礎調査を行っておらず、耐震度が不明となっているため、今後、旧簡水を含めた耐震化計画を策定する必要があります。

【企業経営課】

- ・現水道庁舎は、50年が経過し老朽化及び耐震性不足の問題があるため、水道水を守る防災拠点として建替を推進する必要があります。

●ライフラインの災害対応力の強化

【水道課】

- ・水道施設が被災し断水が広域に及ぶ場合、市が所有する給水車及び機材では対応できないため、関係機関と連携した応急給水体制の維持強化を図る必要があります。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

●下水道施設の耐震化〔再掲〕

【下水道課】

- ・平成 9（1997）年度以前に布設された下水道污水管渠（重要な幹線等）は、耐震診断及び耐震化を行っていない状況であるため、計画的に耐震化を図る必要があります。
- ・公共下水道ストックマネジメント計画に基づき適正な老朽化対策を推進する必要があります。
- ・水処理センター（昭和 51（1976）年供用開始）及び中継ポンプ場（昭和 55（1980）年～平成 14（2002）年供用開始）は、躯体、機械・電気設備の老朽化が進んでいることから適正な老朽化対策を推進する必要があります。

●ライフラインの災害対応力の強化

【下水道課】

- ・浸水等により下水道施設が被災し機能を失った場合、災害の規模に応じては、早期の復旧が見込めないため、関係機関と連携した応急的な復旧を実施する必要があります。

●下水処理施設の整備〔再掲〕

【環境政策課】

- ・公衆衛生のため、公共下水道等の整備区域外における合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水対策を着実に進める必要があります。

【下水道課】

- ・平成 9（1997）年度以前に布設された下水道污水管渠（重要な幹線等）は、耐震診断及び耐震化を行っていない状況であるため、計画的に耐震化を図る必要があります。
- ・公共下水道ストックマネジメント計画に基づき適正な老朽化対策を推進する必要があります。
- ・水処理センター（昭和 51（1976）年供用開始）及び中継ポンプ場（昭和 55（1980）年～平成 14（2002）年供用開始）は、躯体、機械・電気設備の老朽化が進んでいることから適正な老朽化対策を推進する必要があります。
- ・下水道污水管渠の整備については、佐野市排水処理構想に基づき、計画的に整備を推進する必要があります。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

●帰宅困難者対策〔再掲〕

【危機管理課・市民生活課・観光立市推進課】

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えて、交通機関、観光施設、事業所等における、施設利用者、従業員等のための飲料水や食料等の緊急物資について、備蓄を促進する必要があります。
- ・鉄道、高速バス等の公共交通機関が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難施設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ態勢を整備する必要があります。

【産業立市推進課】

- ・平成 30（2018）年度から供用開始した「佐野市まちなかにぎわい空間」は防災テントや防災かまどといった防災機能を有しているが、あまり認知されていないため、災害時の活用に向けて使用方法を周知する必要があります。

●市街地整備〔再掲〕

【都市整備課】

- ・既成市街地内では、老朽木造住宅が密集しており、火災が発生しても延焼が拡大しない、また、建物等が倒壊しても避難の支障にならないような災害に強い市街地整備を図る必要があります。
- ・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、緊急輸送道路はもちろん、それにつながる幹線道路や狭隘道路等についても、通行確保及び迅速な対応の観点から、整備改善を推進する必要があります。

●商業・観光における災害対応

【都市計画課】

- ・市民の主な移動手段は自家用自動車ですが、今後、自動車の運転が困難になる高齢者が増加します。大規模災害時には、物流機能が停止となり、燃料の供給不足から自動車が利用できなくなることが考えられることから、自転車の活用を推進する必要があります。

●農林道の整備

【農政課・農山村振興課】

- ・災害発生時に迂回路としても農道・林道が利用できるように、必要な路線を整備・修繕することで、避難路や代替輸送路を確保する必要があります。

●道路の防災・減災対策及び耐震化〔再掲〕

【都市計画課】

- ・平成 30（2018）年度末現在において、佐野駅の自由通路は供用開始から 16 年が経過し、昇降機や消防設備の点検は定期的に行っているが、付属物を含めた自由通路全体の点検は行っていないため、各部材の劣化・損傷の状態を確認し、必要に応じて修繕する必要があります。

●緊急輸送体制の整備〔再掲〕

【政策調整課】

- ・災害時の避難経路、相互支援経路として、防災面において重要な役割を果たす渡良瀬川への新たな架橋を含む南部幹線等の整備を推進する必要があります。

【危機管理課】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体などの関係機関や災害協定を締結している民間団体等と連携し、緊急輸送体制を整備する必要があります。

【都市整備課】

- ・新たに（仮称）出流原PAスマートインターチェンジが整備されることで、高規格幹線道路へのアクセス性が向上し、緊急輸送体制の強化が図られるため、早期の供用開始（開通）に向け整備を推進する必要があります。

【道路河川課】

- ・防災拠点となる市庁舎等へのアクセス道路においては、狭小な箇所もあることから、非常時の緊急車両等の通行路確保を強化する必要があります。

●地域交通環境の整備

【市民生活課・都市計画課】

- ・災害時においても生活を維持するための移動手段を確保する必要があります。また、交通結節点の機能を維持するため、輸送車両や利用者等の滞留空間の確保、施設のバリアフリー化を進めるなど、交通結節点の機能強化を推進する必要があります。

【都市計画課】

- ・市民一人ひとりの生活行動パターンの把握ができていないことから、災害発生時にも適切に対応できるよう、帰宅困難者予測等に活用できる調査を行う必要があります。

●自転車活用の推進

【都市計画課】〔再掲〕

- ・市民の主な移動手段は自家用自動車ですが、今後、自動車の運転が困難になる高齢者が増加します。大規模災害時には、物流機能が停止となり、燃料の供給不足から自動車が利用できなくなることが考えられることから、自転車の活用を推進する必要があります。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

●総合的な治水対策〔再掲〕

【危機管理課】

- ・洪水浸水想定区域が示されていない河川があるため、県に協力を求め、ハザードマップを更新する必要があります。
- ・自らの居住地が、洪水浸水想定区域に該当するか把握していない市民もいるため、避難所と併せ、ハザードマップを活用して周知する必要があります。
- ・洪水等が発生する恐れがあるとき、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、積極的な避難を呼びかける必要があります。
- ・洪水等の発生に備え、平時から水防訓練等を実施し、市、自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にするほか、関係機関との連携体制を確認する必要があります。

【農政課】

- ・農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・ため池の決壊により被害が想定される区域について、ハザードマップを作成し、市民に公表することで、的確な避難行動につなげる必要があります。

【道路河川課】

- ・森林・田畑の減少、宅地開発の増加により、河川溢水のリスクが増大する中、局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、河川計画のない未整備の小規模河川を含め、整備・維持管理を適切に行い、水害防止を図る必要があります。

【下水道課】

- ・平成30（2018）年度末現在においては、全体計画における下水道雨水管渠の整備率は59.9%ですが、都市浸水対策達成率（一般地区）が14.3%と低い状態であるため、今後も継続して整備を進める必要があります。

●総合的な土砂災害対策

【危機管理課】（再掲）

- ・県が調査を実施し、新たに指定された土砂災害警戒区域について、ハザードマップを更新し、周知を図る必要があります。
- ・自らの居住地が、土砂災害警戒区域に該当するか把握していない市民もいるため、避難所と併せ、ハザードマップを活用して周知する必要があります。
- ・土砂災害等が発生する恐れがあるとき、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、積極的な避難を呼びかける必要があります。
- ・土砂災害等の発生に備え、平時から土砂災害訓練等を実施し、市や自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にするほか、関係機関との連携体制を確認する必要があります。

【道路河川課】（再掲）

- ・市内の土砂災害危険箇所の多数が未整備となっている中、局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、砂防施設・急傾斜地の整備を促進する必要があります。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃

●原子力災害対策の推進

【危機管理課】

- ・原子力災害が発生または発生のおそれがある場合、災害警戒本部（または災害対策本部）を設置し、関係機関からの情報収集、市民への情報提供を行う必要があります。

【環境政策課】

- ・原子力災害が発生した場合、市民の生命及び身体を保護するため、緊急のモニタリング調査を実施し、避難等に必要な情報を提供する必要があります。

【クリーン推進課】

- ・原子力災害が発生した場合は、放射性物質が含まれる災害ごみについて、安全に処分する必要があります。

●災害廃棄物の処理体制の整備

【クリーン推進課】

- ・災害廃棄物の処理・処分をより円滑に行うため、中間処理や最終処分までの流れを想定し、災害の種類、規模及び被災状況に応じた仮置場の設置場所を選定する必要があります。
- ・災害廃棄物の収集・運搬及び仮置場の円滑な管理運営をするため、人員、資機材及び車両を発災後直ちに調達する必要があります。
- ・被災による、ごみの処理能力不足を補うため、相互応援協定を結ぶ県・近隣自治体と連携を図るほか、廃棄物処理事業者等との応援体制を整備する必要があります。
- ・災害ごみが空き地や山林等に不法投棄されないよう監視する必要があります。

●有害物質等の拡散・流出対策

【環境政策課】

- ・異常水質事故等、有害物質の拡散・流出が発生した場合、県や関係機関と連携し、速やかに被害拡大防止対策にあたる必要があります。

7-3 農地・森林等の被害による市土の荒廃

●農林業生産基盤等の災害対応力の強化

【農政課】

- ・農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・農地は市土の保全機能や安らぎ・潤い空間、防災上のオープンスペースとしての多面的機能を有することから、適切な維持管理を促進する必要があります。
- ・土砂災害や河川の氾濫等により農地に土砂が流入した場合、早期に土砂を撤去し、農地の機能回復を図る必要があります。

【農山村振興課】（再掲）

- ・林業の効率的経営や森林の適正な管理に不可欠な路網の整備を推進する必要があります。

●森林の適切な整備・保全〔再掲〕

【農山村振興課】

- ・材価の長期低迷や林業経営意欲の減退等、森林を取り巻く厳しい情勢により、手入れがされず放置される森林が増加しているため、間伐を支援する等、適切な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵養、土砂流出防備等の多面的機能を高める必要があります。

●農林道の整備〔再掲〕

【農政課・農山村振興課】

- ・災害発生時に迂回路としても農道・林道が利用できるように、必要な路線を整備・修繕することで、避難路や代替輸送路を確保する必要があります。

●総合的な治水対策〔再掲〕

【危機管理課】

- ・洪水浸水想定区域が示されていない河川があるため、県に協力を求め、ハザードマップを更新する必要があります。
- ・自らの居住地が、洪水浸水想定区域に該当するか把握していない市民もいるため、避難所と併せ、ハザードマップを活用して周知する必要があります。
- ・洪水等が発生する恐れがあるとき、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、積極的な避難を呼びかける必要があります。
- ・洪水等の発生に備え、平時から水防訓練等を実施し、市、自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にするほか、関係機関との連携体制を確認する必要があります。

【農政課】

- ・農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・ため池の決壊により被害が想定される区域について、ハザードマップを作成し、市民に公表することで、的確な避難行動につなげる必要があります。

【道路河川課】

- ・森林・田畑の減少、宅地開発の増加により、河川溢水のリスクが増大する中、局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、河川計画のない未整備の小規模河川を含め、整備・維持管理を適切に行い、水害防止を図る必要があります。

【下水道課】

- ・平成30（2018）年度末現在においては、全体計画における下水道雨水管渠の整備率は59.9%ですが、都市浸水対策達成率（一般地区）が14.3%と低い状態であるため、今後も継続して整備を進める必要があります。

●総合的な土砂災害対策〔再掲〕

【危機管理課】

- ・県が調査を実施し、新たに指定された土砂災害警戒区域について、ハザードマップを更新し、周知を図る必要があります。
- ・自らの居住地が、土砂災害警戒区域に該当するか把握していない市民もいるため、避難所と併せ、ハザードマップを活用して周知する必要があります。
- ・土砂災害等が発生する恐れがあるとき、避難勧告等を発令しても、避難する市民の割合が低いため、積極的な避難を呼びかける必要があります。
- ・土砂災害等の発生に備え、平時から土砂災害訓練等を実施し、市や自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にするほか、関係機関との連携体制を確認する必要があります。

【道路河川課】

- ・市内の土砂災害危険箇所の多数が未整備となっている中、局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、砂防施設・急傾斜地の整備を促進する必要があります。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復興が大幅に遅れる事態

●災害廃棄物の処理体制の整備

【クリーン推進課】（再掲）

- ・災害廃棄物の処理・処分をより円滑に行うため、中間処理や最終処分までの流れを想定し、災害の種類、規模及び被災状況に応じた仮置場の設置場所を選定する必要があります。
- ・災害廃棄物の収集・運搬及び仮置場の円滑な管理運営をするため、人員、資機材及び車両を発災後直ちに調達する必要があります。
- ・被災による、ごみの処理能力不足を補うため、相互応援協定を結ぶ県・近隣自治体と連携を図るほか、廃棄物処理事業者等との応援体制を整備する必要があります。
- ・災害ごみが空き地や山林等に不法投棄されないよう監視する必要があります。

【農政課】

- ・被災により発生した農業用廃ビニール等の産業廃棄物について、適正に処理する必要があります。

【危機管理課・環境政策課・道路河川課】

- ・土砂災害や河川の氾濫等により居住敷地や道路等に土砂が堆積した場合、早急に撤去し、迅速な復興につなげる必要があります。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

●道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保

【危機管理課・道路河川課】

- ・緊急車両の通行ルートを確保するため、建設業協会等との協定に基づき、建設資機材や労働力等の提供をいただき、民間事業者と連携した迅速な応急対策ができるように体制を強化する必要があります。

●ボランティアの活動体制の強化

【市民活動促進課】

- ・復興を支える人材等（災害ボランティアやコーディネーター）の育成、確保を図る必要があります。
- ・ボランティア活動の主体となる佐野市社会福祉協議会との情報共有を図り、支援体制を整備する必要があります。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

●文化財保護

【文化財課】

- ・文化財所有者の変更がされないまま所有者が死去した場合、文化財の所在が不明となってしまうため、平時から、所有者を特定する必要があります。
- ・文化財を適切に保存・記録することで、被災しても、消失・損壊せずに、次世代へ引き継ぐ必要があります。
- ・有形・無形の文化の残る各地域の人々が地元の伝統や文化に対する興味関心を失ってしまうことで、地域の文化が衰退・損失してしまう可能性があるため、担い手を確保する必要があります。

【文化立市推進課・文化財課】

- ・地震や河川の氾濫等により、指定文化財等の美術作品や郷土資料等に被害が及ばないように対策する必要があります。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

●公園等施設整備 [再掲]

【都市整備課】

- ・公園は、災害発生直後の一時避難場所や復興に向けた仮設住宅建設用地として、重要なオープンスペースとなるため、必要に応じて防災機能を備える必要があります。

●地籍調査の推進

【用地課】

- ・地籍調査については、平成27（2015）年度から一筆地調査を開始し、平成30（2018）年度までの進捗率は、0.7%となっていますが、被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、継続して地籍調査を推進する必要があります。

第5章 施策分野ごとの推進方針

第5章 施策分野ごとの推進方針

A 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

① 防災拠点機能の確保	主に対応するリスクシナリオ 1-1・3-1
◇大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。 ◇今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、市有施設の計画的な統廃合・維持管理・更新に取り組みます。	

【財産活用課・田沼行政センター・葛生行政センター】

- ・防災拠点となる各公共施設については、定期点検実施結果等をもとに、維持補修や老朽化対策、長寿命化等を計画的に実施し、機能維持に努めます。

【財産活用課】

- ・閉校後の校舎等を利活用（民間活用含む）する際には、防災拠点としての継続利用を考慮し活用方策を検討します。

【行政経営課・財産活用課】

- ・佐野市市有施設適正配置計画に基づき、継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を実施して、利用者の安全を確保した施設運営を推進します。

【危機管理課・観光立市推進課】

- ・大規模災害発生時の、応急対策の活動拠点として、道の駅の防災拠点化等について検討します。

【企業経営課】

- ・老朽化及び耐震性不足の問題がある現水道庁舎の建替を推進し、水道水を守る防災拠点としての機能を確保します。

【消防本部】

- ・消火、救出・救助活動の重要な拠点となる消防庁舎は、継続した適切な維持管理を行い、災害時においても施設の機能が維持され、応急対策を実施できる体制を整備します。

② 業務継続体制の整備	主に対応するリスクシナリオ 3-1
◇災害時における業務継続体制の強化に向け、他自治体との相互補完・連携体制の構築、及び業務継続計画の継続的な見直しを行います。	

【危機管理課】

- ・災害時においても、市役所機能の低下を最小限にとどめ、業務資源（庁舎、職員等）を適切に確保するため、佐野市地域防災計画及び佐野市業務継続計画に基づき、業務継続力の維持・向上に向けた取組を推進します。
- ・業務継続体制を堅持するため、佐野市地域防災計画の改正、組織改編等の際には、佐野市業務継続計画を適宜見直すとともに、災害時における各部署の役割に応じた詳細な業務対応マニュアルを作成します。

【情報政策課】

- ・庁舎の電源を確保することで、災害時においても、ICT機能を維持し、被災者対応等を行うことができる体制を整備します。
- ・住民情報等について、市外にデータのバックアップを図ることで、被災による情報の消失を防ぎます。

③ 情報の収集・伝達体制の確保

主に対応するリスクシナリオ 4-1

◇災害発生時においても、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保します。

【危機管理課】

- ・国、県、防災関係機関等と総合防災訓練や災害図上訓練等をととして、防災行政ネットワークシステム等を活用した情報伝達体制の充実を図ります。
- ・有事の際に情報収集及び伝達が迅速・的確に行えるよう、継続的な情報伝達機器の保守点検や操作方法について訓練を行います。

【消防本部 警防課】

- ・定期的に国、県、市、各防災関係機関との情報伝達訓練を実施し、消防で保有する各種通信機器の取り扱い及び情報の収集・伝達要領について習熟します。
- ・広報車を活用して市内を巡回し、情報の収集・伝達を実施します。
- ・大規模災害時には、市の同報・移動系の各種防災無線機器も活用して情報伝達、情報の共有化を図ります。

【消防本部 通信指令課】

- ・関係機関と連携した情報伝達訓練や図上訓練を実施し、伝達体制の確保に努めます。
- ・通信機器の取り扱いや、広報車を活用した情報の収集・伝達の訓練を実施します。
- ・防災無線を活用し情報の伝達・共有化を図ります。

④ 相互応援体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 3-1

◇市の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

【危機管理課】

- ・受援計画を策定し、国、県、市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けるための受援体制を整備します。（人員、物資・資機材等の受援方法等）
- ・災害協定に基づき、災害時の相互応援、広域応援等に関する協定の適切な運用を図ります。

⑤ 帰宅困難者対策

主に対応するリスクシナリオ 2-4・5-2・6-4

◇大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

【危機管理課・市民生活課・観光立市課】

- ・帰宅困難となった施設利用者、従業員等のための飲食料の緊急物資について交通機関、観光施設、事業所等における備蓄の促進を図ります。
- ・コンビニエンスストア事業所等との協定締結により、帰宅困難者等への支援体制の整備を図ります。
- ・避難施設・代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢を整備するため、平時から交通事業者と連携を図ります。

【産業立市推進課】

- ・「佐野市まちなかにぎわい空間」にある防災テント・防災かまどについて、その存在や使用方法を市民や市職員に積極的に周知し、災害時の活用を図ります。

⑥ 原子力災害対策の推進

主に対応するリスクシナリオ 7-2

◇近隣の原子力発電所等における異常事態等に伴う原子力災害から、市民の生命及び身体を保護します。

【危機管理課】

- ・原子力災害から市民の生命及び身体を保護するため、関係機関からの異常事態に関する情報収集、市民への情報提供を行う体制を整備します。

【環境政策課】

- ・原子力災害が発生した場合、市民の生命及び身体を保護するため、モニタリング体制の強化を図り、避難等に必要な情報を市民へ発信します。

【クリーン推進課】

- ・原子力災害が発生した場合、放射線物質が含まれる災害ごみを適正に処分するため、関係機関と連携するほか、モニタリング体制の強化に努めます。

◆行政機能に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
災害協定の締結数（自治体、民間企業）	76	95	危機管理課

（２）防災・消防

① 物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 2-1・2-4・5-3

◇災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

【危機管理課】

- ・「地域防災計画」に基づき、要配慮者等も食することができる品目も選定しながら、計画的な備蓄をし、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保します。
- ・自治体、各種団体、民間事業者等との災害協定により、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保等、災害対応力の強化を図ります。
- ・自主防災組織における、防災活動に必要な資機材等の整備を促進します。
- ・防災講話等とおして、家庭や事業所等における物資・資機材等の備蓄の周知を図ります。

② 消防広域応援体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 2-3

◇市内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

【消防本部 警防課】

- ・近隣消防機関との緊密な連携を図ることで消防力の広域強化を図るとともに、大規模災害を想定した図上訓練並びに近隣消防機関との合同訓練を定期的に行い、共通認識を構築することで、更なる連携強化を図ります。
- ・緊急消防援助隊及び栃木県広域消防応援隊の受援計画を策定し、定期的に図上訓練等を実施、計画の検証を重ね受援体制を万全にします。

③ 首都直下地震等への対応

主に対応するリスクシナリオ 3-1

◇首都直下地震等大規模災害の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に、県や近隣県市町と連携しながら取り組みます。

【危機管理課】

- ・首都直下地震等の大規模災害の発生に備え、県や近隣県市町と連携しながら、受援及び支援体制の充実に向けて取り組みます。

【消防本部 通信指令課】

- ・地震により、多種多様な要請通報があると予想され、緊急自動車(消防車、救急車)不足の事態に、通報内容から出動の適切な判断を図ります。
- ・消防指令センターは、本部庁舎のみで運用しているが、最悪の事態に備え通信指令運用を別な場所で、簡易的な消防指令センターの運用が行えるよう検討します。

④ 火災予防に関する啓発活動

主に対応するリスクシナリオ 1-1

◇市民・事業所に向けて、火災予防の普及啓発に取り組みます。

【消防本部 総務課】

- ・火災が発生しないう、平時より、家庭での火の取扱について注意を促すため、火災予防運動期間等において、消防団と連携した夜警活動等を行います。

【消防本部 予防課】

- ・住宅用火災警報器の設置率向上に向けた取組を、女性防火クラブ、幼年少年少女防火委員会及び事業所の防火管理者等の協力を仰ぎ、普及啓発を図ります。

⑤ 地域の消防力の確保

主に対応するリスクシナリオ 1-1・2-3

◇災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整備します。

【消防本部 総務課】

- ・あらゆる災害に対応するため、将来を見据えた組織作りや、効果的かつ効率的な研修・訓練などにより、優れた消防職員としての資質向上や技術の伝承を図ることで、全体的な消防力の強化につなげます。
- ・消防団の人材確保を図るとともに、常備消防との連携強化、さらには団員一人ひとりの知識・技術の向上を図ります。
- ・地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織と消防団の強固な連携活動を推進し、地域全体の協力体制、要配慮者の避難・支援体制を構築します。

【消防本部 警防課】

- ・各種災害に対応するため、将来を見据えた組織作りや、効果的かつ効率的な研修・訓練などにより、消防職員としての資質の向上や技術の伝承を図ることで、全体的な消防力の強化につなげます。
- ・緊急消防援助隊及び栃木県広域消防応援隊の受援計画を策定し、定期的に図上訓練等を実施、計画の検証を重ね受援体制を万全にします。

⑥ 消防施設等の整備

主に対応するリスクシナリオ 1-1・2-3

◇災害対応能力を一層強化するため、消防車両や防火水槽等の消防水利等の整備を計画的に進めます。

【消防本部 警防課】

- ・消防車両や器具及び水利不足地域に消防水利を適正に配置することで、より強固な消防体制を確立し、各種災害の未然防止と被害の軽減に資することのできる体制を構築します。

⑦ 避難所対策

主に対応するリスクシナリオ 1-2・1-3・2-1・2-6

◇災害時における避難所の早期開設及び安定した運営に向け、地域住民及び施設管理者、市との協働による運営体制の構築を進めます。

【危機管理課】

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域に存在する避難所について、地域の意見を踏まえながら指定の見直しを図ります。
- ・自治体や民間事業者等との協定締結を推進し、避難所運営に必要な物資・資機材を確保するとともに、避難者に必要なスペースを確保します。
- ・自主防災組織が主体となった避難所運営訓練や炊出し訓練を支援し、避難所を自主運営できる体制づくりを進めます。

◆防災・消防に係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
消防団員の充足率	92.70%	98.00%	消防本部 総務課
救急隊員の救急救命士資格取得率	78.00%	84.00%	消防本部 総務課
救急講習実施回数（年間）	74回	80回	消防本部 警防課
新設防火水槽設置数	519箇所	528箇所	消防本部 警防課
防災倉庫の設置数	22箇所	23箇所	危機管理課
最低必要食糧充足率 [備蓄食数／目標備蓄食数]	100%	100%	危機管理課
住宅用火災警報器の設置率	68%	80%	消防本部 予防課

B 住宅・都市・土地利用

(1) 住宅

① 住宅・建築物等の安全対策

主に対応するリスクシナリオ 1-1・1-4

◇住宅や大規模建築物等の耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、外構の安全確保について対策を進めます。

【建築住宅課】

- ・市営住宅の入居者の安全・安心を確保するため、「佐野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む市営住宅を中心に、施設の統廃合を含め、建物の外壁改修や給排水設備の改修等、長寿命化を図る改善事業を計画的に進めます。

【建築指導課】

- ・「佐野市建築物耐震改修促進計画（二期計画）」に基づき、民間住宅の耐震化や危険なブロック塀等の安全対策について、効果的な普及啓発を行うとともに、国・県の支援制度を有効活用した取組を促進します。

【危機管理課・建築指導課】

- ・地震や竜巻等の災害時に、建築物等による重大な被害が発生しないよう、建築物やその周辺の設備等の適正な維持管理について指導します。

② 空き家対策

主に対応するリスクシナリオ 1-1

◇災害発生時の空き家の倒壊や火災等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家対策を促進するとともに、利活用可能な空き家の有効活用を推進します。

【産業立市推進課】

- ・中心市街地及び地域市街地において、空き店舗等が放置されることで老朽危険空き家とならぬよう、空き店舗の利活用を促進し、賑わいととも安心して回遊できるまちなかを創出します。

【空き家対策室】

- ・「佐野市空家等対策計画」に基づき、所有者等への意識啓発や情報提供を継続的に行うとともに、国や県と連携しながら老朽危険空き家の除却を支援・促進します。
- ・利活用可能な空き家を有効活用するため、空き家バンクやリフォーム補助金制度の活用を進めます。

◆住宅に係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
老朽危険空き家の解消件数（累計）	39 棟	129 棟	空き家対策室
空き家バンク成約件数（年間）	9 件	20 件	空き家対策室
中心市街地空き店舗活用件数（累計）	54 件	60 件	産業立市推進課

(2) 都市

① 市街地整備

主に対応するリスクシナリオ 1-1・5-2・6-4

◇災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進します。

【都市整備課】

- ・土地区画整理事業等をととして、密集市街地における延焼防止、避難路・緊急輸送道路や鉄道駅アクセス道路等の整備、幹線道路の無電柱化など、災害に強い市街地整備を関係機関と連携を図りながら推進します。

【建築指導課】

- ・安全な住宅市街地の形成を図るため、建築基準法第42条第2項の規定による道路（狭あい道路）の後退用地の整備を促進します。

② 公園等施設整備

主に対応するリスクシナリオ 1-1・8-4

◇災害発生時の一時避難場所や延焼遮断帯、復興に向けた仮設住宅建設用地となる重要なオープンスペースとして公園等施設の整備を進めます。

【都市整備課】

- ・公園としての適切な維持管理に努め、公園施設の補修・改修等を行い長寿命化に取り組むとともに、防災ベンチ・マンホールトイレ・防災井戸等の防災機能の付加を進めていきます。

③ 上水道施設の耐震化

主に対応するリスクシナリオ 2-1・6-2

◇災害発生時における飲料水・生活用水供給の長期停止を防止するため、上水道施設等の耐震化を推進します。

【水道課】

- ・配水管については、アセットマネジメントに基づく老朽管更新に耐震性の伴う管路を用いて耐震化を進めます。
- ・水道施設については、旧簡水を含めたすべての施設を対象とした耐震化計画を作成し、計画的に耐震化を図ります。

【企業経営課】

- ・老朽化及び耐震性不足の問題がある現水道庁舎の建替を推進し、水道水を守る防災拠点としての機能を確保します。

④ 下水道施設の耐震化

主に対応するリスクシナリオ 2-6・6-3

◇災害発生時における公衆衛生問題を防止し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、下水道施設等の耐震化を推進します。

【下水道課】

- ・下水道管渠の耐震化の実施について、スケジュール等を検討します。
- ・水処理センター及び中継ポンプ場の老朽化対策、施設の改築に合わせた耐震化を検討します。

◆都市に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
市民一人あたりの都市公園面積（県営含む）	19.20 m ²	20.00 m ²	都市整備課
長寿命化対策を実施した公園の割合 （更新した公園施設の累計数／長寿命化計画対象施設数）	5.10%	29.10%	都市整備課
新水道庁舎建設進捗率	0%	40%	企業経営課
老朽化した配水管の更新延長	17.7 km	20.7 km	水道課

(3) 土地利用

① 産業用地の整備	主に対応するリスクシナリオ 5-1・5-2
◇生産・流通拠点の機能強化を図るため、国道50号沿線や北関東自動車道出流原PA周辺等に新たな産業団地の整備を推進します。	

【産業立市推進課】

- ・交通ネットワークの機能停止リスクを鑑み、高速道路や国道50号沿線などの幹線路沿いに、民間活力の導入を視野に入れ、戦略的に産業団地を整備していきます。

【政策調整課・都市整備課】

- ・交通ネットワークの機能停止リスクに鑑み、北関東自動車道出流原PA周辺に計画的に産業団地の整備を進めます。

② 適正な土地利用の推進	主に対応するリスクシナリオ 1-1・1-2
◇災害時においても、安全性が確保されるように、ソフト・ハード対策を組み合わせながら、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。	

【政策調整課】

- ・人口減少・高齢化が著しく進む中山間地域において、基幹となる集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークを結ぶ「小さな拠点」の形成を推進します。

【都市計画課】

- ・浸水想定区域を踏まえた居住誘導区域の設定及び、ソフト・ハード対策による安全性の確保を検討します。
- ・災害時においても、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークを形成するため、各拠点及び拠点間の交通手段毎のネットワークを検討します。
- ・大規模盛土造成地の変動予測調査等を実施し、地震に脆弱な盛土造成地を抽出したうえで、スクリーニング、対策工事・宅地液化化マップの作成を行い、宅地被害の軽減を図ります。

③ 地籍調査の推進	主に対応するリスクシナリオ 8-4
◇災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進します。	

【用地課】

- ・一筆地調査、地籍簿・地籍図（案）の閲覧、成果の認証・法務局への送付等、着実に地籍調査を進めます。

◆土地利用に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
令和2（2020）年度からの10ヶ年計画に基づき実施する地籍調査面積の進捗率	0%	20%	用地課
産業用地の整備面積	208.1 ha	222.2 ha	産業立市推進課

C 保健医療・福祉・教育

(1) 保健医療

① 救急医療体制の充実	主に対応するリスクシナリオ 2-3・2-5
◇関係機関相互の連携により、災害発生時において、必要な医療が確保される体制を構築します。	

【医療保険課】

- ・日頃から市消防本部、医師会等医療機関及び県関係機関と緊密に連絡し、災害時における医療体制の充実を図ります。

【消防本部 警防課】

- ・災害時の応急救護・救急搬送のあり方や医療機関受診について、救急講習や救急フェアなどで直接市民に啓発するほか、ホームページや広報紙を利用し周知していきます。
- ・DMATや災害医療関係部署との協議や訓練を行い受援体制の整備を行います。

② 地域医療の推進	主に対応するリスクシナリオ 2-5・2-6
◇医療機関・医療関係団体との連携・協力により、災害時の医療救護体制の充実を図ります。	

【医療保険課】

- ・災害発生時においても、安定的に医療サービスを受けることができるように、「かかりつけ医」を持つことの大切さを継続して啓発します。
- ・佐野市国民健康保険診療所とへき地医療拠点病院である佐野市民病院との連携を推進し、中山間地域の安定した医療機会の充実を図ります。
- ・佐野市医師会附属佐野准看護学校の運営を支援し、准看護師の養成を図ります。

③ 医療機関におけるライフラインの確保	主に対応するリスクシナリオ 2-5
◇災害発生時に電気、ガス、水道、医療用ガス、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料など、医療機関におけるライフラインの確保に努めます。	

【危機管理課・医療保険課】

- ・拠点となる病院に対して、災害発生時のライフラインの確保及び、建物の耐震対策等適切な維持管理について周知を図ります。

【医療保険課】

- ・災害時の医療救護に関する協定書に基づき、医師会等関係機関と協力し医療救助活動ができるように、医薬品、医療資材等の必要物品等を確保します。

④ 感染症予防対策

主に対応するリスクシナリオ 2-6

◇避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から感染症予防対策に取り組めます。

【環境政策課】

- ・災害時の避難所等における衛生状態の悪化や害虫の発生による感染症の発生・拡大を防止するため、平常時から消毒や害虫駆除等の感染予防対策に取り組めます。
- ・河川の氾濫等により浸水した家屋等について、健康被害等を考慮しながら、関係機関と連携し必要に応じて消毒を実施します。

【健康増進課】

- ・市民自身の自助の観点から感染症予防・蔓延防止のためマスクや手指消毒剤といった衛生用品の備蓄の啓発等を行います。
- ・平時から予防接種や消毒、害虫駆除を行うための体制確保、防護服やマスクの備蓄を進めて、市としての感染症予防対策を強化します。

◆保健医療に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
かかりつけの医者を持っている市民の割合	78.00%	82.00%	健康増進課
24時間体制の医療機関数	2箇所	2箇所	医療保険課
二次救急医療が受けられる医療機関数	2箇所	2箇所	医療保険課

（２）福祉

① 福祉・介護等との連携強化

主に対応するリスクシナリオ 1-1・2-3・2-6

◇災害発生時に避難行動の支援を必要とする高齢者や障がい者等が、円滑に避難し、安心して避難施設を利用できるよう体制を整備します。

【危機管理課】

- ・災害発生時に、避難生活が困難な要配慮者（高齢者及び障がい者等）が、必要な生活支援が受けられる福祉避難所を円滑に開設できるように、社会福祉施設等を運営する事業所との連携体制を整備するほか、施設等が被災した際には、代替施設の確保を図ります。

【社会福祉課】

- ・災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者支援制度の普及・啓発活動を推進します。

【障がい福祉課】

- ・災害時に、聴覚障がい者との意思疎通の手段として、必要な手話通訳者や要約筆記者の確保ができるよう、人材の育成とともに関係機関との連携を図ります。
- ・障がい者の移動支援や日中一時支援について、災害時においても、サービスが利用できるよう、事業所への情報伝達等、ネットワーク体制を整備します。

【いきいき高齢課】

- ・認知症に対する意識の高揚を図るとともに、家庭や介護保険指定事業者等へ「徘徊高齢者等見守りシール事業」を周知PR、情報提供を推進します。
- ・高齢者に対するサポート事業を推進し、災害時においても、避難行動等についてサービスが利用できるよう、事業所への情報伝達等、ネットワーク体制を整備します。

【障がい福祉課・いきいき高齢課】

- ・高齢者世帯やひとり暮らしの重度身体障がい者等に対して、救急や災害時に的確に通報できるよう、緊急通報装置を貸与し、人命の安全が確保できるよう、利用促進のための周知を図ります。

【介護保険課】

- ・リノベーション等により新たに開所する介護施設などを対象に、施設ブロック塀の倒壊危険性の有無についてフォローアップ調査を実施し、倒壊危険性のある施設については、改修等を促します。

◆福祉に係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
福祉避難所の施設数	18	20	危機管理課

(3) 教育

① 学校施設等整備	主に対応するリスクシナリオ 1-1・2-1・3-1
◇小・中学校等は、災害発生時、避難所としての役割を果たすことから、安全に避難し、安心して過ごすことができる学校施設等の整備を進めます。	

【こども課】

- ・こどもクラブの整備については、子ども子育て支援事業計画に基づき利用者の量の見込みに応じた整備を進めるほか、児童が安全に利用できるよう、民間放課後児童クラブとともに、施設の適正管理に取り組みます。

【保育課】

- ・第2次佐野市保育所整備運営計画に基づき、公立保育の統合や、民間保育所への業務移管を進め、保育施設の適正配置を図りながら、保育園等の計画的な整備を推進するほか、施設の適切な維持管理について、民間保育所とともに取り組みます。

【学校管理課】

- ・「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」及び「佐野市小中学校等個別施設計画」に基づき、学校の統合を見据えた、施設老朽化への対策を実施し、安全・安心な学校施設づくりに努めます。
- ・小・中学校のブロック塀等の現況調査を実施し、必要に応じて外構施設改修工事を実施します。
- ・要配慮者等が安心して利用できるように、小・中学校のトイレを改修し、洋式化します。

【学校管理課・教育センター】

- ・災害時に、学校以外においても教育が受けられるように、代替施設の確保や在宅教育が受けられる環境を整備します。

② 児童生徒の安全対策	主に対応するリスクシナリオ 1-1・4-1
◇児童生徒の登下校時の安全対策として、関係機関と連携して交通安全、防犯及び防災に係る通学路の安全を確保します。また、児童生徒の防災教育の充実を図ります。	

【危機管理課・学校教育課】

- ・児童生徒が、災害時に的確な行動がとれるように、小・中学校へ防災講師を派遣し、防災教育を実施します。

【こども課】

- ・こどもクラブを利用している児童が、災害時に安全に避難できるよう定期的な避難訓練等を実施し、防災意識の高揚を図ります。

【道路河川課】

- ・佐野市通学路安全対策プログラムにおいて、各学校より危険箇所として要望された市道の通学路について、道路改良を必要とする箇所の整備を進めていきます。

【教育総務課】

- ・児童生徒の登下校時の安全対策として、通学路の危険箇所について関係機関と認識を共有し、連携して安全対策を実施します。

【学校管理課】

- ・小・中学校のブロック塀等の現況調査を実施し、必要に応じて外構施設改修工事を実施します。

【教育センター】

- ・学校Webサイトやメールのシステムが停止し、安全情報が一斉配信できなくなった場合には、各学校が作成している危機管理マニュアルに基づき、児童生徒の安全確保に努めます。

③ 文化スポーツ施設整備

主に対応するリスクシナリオ 2-1

◇文化会館や公民館、体育館等の施設は、多数の利用者が訪れるほか、災害発生時、避難所の役割を果たすことから、安心して利用することができる施設の整備・維持管理を図ります。

【文化立市推進課】

- ・文化会館については、リニューアル工事に向けて、P F I の活用を含めた調査・検討を行い、計画的な整備を実施し、施設の安全性を確保するとともに利用者の利便性の向上を図ります。

【スポーツ立市推進課・生涯学習課】

- ・スポーツ施設や公民館等については、適切な維持管理、老朽化対策を図り、災害時においても安全に利用できるような施設の機能を確保します。

④ 文化財保護

主に対応するリスクシナリオ 8-3

◇災害による貴重な文化財の喪失を防止するため、文化財保護を図ります。

【文化財課】

- ・唐沢山城跡の保存のため必要な整備を実施するほか、有形文化財が適切に保存されるよう、必要な修復や保全等を計画的に行います。
- ・各地域の人々に対し、地域に残る文化財のことを知ってもらい、大切に守り伝えていっていただけるよう、文化財要覧等を活用しながら周知を図ります。
- ・文化財所有者の変更手続きを徹底し、所有者が変更しても連絡先が分かるような状態にします。
- ・随時、指定文化財の台帳を整理し、データベース化を図ります。

【文化立市推進課・文化財課】

- ・地震や河川の氾濫等により、指定文化財等に被害が及ばないように美術作品や郷土資料等の保管や建物の管理を実施します。

◆教育に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
小学校トイレの洋式化	33.70%	48.50%	学校管理課
中学校トイレの洋式化	24.10%	46.30%	学校管理課
通学路の危険箇所の改善率	61.30%	80.00%	教育総務課
学校安全配信メールの保護者登録率	97.90%	99.5%	教育センター
適切に継承・保存されている指定等文化財件数	257 件	259 件	文化財課

D 産業・農林業・エネルギー

(1) 産業

① リスク分散を重視した企業立地等の促進	主に対応するリスクシナリオ 5-1・5-2
◇首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合においても首都企業の事業継続が担保されるよう、市内への企業立地を促進します。	

【産業立市推進課】

- ・首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続が担保されよう、東京圏企業の工場や事業所、本社機能等の移転促進に向けた取組を実施していきます。
- ・佐野インランドポートが、交通ネットワーク機能停止時における京浜港のバックヤードとして十分な機能を果たすよう、利便性の向上に努めるとともに、施設の拡張について検討します。

【政策調整課・都市整備課】

- ・交通ネットワークの機能停止リスクに鑑み、北関東自動車道出流原PA周辺に計画的に産業団地の整備を進めます。

【都市整備課】

- ・（仮称）出流原PAスマートインターチェンジは、整備計画に基づき、関係機関や地元住民等との協議・調整を適宜行いながら円滑な事業の進捗を図り、令和4（2022）年中の供用開始（開通）を目指します。

② 企業の業務継続体制の強化	主に対応するリスクシナリオ 2-1・5-1
◇事業者等における自主的な防災対策を推進するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進します。	

【産業立市推進課】

- ・事業所等における自主的な防災対策を推進するため、災害時における活動の継続必要な非常用電源確保や事業継続計画（BCP）策定の促進が図られるよう、啓発や支援に取り組みます。

③ 商業・観光における災害対応

主に対応するリスクシナリオ 2-4・5-1・6-4

◇企業や関係機関等と連携しながら帰宅困難者支援、観光客の安全確保・情報提供体制の取組を促進します。また、被災企業への金融支援対策を確保します。

【危機管理課・市民生活課・観光立市推進課】

- ・帰宅困難となった施設利用者、従業員等のための飲食料の緊急物資について交通機関、観光施設、事業所等における備蓄の促進を図ります。
- ・避難施設・代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢を整備するため、平時から交通事業者と連携を図ります。

【産業立市推進課】

- ・災害により損害を受けた事業者等に対し、必要な制度融資などを準備することで資金繰りを改善するための対策を行います。

【観光立市推進課・都市計画課】

- ・自転車は、大規模災害時の帰宅困難者や観光客の有効な移動手段として活用が期待されることから、自転車の利用環境整備を推進します。

◆産業に係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
起業届出件数（本都市外）	77 件	110 件	産業立市推進課
出流原PA周辺開発整備事業（第1段階）の進捗率	5 %	50%	都市整備課
（仮称）出流原PAスマートインターチェンジ整備の進捗率	9 %	100%	都市整備課

(2) 農林業

① 農林業生産基盤等の災害対応力の強化

主に対応するリスクシナリオ 1-2・5-3・7-3

◇災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。

【農政課】

- ・農業用施設について、長期的な排水処理機能を確保するため、速やかな機能診断の実施や老朽化対策、耐震化を促進します。
- ・県が行う圃場整備を促進するなど優良農地の保全を図ることで、農地が有する市土の保全機能や防災上のオープンスペースとしての多面的機能を維持します
- ・家畜の感染症等が発生した場合に備え、平常時から関係機関と連携し、感染症の蔓延の防止に努めます。
- ・災害土砂を農地から早期に撤去するため、災害の規模及び被災状況に応じた土砂の処分方針を定めるほか、関係機関との連携を確認するなど、災害土砂の処理・処分体制を整備します。

【農山村振興課】

- ・林業経営や森林の適正な管理に必要な林道の整備を推進します。

② 森林の適切な整備・保全

主に対応するリスクシナリオ 1-3・7-3

◇森林が有する水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。

【農山村振興課】

- ・森林の立木の生育促進、健全化を図るため、森林における間伐の実施を促進します。
- ・森林経営管理制度に基づき、経営管理されていない森林のうち、林業経営に適する森林は、意欲ある林業経営者への集積を推進し、林業経営に適さない森林は、市が間伐等の管理を行います。

③ 農林道の整備

主に対応するリスクシナリオ 6-4・7-3

◇災害発生時における避難路や代替輸送路を確保するため、迂回路としても活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備・維持管理に努めます。

【農政課】

- ・農業生産の基盤となり、かつ災害発生時に避難路や代替輸送路として機能する農道の整備・修繕に努めます。

【農山村振興課】

- ・林業経営や森林の適正な管理に必要なかつ災害発生時に避難路や代替輸送路として機能する林道の整備を推進します。
- ・林道の維持管理に努めるとともに、平成30（2018）年度に実施した林道施設（橋梁、トンネル）の点検診断結果を基に、計画的な施設の修繕等を行うことで施設の長寿命化を図り、利用者の安全を確保します。

◆農林業に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
農地整備実施面積（区画 50 a 以上）	22. 0ha	60. 4ha	農政課
森林経営計画面積	4, 570ha	5, 000ha	農山村振興課
林道の整備延長	63, 195m	65, 855m	農山村振興課

（３）エネルギー

① エネルギーの安定供給	主に対応するリスクシナリオ 6-1
◇大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用など分散型エネルギーの導入拡大により、エネルギーの安定供給を図ります。	

【環境政策課】

- ・大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を普及促進するとともに、市有施設等における活用について検討します。

② ライフラインの災害対応力の強化	主に対応するリスクシナリオ 6-1・6-2・6-3
◇災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。	

【危機管理課・水道課】

- ・災害発生時における電気・ガス・水道などのライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、災害対策上重要な設備の耐震化を進めるほか、防災訓練等とおして情報伝達体制等を確認するなど、関係機関と連携しながら災害対応力を強化します。

【水道課】

- ・水道施設が被災し断水が広域に及ぶ場合、市が所有する給水車及び機材では対応できないため、関係機関と連携した応急給水体制の維持強化を図ります。

【下水道課】

- ・浸水等により下水道施設が被災し機能を失った場合、災害の規模に応じては、早期の復旧が見込めないため、関係機関と連携した応急的な復旧を実施します。

◆エネルギーに係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
太陽熱温水機器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している世帯の割合	12.40%	18.00%	環境政策課
市内の認知発電による世帯カバー率	11.70%	22.40%	環境政策課

E 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

① 市民等への災害情報の伝達	主に対応するリスクシナリオ 1-1・1-2・1-3・1-4・4-1
◇市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。	

【都市ブランド推進課】

- ・各課との連携を密にして情報収集を行い、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報車等その時々で最も有効な伝達手段は何か、本当に情報を必要としている対象は誰かを判断し、迅速な情報発信に努めます。

【市民活動促進課】

- ・災害時に、町会回覧をとおして、迅速かつ確実に被災者へ情報提供ができる体制を整備します。

【危機管理課】

- ・災害時において、即時に情報発信ができるように「同報系防災行政無線」の適切な維持管理に努めます。
- ・防災行政無線で放送した内容がいつでも確認できるように、フリーダイヤルの回線数を増やすなど、防災情報が確認できる体制を強化します。
- ・災害時に市民が必要な防災情報を入手できるように、防災講話等をとおして「佐野市防災・気象情報メール」について周知し、登録を呼びかけます。

② 電源の確保	主に対応するリスクシナリオ 4-1
◇災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に努めます。	

【危機管理課・財産活用課】

- ・災害対策本部の設置を予定する市役所庁舎等の災害対策活動拠点となる施設について、関係各課と連携し長期間の停電を想定した非常用電源の確保に努めます。

【危機管理課】

- ・長期間の停電が発生した場合、各地域に設置した防災行政無線の屋外拡声子局が、使用不可能となるため、電力関係機関等との連携強化を図るなど電源確保に向けた取組を推進します。

◆情報通信に係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
避難勧告等の災害情報の入手先を知っている市民の割合	30.10%	55.00%	危機管理課
佐野市防災・気象情報メール登録者数	3,393 人	5,500 人	危機管理課

(2) 交通・物流

① 道路の防災・減災対策及び耐震化

主に対応するリスクシナリオ 2-1・2-5・5-2・6-4

◇災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

【都市計画課】

- ・佐野駅自由通路の各部材の状態を確認するための点検を行い、必要に応じて修繕・改修を行います。

【道路河川課】

- ・道路等の中長期的な長寿命化修繕計画を策定し、路線の重要度を意識した計画的な修繕を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに、道路冠水の被災がある箇所等の対策を進めることで安全・安心な道路交通環境を確保します。

② 緊急輸送体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 2-1・2-5・5-2・6-4

◇災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。

【政策調整課】

- ・渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会における関係機関への要望活動等をさらに促進し、本市を含めた周辺地域において、防災面のみならず商工業や観光に寄与する渡良瀬川への新たな架橋を含む南部幹線等の整備を推進します。

【危機管理課】

- ・被災地域への救援物資を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体、災害協定を締結している民間団体等と連携し、応急対策に係る連絡体制の確認や訓練等を行うことで、より実効性の高い緊急輸送体制を整備します。

【都市整備課】

- ・（仮称）出流原PAスマートインターチェンジ整備計画に基づき、関係機関や地元住民等との協議・調整を適宜行いながら円滑な事業の進捗を図り、令和4（2022）年中の供用開始（開通）を目指します。

【道路河川課】

- ・防災拠点となる市庁舎へとつながる骨格道路網の整備を行います。

③ 地域交通環境の整備

主に対応するリスクシナリオ 6-4

◇交通網の被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係機関等が連携し、鉄道・バス及び道路交通等の地域交通環境を整備することで、交通全体のマネジメント力の強化を図ります。

【市民生活課・都市計画課】

- ・災害時においても交通結節点となる駅や新都市バスターミナル等の機能を維持するため駐車場の確保や施設のバリアフリー化など機能強化を推進します。
- ・高齢者人口が増加する中で、コミュニティバス等による公共交通の充実を図り、交通弱者に配慮した地域交通環境を整備します。

【都市計画課】

- ・パーソントリップ調査の実施により、市民の行動や時間帯毎の滞在場所、移動手段並びに交通網を把握し、災害時の移動手段、避難経路、帰宅困難者、ウイルス感染等の災害シミュレーションに活用するとともに、交通の役割分担や整備方針を検討します。

④ 孤立可能性地区における対策の推進

主に対応するリスクシナリオ 1-4・2-2

◇災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に係る対策を推進します。

【危機管理課】

- ・風水害や雪害による孤立を想定し、地域住民が迅速な避難行動が取れるよう、防災講話や防災訓練等をとおして周知を図るほか、孤立した場合に、当面の生活に必要な飲食料等の生活物資の備蓄について啓発を行います。
- ・市内各地域において分散備蓄を行い、交通が途絶した場合でも、必要な飲食料等の生活物資が提供できるように体制の整備に努めます。

⑤ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保

主に対応するリスクシナリオ 8-2

◇関係機関や民間事業者と連携し、災害発生後の道路等の復旧・復興を図ります。

【危機管理課・道路河川課】

- ・災害発生後の道路等の復旧・復興を速やかに進められるよう、災害協定に基づく建設業協会等との連携体制を強化します。

⑥ 自転車活用の推進

主に対応するリスクシナリオ 6-4

◇災害に伴い鉄道・自家用車が利用できないときに、帰宅困難・通勤困難となる事態を回避するため、安全円滑な自転車利用環境の整備を推進します。

【都市計画課・観光立市推進課】

- ・自転車は、大規模災害時の帰宅困難者や観光客の有効な移動手段として活用が期待されることから、自転車の利用環境整備を推進します。

◆交通・物流に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
一般市道の改良率（改良済市道／市道の総延長）	59.30%	59.60%	道路河川課
長寿命化修繕工事実施橋りょう数	1 橋	5 橋	道路河川課
市道 1 級 1 号線（都市計画道路 3・4・201 号高砂植下線）の整備率 〈県道桐生岩舟線交差点から旧影澤医院交差点まで〉	63.00%	100.00%	道路河川課

F 国土保全・環境

(1) 国土保全

① 総合的な治水対策	主に対応するリスクシナリオ 1-2・7-1・7-3
◇水害を予防し、河川等の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。	

【危機管理課】

- ・国や県が新たに公表する洪水浸水想定区域について、早期にハザードマップを更新し周知します。
- ・防災講話等をとおして、ハザードマップ等を活用し、洪水浸水想定区域や避難所について、市民へより一層の周知・浸透を図ります。
- ・災害時等における町会及び自主防災組織への情報伝達体制を整備し、積極的な避難行動につなげます。
- ・平時から水防訓練等をとおして、市、自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にし、迅速な避難や応急対策ができるように体制を整備します。

【農政課】

- ・農業用施設について、長期的な排水処理機能を確保するため、定期的に機能診断を実施必要な老朽化対策、耐震化に取り組みます。
- ・ため池ハザードマップを作成・公表し、浸水想定区域内の地域住民への周知を図ります。

【道路河川課】

- ・河川等の計画的な改良・整備を行い、雨水処理能力の向上に努めます。
- ・河川浚渫等の維持管理を適切かつ効果的に行い、流下能力の確保に努めます。
- ・一級河川の管理者である国・県と連携を図り、水害の防止に努めます。

【下水道課】

- ・公共下水道雨水計画区域において、大雨等による住宅浸水被害の軽減に必要な管渠整備を推進します。

② 総合的な土砂災害対策	主に対応するリスクシナリオ 1-3・7-1・7-3
◇集中豪雨等による土砂災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。	

【危機管理課】

- ・県が新たに指定した土砂災害警戒区域について、早期にハザードマップを更新し周知します。
- ・防災講話等をとおして、ハザードマップ等を活用し、市民への土砂災害警戒区域や避難所のより一層の周知・浸透を図ります。
- ・災害時等における町会及び自主防災組織への情報伝達体制を整備し、積極的な避難行動につなげます。
- ・平時から土砂災害訓練等をとおして、市、自主防災組織、消防団等の災害時の役割を明確にし、迅速な避難や応急対策ができるように体制を整備します。

【農山村振興課】

- ・森林の立木の生育促進、健全化を図るため、森林における間伐の実施を促進します。
- ・森林経営管理制度に基づき、経営管理されていない森林のうち、林業経営に適する森林は、意欲ある林業経営者への集積を推進し、林業経営に適さない森林は、市が間伐等の管理を行います。

【道路河川課】

- ・県に対して土砂災害対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の早期実施を要望していきます。
- ・河川水路の計画的な整備・維持管理を行い土砂災害防止に努めます。
- ・砂防施設からの流出水が適切に流下するように、計画的に整備を進めます。

◆国土保全に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
避難場所を知っている市民の割合	68.1%	85.0%	危機管理課
ため池ハザードマップの作成	0	1	農政課
普通河川の整備延長	221m	800m	道路河川課
雨水幹線排水路の整備率	59.9%	64.7%	下水道課
山地災害危険箇所の整備率	43.7%	48.0%	農山村振興課

(2) 環境

① 災害廃棄物等の処理体制の整備

主に対応するリスクシナリオ 7-2・8-1

◇国、県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

【クリーン推進課】

- ・災害廃棄物を地域から迅速に撤去するため、災害の種類、規模及び被災状況に応じた仮置場候補地をリストアップするほか、家庭ごみ等を滞りなく処分するため、関係者とあらかじめ協議を行うなど、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処分体制を整備します。
- ・関係団体と協議・調整のうえ協定を締結し、災害廃棄物等の処理に必要な人員、資機材及び車両を確保します。
- ・協定を締結している県や近隣自治体のほか、廃棄物処理事業者等と協定を締結し、災害時の速やかな処理・処分体制を推進します。
- ・災害ごみの不法投棄がされないよう、平時より廃棄物監視員によるパトロールを行うとともに、町会等と連携した防止体制を整備します。

【農政課】

- ・農業用ハウスの災害防止対策を進めるとともに、被災時に発生した農業用廃ビニール等の産業廃棄物の処理について、関係機関と連携して適正に処理する体制を整備します。

【危機管理課・環境政策課・道路河川課】

- ・災害土砂を居住敷地や道路等から迅速に撤去するため、災害の規模及び被災状況に応じた仮置場候補地をリストアップし、関係機関との連携を確認するなど、災害土砂の収集、運搬及び処理・処分体制を整備します。

② 有害物質等の拡散・流出対策

主に対応するリスクシナリオ 7-2

◇有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

【環境政策課】

- ・県や関係機関と連携し、平時においては有害物資の適正管理を推進し、有害物質等が環境中へ流出したときは、情報収集や環境モニタリング調査を強化し被害拡大防止に努めます。

③ 下水処理施設の整備

主に対応するリスクシナリオ 2-6・6-3

◇災害時においても下水道が最低限有すべき機能の確保と感染症等予防のため、下水の処理場や管渠の耐震化や長寿命化を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。

【環境政策課】

- ・公衆衛生の確保のため、公共下水道等の整備区域外における合併処理浄化槽の普及に努めます。

【下水道課】

- ・下水道管渠の耐震化の実施について、スケジュール等を検討します。
- ・下水道汚水管渠の整備については、人口の動向を見極め、優先して整備する区域を定めて計画的に進めます。
- ・水処理センター及び中継ポンプ場の老朽化対策、施設の改築に合わせた耐震化を検討します。
- ・水処理センター及び中継ポンプ場は、平成30（2018）年度に策定したストックマネジメント計画により、耐震診断、施設の改築、修繕工事を実施します。

◆環境に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
（仮称）災害時ごみ処理対応マニュアルの作成	0	1	クリーン推進課
合併処理浄化槽処理人口普及率	11.50%	12.70%	環境政策課
下水道管路長寿命化対策実施延長（累計）	1,445m	2,545m	下水道課

G 地域防災

(1) 地域防災

① 防災意識の高揚、防災教育の実施	主に対応するリスクシナリオ 1-1・1-2・1-3・1-4
◇災害発生時に市全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、国、県及び関係機関・民間団体等と連携して、普及啓発や防災教育を行うなど、市民の防災意識の高揚に努めます。	

【危機管理課】

- ・自主防災組織の設立や活動の一助となるように防災資機材を貸与し、地域における防災訓練を促進することで防災意識の高揚を図ります。
- ・防災訓練や防災講話等をとおして「自分の命は自分で守る」という意識のもと、防災知識の啓発を図ります。
- ・地域防災を牽引する人材を育成するため、防災士の資格取得を支援するとともに、スキルアップ研修を実施します。

【消防本部 警防課】

- ・応急手当の普及啓発に併せて、災害発生時の共助の必要性について、地域の防災訓練や救急講習等で啓発していきます。

【消防本部 予防課】

- ・住宅火災の予防等、地域の防火意識を高めるため、市民が関心を持つような広報及び啓発活動を図ります。

② 地域防災力の向上	主に対応するリスクシナリオ 1-1・1-2・1-3・1-4
◇災害時における被害の拡大防止や迅速な復興に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整え、地域防災力の向上を図ります。	

【危機管理課】

- ・自主防災組織のない町会に対して、組織の設立について積極的に呼びかけ、活動に必要な資機材等を支援します。
- ・各地区の自主防災組織が連携して災害対応に当たることができるように、「地区防災計画」の策定を支援します。
- ・防災士と自主防災組織との連携事業を増やし、防災士の地域における活動の場を設けます。
- ・防災講話等をとおして、ハザードマップ等を活用し、市民へ洪水浸水想定区域等の危険区域や避難所のより一層の周知・浸透を図るとともに、気象警報等に基づき積極的な避難行動が取れるように呼びかけます。

【消防本部 総務課】

- ・消防団の人材確保を図るとともに、常備消防との連携強化、さらには団員一人ひとりの知識・技術の向上を図ります。
- ・地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織と消防団の強固な連携活動を推進し、地域全体の協力体制、要配慮者の避難・支援体制を構築します。

【消防本部 警防課】

- ・市内各所に配置したAEDが災害時にも活用されるように、平時から適正に維持管理を行うとともに、地域の防災訓練や救急講習等で、取り扱いや応急手当の重要性について啓発を行います。

◆地域防災に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
市の補助金を活用し防災士の資格を取得した人数（累計）	35 人	65 人	危機管理課
自主防災組織町会数	111 町会	148 町会	危機管理課
地区防災計画の策定数	0 地区	5 地区	危機管理課

（2）地域防犯

① 防犯体制の強化

主に対応するリスクシナリオ 2-3・3-1

◇災害時においても安全安心な地域コミュニティを確保するため、平時から地域防犯の強化を図ります。

【危機管理課】

- ・警察、防犯協会等と連携して、災害時における防犯について啓発活動及び情報発信を行い、市民一人ひとりの防犯知識の向上を図ります。
- ・夜間の犯罪被害防止のため、効果的に防犯灯を設置して、市民生活の安全確保を図ります。

◆地域防犯に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
日頃から何らかの防犯対策を行っている市民の割合	92.20%	98.00%	危機管理課
自主防犯組織数	124 団体	136 団体	危機管理課

（３）地域福祉

① 要配慮者対策

主に対応するリスクシナリオ 2-1・2-3

◇災害発生時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の安全を確保するため、地域と連携しながら、災害情報等の伝達、安否確認、避難誘導等の要配慮者対策を実施します。

【危機管理課】

- ・「地域防災計画」に基づき、要配慮者等も食することができる品目も選定しながら、計画的な備蓄をし、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保します。
- ・災害時に、要配慮者が迅速に避難できるように、自主防災組織等が主体的に行う避難訓練等を支援し、地域住民の共助による支援体制の充実に努めます。

【社会福祉課】

- ・災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者支援制度の普及・啓発活動を推進します。

◆地域福祉に係る重要業績指標（K P I）

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
要配慮者が参加した自主防災組織等による避難訓練実施回数	7 回	10 回	危機管理課

(4) 地域活動

① ボランティアの活動体制の強化

主に対応するリスクシナリオ 8-2

◇災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努めます。

【市民活動促進課】

- ・関係機関と連携し、ボランティアの育成、確保、資質向上のための研修、訓練等を実施するとともに、ボランティア登録団体等との連携強化を図ります。
- ・災害時に、円滑で効果的な災害ボランティア活動が実施できるよう、佐野市社会福祉協議会との役割分担を明確にするほか、情報共有を図る体制を強化します。

② 外国人対応

主に対応するリスクシナリオ 2-1・2-4

◇災害時における外国人住民支援の必要性について市職員及び市民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

【危機管理課】

- ・防災に関する情報の多言語化に対応するため、多言語シートを各避難所へ配備するほか、宗教に配慮したハラル認定食等を備蓄するなど、外国人対応を強化します。

【都市ブランド推進課・市民生活課】

- ・日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全の確保と不安を解消するため、国際交流協会等の関係機関と連携し、通訳等の支援体制を整備します。

◆地域活動に係る重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
社会福祉協議会に登録している災害ボランティア登録者数（令和元年東日本台風以降）	※ 235 人	300 人	社会福祉協議会
通訳・翻訳ボランティア登録者数	23 人	30 人	都市ブランド推進課

※災害ボランティア登録者数の現状値は、令和元年度の人数。

第6章 計画の推進及び進捗管理

第6章 計画の推進及び進捗管理

1. 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた、より安全・安心な佐野づくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確化して、重点的に取組を進める必要があります。

本計画における優先的に取り組む施策については、県計画との整合を図りつつ、計画の基本目標の一つである「市民の生命の保護が最大限図られること」を基調とし、第4章で設定したリスクシナリオの事前に備えるべき目標の1から4を対象とし、以下のように12のリスクシナリオを回避するための施策について優先的に取り組むこととします。

これを基本とし、「第4章で設定した施策体系」のもと、「第5章 施策分野ごとの推進方針」において整理した各施策について優先的に取り組むリスクシナリオと対応させ整理したものが、次頁の表となります。

また、本市が経験した災害被害等を教訓とし、今後国等の支援を受けながら、本市の国土強靱化を迅速かつ効果的に実現する上で優先的に取り組む施策についても位置づけるものとします。

■ 優先的に取り組む施策抽出に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		優先的に取り組むリスクシナリオ	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建築物等の大規模な倒壊や火災による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1-4	暴風や暴風雪・豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	3-1	地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報収集・伝達ができない事態

■ 体系別優先的に取り組む推進施策

強靱化施策分野	施策項目	推進施策	県計画優先施策	本市の優先施策
A 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	①防災拠点機能の確保	●	●
		②業務継続体制の整備	●	●
		③情報の収集・伝達体制の確保	●	●
		④相互応援体制の整備	●	●
		⑤帰宅困難者対策		●
		⑥原子力災害対策の推進		
	(2) 防災・消防	①物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	●	●
		②消防広域応援体制の整備	●	●
		③首都直下地震等への対応		●
		④火災予防に関する啓発活動	●	●
		⑤地域の消防力の確保	●	●
		⑥消防施設等の整備		●
		⑦避難所対策		●
B 住宅・都市・土地利用	(1) 住宅	①住宅・建築物等の安全対策	●	●
		②空き家対策	●	●
	(2) 都市	①市街地整備	●	●
		②公園等施設整備		●
		③上水道施設の耐震化	●	●
		④下水道施設の耐震化	●	●
	(3) 土地利用	①産業用地の整備		●
		②適正な土地利用の推進		●
		③地籍調査の推進		
C 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療	①救急医療体制の充実		●
		②地域医療の推進		●
		③医療機関におけるライフラインの確保	●	●
		④感染症予防対策		●
	(2) 福祉	①福祉・介護等との連携強化		●
	(3) 教育	①学校施設等整備		●
		②児童生徒の安全対策		●
		③文化スポーツ施設整備		●
		④文化財保護		

※県計画において、本市の計画と同様に推進施策が設定され、優先施策として位置づけられているものについては、県計画優先施策の欄に●を付しています。

強靱化施策分野	施策項目	推進施策	県計画 優先施策	本市の 優先施策
D 産業・農 林業・エ ネルギー	(1) 産 業	①リスク分散を重視した企業立地等の促進		●
		②企業の業務継続体制の強化		●
		③商業・観光における災害対応		●
	(2) 農 林 業	①農林業生産基盤との災害対応力の強化		●
		②森林の適切な整備・保全		●
		③農林道の整備		
	(3) エネルギー	①エネルギーの安定供給		
		②ライフラインの災害対応力の強化		
E 情 報 通 信 ・ 交 通 ・ 物 流	(1) 情報通信	①市民等への災害情報の伝達	●	●
		②電源の確保		●
	(2) 交通・物流	①道路の防災・減災対策及び耐震化	●	●
		②緊急輸送体制の整備	●	●
		③地域交通環境の整備		
		④孤立可能性地区における対策の推進		●
		⑤道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成		
		⑥自転車活用の推進		
F 国 土 保 全 ・ 環 境	(1) 国土保全	①総合的な治水対策	●	●
		②総合的な土砂災害対策	●	●
	(2) 環 境	①災害廃棄物等の処理体制の整備		●
		②有害物質等の拡散・流出対策		
		③下水処理施設の整備		●
G 地域防災	(1) 地域防災	①防災意識の高揚、防災教育の実施	●	●
		②地域防災力の向上	●	●
	(2) 地域防犯	①防犯体制の強化		●
	(3) 地域福祉	①要配慮者対策	●	●
	(4) 地域活動	①ボランティアの活動体制の強化		●
		②外国人対応	●	●

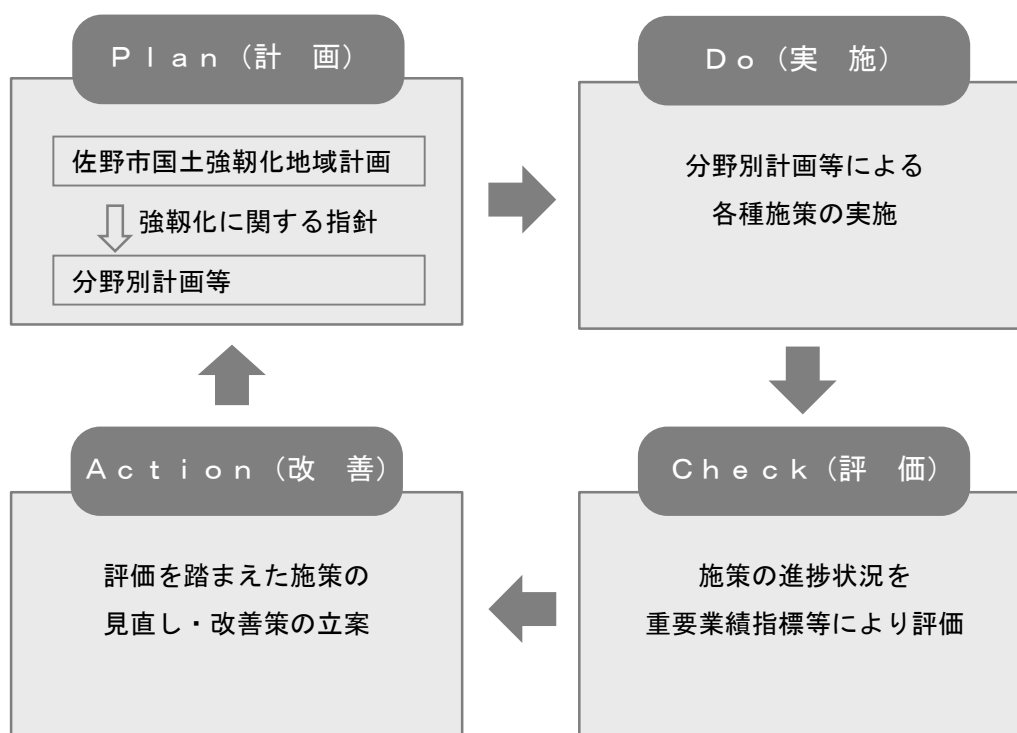
2. 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「佐野市総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「佐野市地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

なお、各種施策の推進にあたっては、別に佐野市国土強靱化地域計画アクションプランを作成し、取り組むべき事業を実施します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

加えて、本計画に大きく関連する「防災アセスメント調査」等自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。



1. 重要業績指標（K P I）一覧

A 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
災害協定の締結数（自治体、民間企業）	76	95	危機管理課

(2) 防災・消防

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
消防団員の充足率	92.70%	98.00%	消防本部 総務課
救急隊員の救急救命士資格取得率	78.00%	84.00%	消防本部 総務課
救急講習実施回数（年間）	74 回	80 回	消防本部 警防課
新設防火水槽設置数	519 箇所	528 箇所	消防本部 警防課
防災倉庫の設置数	22 箇所	23 箇所	危機管理課
最低必要食糧充足率 [備蓄食数／目標備蓄食数]	100%	100%	危機管理課
住宅用火災警報器の設置率	68%	80%	消防本部 予防課

B 住宅・都市・土地利用

(1) 住宅

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
老朽危険空き家の解消件数（累計）	39 棟	129 棟	空き家対策室
空き家バンク成約件数（年間）	9 件	20 件	空き家対策室
中心市街地空き店舗活用件数（累計）	54 件	60 件	産業立市推進課

(2) 都市

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
市民一人あたりの都市公園面積（県営含む）	19.20 m ²	20.00 m ²	都市整備課
長寿命化対策を実施した公園の割合 （更新した公園施設の累計数／長寿命化計画対象施設数）	5.10%	29.10%	都市整備課
新水道庁舎建設進捗率	0%	40%	企業経営課
老朽化した配水管の更新延長	17.7 km	20.7 km	水道課

(3) 土地利用

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
令和2（2020）年度からの10ヶ年計画に基づき実施する地籍調査面積の進捗率	0%	20%	用地課
産業用地の整備面積	208.1 ha	222.2 ha	産業立市推進課

C 保健医療・福祉・教育

(1) 保健医療

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
かかりつけの医者を持っている市民の割合	78.00%	82.00%	健康増進課
24時間体制の医療機関数	2箇所	2箇所	医療保険課
二次救急医療が受けられる医療機関数	2箇所	2箇所	医療保険課

(2) 福祉

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
福祉避難所の施設数	18	20	危機管理課

(3) 教育

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
小学校トイレの洋式化	33.70%	48.50%	学校管理課
中学校トイレの洋式化	24.10%	46.30%	学校管理課
通学路の危険箇所の改善率	61.30%	80.00%	教育総務課
学校安全配信メールの保護者登録率	97.90%	99.50%	教育センター
適切に継承・保存されている指定等文化財件数	257件	259件	文化財課

D 産業・農林業・エネルギー

(1) 産業

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
起業届出件数（本州市外）	77件	110件	産業立市推進課
出流原PA周辺開発整備事業（第1段階）の進捗率	5%	50%	都市整備課
（仮称）出流原PAスマートインターチェンジ整備の進捗率	9%	100%	都市整備課

(2) 農林業

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
農地整備実施面積（区画50a以上）	22.0ha	60.4ha	農政課
森林経営計画面積	4,570ha	5,000ha	農山村振興課
林道の整備延長	63,195m	65,855m	農山村振興課

(3) エネルギー

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
太陽熱温水機器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している世帯の割合	12.40%	18.00%	環境政策課
市内の認知発電による世帯カバー率	11.70%	22.40%	環境政策課

E 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
避難勧告等の災害情報の入手先を知っている市民の割合	30.10%	55.00%	危機管理課
佐野市防災・気象情報メール登録者数	3,393 人	5,500 人	危機管理課

(2) 交通・物流

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
一般市道の改良率（改良済市道／市道の総延長）	59.30%	59.60%	道路河川課
長寿命化修繕工事实施橋りょう数	1 橋	5 橋	道路河川課
市道 1 級 1 号線（都市計画道路 3・4・201 号高砂植下線）の整備率 〈県道桐生岩舟線交差点から旧影澤医院交差点まで〉	63.00%	100.00%	道路河川課

F 国土保全・環境

(1) 国土保全

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
避難場所を知っている市民の割合	68.1%	85.0%	危機管理課
ため池ハザードマップの作成	0	1	農政課
普通河川の整備延長	221m	800m	道路河川課
雨水幹線排水路の整備率	59.9%	64.7%	下水道課
山地災害危険箇所の整備率	43.7%	48.0%	農山村振興課

(2) 環境

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
（仮称）災害時ごみ処理対応マニュアルの作成	0	1	クリーン推進課
合併処理浄化槽処理人口普及率	11.50%	12.70%	環境政策課
下水道管路長寿命化対策実施延長（累計）	1,445m	2,545m	下水道課

G 地域防災

(1) 地域防災

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
市の補助金を活用し防災士の資格を取得した人数（累計）	35 人	65 人	危機管理課
自主防災組織町会数	111 町会	148 町会	危機管理課
地区防災計画の策定数	0 地区	5 地区	危機管理課

(2) 地域防犯

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
日頃から何らかの防犯対策を行っている市民の割合	92.20%	98.00%	危機管理課
自主防犯組織数	124 団体	136 団体	危機管理課

(3) 地域福祉

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
要配慮者が参加した自主防災組織等による避難訓練実施回数	7 回	10 回	危機管理課

(4) 地域活動

重要業績指標（K P I）	現状値（H30）	目標値（R3）	担当課
社会福祉協議会に登録している災害ボランティア登録者数（令和元年東日本台風以降）	※ 235 人	300 人	社会福祉協議会
通訳・翻訳ボランティア登録者数	23 人	30 人	都市ブランド推進課

※災害ボランティア登録者数の現状値は、令和元年度の人数。

2. 佐野市国土強靱化地域計画策定委員会設置要領

佐野市国土強靱化地域計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として佐野市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）を策定するため、佐野市国土強靱化地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総合政策部長を、副委員長は行政経営部長を、委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、構想の素案を作成するため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 計画の素案を作成し、これを委員会に提出すること。

(2) 前号の掲げるもののほか、委員会が指定する事務を行い、その結果を委員会に報告すること。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は政策調整課長を、副部会長は危機管理課長を、部会員は別表第2に掲げる職員をもって充てる。

5 部会長は、当該部会の事務を掌握する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、公布の日（平成30年11月1日）から施行する。

附 則

この要領は、公布の日（平成31年1月21日）から施行する。

別表第1（第3条関係）

市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長 観光スポーツ部長
都市建設部長 水道局長 教育総務部長、消防長

別表第2（第6条関係）

行政経営課長 環境政策課長 社会福祉課長 医療保険課長 産業立市推進課長
観光立市推進課長 都市計画課長 水道課長 教育総務課長、警防課長

3. 策定の経緯

年月日	経過等
平成 30（2018）年 12 月 6 日	第 1 回佐野市国土強靱化地域計画策定委員会・部会
平成 31（2019）年 1 月 30 日	第 2 回佐野市国土強靱化地域計画策定部会
平成 31（2019）年 3 月 11 日	第 3 回佐野市国土強靱化地域計画策定部会
平成 31（2019）年 3 月 22 日	第 2 回佐野市国土強靱化地域計画策定委員会
平成 31（2019）年 4 月 26 日	第 3 回佐野市国土強靱化地域計画策定委員会 第 4 回佐野市国土強靱化地域計画策定部会
令和元（2019）年 5 月 30 日	第 5 回佐野市国土強靱化地域計画策定部会
令和元（2019）年 9 月 30 日	第 6 回佐野市国土強靱化地域計画策定部会
令和元（2019）年 10 月 9 日	第 4 回佐野市国土強靱化地域計画策定委員会
令和 2（2020）年 1 月 28 日	第 7 回佐野市国土強靱化地域計画策定部会
令和 2（2020）年 2 月 6 日	第 5 回佐野市国土強靱化地域計画策定委員会
令和 2（2020）年 3 月 12 日	第 6 回佐野市国土強靱化地域計画策定委員会
令和 2（2020）年 4 月 10 日	佐野市防災会議委員への意見照会
令和 2（2020）年 7 月 1 日 ～7 月 31 日	パブリックコメントの実施
令和 2（2020）年 8 月 25 日	佐野市国土強靱化地域計画の策定

佐野市国土強靱化地域計画

令和2年（2020年）8月

発行 佐野市

編集 佐野市総合政策部政策調整課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地

TEL：0283-20-3000

FAX：0283-21-5120

E-mail：seisaku@city.sano.lg.jp

U R L：http://www.city.sano.lg.jp

